

二一 株式會社の將來

株式會社の將來を論ずるには先づ株式會社の特色を明にしなければならぬ。然るに此點に就ては先刻向井教授も一寸觸れられたから私は一部それを繰返すこととなる。

扱、株式會社の特色として先づ第一に擧ぐべきは株式會社は總ての財産を證券の形に引直すと言ふことである。即ち、株式會社は機械・土地・倉庫及船舶等を株券又は社債等の有價證券の形に引直し、斯くすることによつて企業の賣買讓渡を簡單にする。若しも此等の機械・土地・倉庫及船舶等をそのままで一まとめにして賣買しようとするなら、賣買はなか／＼實行せられるものではない。現に私の家の前の煙草屋は數ヶ月前より賣物の貼紙が古くなつてゐるが今以て賣れないで残つてゐる。然るに郵船會社や電燈會社の株券及社債は毎日取引所に於て賣買せられるが之は其證券の代表する企業の賣買である。これによつて機械・土地・倉庫及船舶等一まとめになつたものを有價證券の形を通じて分割し、日々新に評價し、賣買しつゝある。そこで之を投資として見れば固定せるものが流動化して來るのである。有價證券がなかつたら一旦投資した資本を再び現金に直すのは困難であるが、これあるが爲めに常に現金に戻すことが出来ることとなるのである。

今一つの特色は先刻向井教授の言はれたアブセンティズムである。即ち、企業の經營と資本の所有とが分離し、株主の大部分は會社の事業には實際關係せず、全體からいへば極少部分の株主のみが實際の經營をなすに過ぎない。このことは既に早くアダム・スミスの指摘せる所であつて、彼は株式會社の經營者は他人の財産を管理する故に親切で

あるを得ない、従つて株式會社は碌な仕事をなすことを得ぬと論じたのである。勿論、このことを「所有と經營との分離」なる語を用ひて論ずるに至つたのは廿世紀の學者であるが、然しアダム・スミスの言葉の中にもこれを示すものが既に存してゐた。たゞ廿世紀の學者はこの結果アダム・スミスの如く株式會社の能力を低く評價するのではなくして、却つて株式會社の社會全體に及ぶ影響の甚大なることを感ずるのである。

如斯、經營と所有との分離について昔の考とは變つた觀察をなす爲め今日色々考ふべき問題が生ずる。株式會社は非常な勢で發達し、最早それは企業形態の例外的のものでなくて、最も普通のものとなりつゝある。最近、廿年間について見ても此傾向は驚くべき早さを以て進み來つたのを明に認められるのである。かくて經濟學者の從來考へた分配論中の一問題たる利潤も餘程變つたものとなつて來た。即ち、昔の經濟學者は利潤を分析して見れば、その中に利子もあれば、其事業について負擔する危険の保険料もあり、又勞働に對する賃銀も含まれてゐるとしたのであるが、今日では經營の賃銀と其他のものは分れて別の人の手に歸しつゝある。此變化は *far reaching* なものでなければならぬと思ふ。斯くの如くにして昔の人が考へなかつたことが現はれ來り、而もこの新しい力は社會の底の底までも響いて來る。アダム・スミスが株式會社のなし得る事業の種類は少數に限られてゐるから百年の後に、カーライルは死んだが、其の死去の少し前に小さな論文の斷片を書いて居る。彼はこの絶筆の中に、將來の世界は甚だ殺風景な金づく一方の世界になる、其時勢力を振ふものは株式會社と勞働組合であるといつた。カーライルの如き人間相互間の美しき感情を尊重する立場よりせば勞働組合も株式會社と同様の金錢主義であり、少くとも金のやり取りで萬事を決せんとする近世主義であつて、彼の悲觀したのも當然と言ふべきであらう。金の世の中となることが果して悲觀すべきものであるや否やは別としてカーライル以後、今日までの形勢を見るに株式會社と勞働組合とは共に非常な發達を遂げ、今日の社會組織には缺くべからざるものとなつた。そこで上述の如き特色を有する企業形態が廣く

社會に分布し、これが生活の底の底までも響き渡るとすると、これは單なる經營學だけの問題ではなくるのであるが、然しこれを考へるには、先以て是非とも經營學の見方から發足することが必要である。

右の如き特色より世界が如何に變化するかといふことについては色々の議論があるが、最も普通に言はれるところは株式會社が總ての財産を有價證券と化する爲め大勢の資本家の資本を集め大經營を可能ならしむといふことである。これは非常に重要なことであるが既に論じ盡された事だから今更問題とはなるまい。

次に擧ぐべきは資本の分散することである。向井教授の言はれた如く大きな資本家のまとめて出す金額は一年に何千萬圓とはならないが、非常に澤山の人の投資する金は其一人、一人の出す額は少くとも其總額は非常に大である。株式會社制度は一人、一人について見れば少額なるも非常に澤山の人からこれを集めることによつて大資本を得るものであるから、株式會社發達の結果は非常に多くの資本主を生ずることになる。若し株式會社がなかつたならば大金持でなければ大仕事は出来ぬわけであるが、株式會社あるによつて我々でも一部の資本家になれる。これを資本主義の民衆化といつてもよからう。大企業が中小企業を壓倒するのが今日の形勢であつて、其結果、大金持と貧乏人との二階級の對立となつてゐるのは、これ社會主義者の見方である。然しながら株式會社制度發達の爲めにこれと反對の効果があらはれつゝあるのであつて、資本は少數の人にのみあつまらずして分散して行く。吾々はこれが程度を考へねばならぬ時代となつたのである。

次は事業が次第に役人の仕事となつて行くことである。從來、役人といへば我々の考では政府なり、地方團體なりの月給取りを意味したのであるが、今日ではそれ以外の月給取りが出て來てゐる。株式會社がなくても大事業が起れば月給取り、勤め人の數は殖えるのであるが、それが株式會社の形を取る時に特に多く出づるのである。即ち、株式會社制度なきときは實業界のことは損益共に企業者の一身に屬するのであるが、株式會社出現の結果、其事業の所有

者でない、少くとも少部分の所有者に過ぎない人が事業全體を切廻すこととなる。斯くの如くにして人の財産を運轉する階級が非常に多く生じたのである。今日東京、大阪等の郊外住宅地の急激に膨脹して行くのは此小中産階級の勃興を示すのであると思ふ。然うするとは社會の組成分子の問題になつて來る。即ち、昔は社會が大名と百姓との二階級に分れたが、今日では資本家と勞働者とに分れてゐる、と社會主義者は見るが、その中間に一種の漠然たる階級が現はれて、それが漸次大きくなつて行くのが現在の事實である。これが爲め社會の人氣にも變化を生ずる。即ち武士とか、農民とか、商人とか、夫々特殊の氣質を有してゐるのであるが、今後月給取りかたぎは強き色彩を社會に與へるであらう。

最後に今一つ株式會社の影響は勞働せずして樂に暮して行く方法が生じたこと、これである。世界の人が皆斯くなればよいのであるが、それは出來ない。たゞ一部の人のだけ樂に暮して行くことが出來るのである。株式會社發達の結果、資本が多くの人に分散することは前に一言せるところであるが、その傾向が若し非常に強くなるときは資本の民衆化といひ得るも、資本を多く持つてゐる人が働かないで樂に暮すことが出來ることは不勞所得の増大を意味する。昔、銘々の人が銘々の企業をした時は父が成功しても、子が馬鹿ならずく財産を失つてしまふ。故に日本橋の舊家で極く古いものは少く、多くは三代と續かないのである。然しこれからは此點が樂になる。何となれば株式會社出現の結果自分の職業と自分の財産とはくつゝいてゐない。即ち、自分の財産は有價證券となつて毎年自然に所得を生じ、自分は勝手な職業をすることが出來る。父は酒屋でも子は酒を造るのが嫌で文學士となつて詩を作ることも出來る。而してこれが出來るのは經營と所有とが分離したからである。

以上は私が今より十五六年前に考へたところであるが、其後、世間の動き方を注意して觀察し、又學者のいふところを注意してゐると私の考と同じ様な意見が多方面から表はれて來て居る。これを簡単に紹介しようといふのが本講

演の主旨である。

資本が分散して行くことについては近頃、殊に歐洲大戦後の米國に於て其勢、餘程大なるものゝ如くである。株式會社制度ある爲めに新中産階級を生ずる事は曾てアシユレー教授の述べしところであつて、事業は大經營になつても中産階級は残る。それはロンドン其他の大都會の郊外の住宅地を見れば分るとせられた。この事がそのまゝ日本にも現はれたことは前に申した通りである。アシユレー教授は一九一〇年ハンブルグに於て講演せるとき、英國では株式より多少の収入を得るものは五十萬人位あるとしたが、この五十萬人は戸主であるから一家五人とすれば二百五十萬人となり、英國總人口四千萬人中、これだけのものが株式より収入を得ることとなる。これについて近時米國の事情を述べ、これより生ずる色々の問題を世間に提供したものがあつた。それは即ち、リプレー教授が本年正月 Atlantic Monthly 誌上に掲げた一論文であつて、大いに世の注意を惹いたとて友人がそれを見せて呉れた。それによれば一九二三年の米國の所得税の統計によると七百億弗の會社の拂込金あり、これを出せる人は一千四百何十萬人を數へる。英國の例は五十萬人であつて、この計算がせられて後、約二十年を経た今日、英國でも大いに殖えてゐるであらうが、米國の數は非常に多い。それは殊に歐洲大戦後に多くなつた。即ち一九一八—一九二〇年の三年間に三百萬人殖えたと言ふ。其理由は主として少額の株式が澤山出來たからである。殊に米國で盛なのは労働者に株を持たせることで、これはユー・エス・スティールもやつてゐるところであつて、十弗・五弗等の小株式をつくり、これを労働者に持たせるのである。これは労働問題を和げんとするものならん。又、得意先に株を持たせることも盛であるが、これは得意先との間に利害の一致を得んとするにある。更に都市の公益事業が其の市民たる消費者に株を持たせる爲めに小株式を造ることも盛にして、これが爲め非常に株主の數を増したと言つて居る。斯る現象は今後如何なる程度にまで進むであらうか。私には判断出來ぬが、若しすん／＼進むとせば大いに考へねばならぬ。

それから仕事が官僚的となること。これについては近頃學者の二三論ぜるものがある。勿論明暗二面の觀察がある。話の續きであるから先づリブレイ教授の前掲論文中、此點に關する主旨を述べれば、同教授は資本を多數の人が持つと言ふ事實から生ずる所の弊害を見て居る。即ち米國では御承知の如く昔より金を拂込まぬ株がある。通常金を拂込む株は優先株であつて、これに對しては先づ、例へば七分までは配當するが、残りの利益は普通株主が取るときめてゐる。而してその普通株といふのは通常拂込をせぬ株式であつて主に發起人が取るのである。これはけしからぬと一寸思はれるけれども必ずしも然うではない。新しい有利な仕事を見出し、組織するには費用も要るが、それは一つの Adventure であつて、これに對しては報酬が拂はれねばならぬ。何れの國でも發起人は何かの方法で大なる利益を取ることゝ豫期されてゐる。米國はこれをそのまま表面に表はせるまでである。扱、リブレイ教授の言へる多數の小株主の持たされる株は優先株であつて普通株は事業家の所有するところである。勿論、普通株と雖も賣出されるものがあるが事業家が先づこれを取るのである。この頃は無額面の普通株も生ずるに至つたが、それでも結構まにあふのである。即ち、優先株主に保證せられた殘りの利益の何割を普通株主が取ると定めればよい（これをそのまま定款に表はすのである）。そうすると優先株主は比較的安全な立場に置かれる代りに會社のことには何も嘴を容れられなくなる。蓋し株主總會は何もしない。株主總會は極、形式的のもので十分か二十分かで濟んでしまふからである。これは何れの國でも同じである。殊に米國では、法律上でも優先株主には議決權を與へぬときめることが出来るのである。又假令議決權を有してもこれを幹部に信託することが少くない。これを Voting Trust と言ふ。即ち、此場合には多數の株主は株主であるが財産の運用又は發言權は名實共に明に幹部に委するのである。日本でもボーテイニング・トラストはなきも白紙委任状を取られる。自分の權利を委任するに其相手方が何人なりや定まらないで印を捺すのは頗る不合理と言はねばならないが、而も何等不思議とせられぬ程議決權は輕くなつてゐるのである。そこでリブレ

教授はいふ。かくて事業家は他人の金で勝手のことが出来る故に横暴となるのである。又事實其の例尠しとしな
い。これを如何に取扱ふや。これに對する適當の対策なき時は將來の經濟生活は危険に瀕するであらう。而してリ
レー教授はこれが對策としてもつと株式會社の經營の實情を一般に知らしむべしと結論する。蓋し小株主に有力な發
言權を與ふる如く法律を變更改正すべしとの議論もあるが、それでも幹部の横暴を充分取締ることは出来ぬ。寧ろ會
社の經濟を一般に知らせることが最良策である。太陽の光を以てするバクテリア消毒法は有も有効であると言ふの
ある。

以上は所有と經營との分離より出ずる弊害を見たのであるが、弊害のみでなくて美點も存してゐることを忘れては
ならぬ。それは企業の經營者の態度に別の態度があり得るからである。即ち人のものだからぞんざいに取扱ひ大膽に
なるにあらずして、人のものなる故、却つて注意して大切に取扱ひ誤なきを期する態度が存する。而して第二の態度
が養はれて來ることを株式會社全盛時代の一特色とする學者が少くない。マーシャル博士の如き其一人である。先生
は英國の事情より考へ付かれたのであらうが、何れの國にも以上の如き二つの態度はあるのである。但し第二の態度
が取られる結果は仕事に對して小膽となり、保守的となり、進歩が止まりはせぬかとの疑が存し得る。企業が官吏の
手に歸し、仕事が官僚的となると、仕事がうまく行つても其の結果は漸く數年後に至つて始めて表はれるに過ぎない
から當局者在任中には分らない。従つて其人の手柄にならない。而も若し萬一失敗したら其地位を去らなければなら
ぬ。このことは會社員の方々に聞いて見ても正直のところ實際存するのであつて生きた事實である。マーシャル博士
はそうすると世の進歩は止まり化石してしまふと言はれて居る。然らば如何にせばこれを免れることが出来るか。別
に大した名案もないが、たゞ人間が利潤を獲得せんとする希望のみで働くのではなく、他の強い動機、即ち自分の仕事
の上に興味を有することが大切である。而してこれが人間を活躍させる強い力となつてゐる。醫者は診察科を多く取

つて大邸宅を造るをのみ目的となすにあらざして、到底癒らぬ病人を癒すことに満足を感じるが故に勞を忘れて顧みぬのである。實業界でも職業上の誇り、仕事の上に於ける創造の喜びを有するに至る傾向が見える。殊に同じ職業に従事する團體が出來ると皆女人なる故に何人かゞよい仕事をするとすぐ認められるに至る。これ近頃の實業界に於て樂觀すべき一つの傾向であるとマーシャル博士は言はれてゐる。

經營が金儲けの爲めのみでなく人間社會に現存する浪費をなくすこと、これが經營の本當の意味であると考へるのであるが、これが一般に理解され、民吏の理想となるとすれば大いに樂觀の材料となるが、果してさうなるであらうか。それは不明である。然しながらこれを希望し、これを勉むること、是經營學會の任務であらうと私は考へる。

尙、株式會社の將來についてケインズ氏の意見を紹介しなければならぬ。氏は御承知の通り歐洲戦後の貨幣問題について名論を出せる人であるが今年 *End of Laissez-faire* と言ふパンフレットを出した。其の主旨は從來の自由放任主義の如き考へ方は止めねばならぬ。然しながらこれに代るべきものは社會主義でなくして一の新自由主義であるといふのであつて、株式會社を主題として論じたのではないが、其議論中これに觸れてゐるところがある。即ち、社會主義者は産業を國有にせよと叫ぶけれども、それは無駄なことである。英蘭銀行や英國の鐵道を國有にして何の效果ありや。ケ氏によればこの兩者は共に現に殆ど公の機關となつて居り、又益々なりつゝある。重役は大なる配當を目的とせず、株主に對しては普通に相當とせられる配當を絶えずなせばそれで任務は盡きる。其以上の努力は其事業をして公の任務をつくさしめることに向けられる。而してこの方が重役幹部の名聲を擧げるのである。即ち個人的名譽心からも又社會的良心からも同じことが要求せられるのである。これは總ての株式會社が皆そうなのではないけれども、少くとも或る大企業にはそうなる傾向を有し、株式會社自身自身で社會化しつゝある。高い經費を費してこれを國有とするは誤であると指摘したのである。これまで行けると前途は大いに樂觀出來ると言はねばならぬ。

次に私の考へたことの一つは、株式會社の發達の爲め働かないで食ふことの出来る階級が出づると言ふことである。此點についても亦事實を觀察して猛烈な攻撃を加へた者がある。ギルド社會主義者のトーネー氏、即ちこれである。氏は數年前に發表せられた著書『獲得の社會』中に於て今日の世の中には配當金領收書に印を捺すことのみよつて贅澤な生活をするものを生じ、彼等は夏は瑞西の湖畔に、冬はロンドンの社交界に華奢風流を逐ふと雖も、教養を知らず、美を解せず、富の力を喜び、虚飾に憧るゝを以て足れりとしてゐる、これ資本主義の大弊害である。而してこれを可能にするものは株式會社制度である。資本の所有と經營とが分離し、株主は何等の經營の才を有せず、又何等の勤勞をなすことなくして收入を獲得し、斯くて不勞所得階級を生じたと痛快に攻撃してゐる。

斯ることは米國のヴェブレン氏の書物にも出てゐる。こう言ふことは甚だ不都合といはなければならぬ。しかしこれを如何にして匡救するや。これが匡救方法は全くないかと言ふに、或は不勞所得の問題は株式會社のなき時よりも、株式會社の存する現代の方が樂に匡救し得るのではないかと私は考へるものである。それは即ち結局課税といふことに歸する。

父の財産は子がつぐのである。日本の民法の如きは子が生存しない時でも親族中の何人かを捜し求めてこれに相續させて居る。然しこれも何時まで續き得るであらうか。現に傍系の相續は次第に輕んぜられ、日本の相續税法でもこれに對しては重く課税してゐる。然し日本は未だ歐米とは比較にならぬこと勿論である。相續税をかけるにつき厄介なのは、課税の目的物たる財産が實際に於て動いてゐるといふことである。然しながら、例へば家屋などが若し有價證券に化せられてゐるならば、税金として有價證券を持つて行けばよいこととなるから、さうすると不勞所得階級の出来るのは株式會社制度の暗黒面であるが、これを都合よき方に利用することをも可能ならしめる譯である。

私の今日の講演の目的は曾つて私が二、三の論文中に於て發表した問題について最近の歐米の學者が如何なる意見

を發表してゐるかを述べて、これが將來如何になつて行くかといふ問題について諸君の注意を喚起せんとするにある。若しこれについて興味を生じられるならば今後何うか資料及意見の交換を以つて私をお助け下さるやうお願する次第である。

〔經營學論集〕第一冊、昭和二年

二二 公營事業の會計狀態を明示して理事者と

從業員の間に懇談を遂げよ

仰の如く市電の勞働爭議は困つた問題であります。從業員の賃金率維持を主張するのも無理とはいへませんが、併し差向き市民の交通機關が休んでしまふのも困る。從業員の組合としても市民の同情を失つては思ふやうな主張も出来ないことになる。そこで爭議調停法でも働かしたらよいわけであるが、法律ばかりで押付けても結果はあまりよくあるまい。私は門外漢で實際の事情がわからないから、いふことが或は迂濶になるかも知れないけれども、一寸思付いた一案として、市電の會計狀態を明かに示した上で理事者と從業員の代表者と懇談するやうにしては何うかと思ふ。從業員が賃金維持を望んでも、市に拂ふべき金がなければ仕方がない。又金があれば請求を聽いてやるべきである。市の事業は個人の事業と異り會計を秘密にする必要は毫もないはずだから、詳細を發表したらよからう。さうすれば理事者と從業員と何れが正しいか公衆の判斷も幾分正確になるだらう。元來東京の市電のやうに乗客が多ければ利益がない筈はない、餘程出る筈である。何か合理的經營をなすに障害となるやうな事情があるのでないかといふ疑を誰でも持たずにゐられない。だから労働者のみならず市民としても會計の公表は要求しなければならぬのである。依つて私は市が有能な會計士を雇入れて市電其他の會計を一目瞭然たらしむる所の表を定期に作らしめ新聞に發表することを先づ以つて希望したのであります。

二三 農村と關稅問題

會長竝に諸君、私は今日この盛なる中央會主催の大會に出ましてお話を申上げると云ふことは、非常に好い機會を得たと喜んで居るのであります。實は産業組合の大會でありますから、産業組合に就ての自分の平生考へて居ることを申上げる積りで、其のやうな演題を事務の方へ差上げて置きましたので、或は其のものが印刷になつて居つたか知りませぬが、今朝參つて見ると、大分産業組合専門の方々がお出でになつておりまして、産業組合それ自身に就てのお話が昨日來あつたやうでありますので、私は演題を變へまして、茲に出て居るやうに「農村と關稅問題」と云ふことに話を變へて申上げたいと思ふのであります。時間が澤山ありませぬから、簡単に申上げます。

關稅問題と云ふものは非常に我々の日々の生活の上に重大なる關係を持つて居ります。即ち此の關稅をかけたものは其の値段が高くなるのであります。申すまでもなく普通の消費稅、酒にかける稅とか、或は織物にかける稅とか、砂糖にかける稅とか云ふやうなものでも矢張り代金が高くなります。消費稅の高くなつたゞけのものは生産者或は商人が自分の懐中から出す譯には行かない、我々消費者が其の代金を高くして拂ふのであります。それが税金になつて結局政府の収入になる、斯う云ふ譯であります。關稅も矢張りそれと同様に、關稅のかゝつた品物の値段を高くする。高くなつたものを我々が拂ひますが、併しそこで拂つたゞけのものはみな政府へ収入になつて這入るかと云ふと、その所が消費稅とは違ひます。關稅の場合には、成程一部分は政府の収入になりますが、併しながら一部分は政府に行かないで此の生産をした人に行きます。それが關稅の良い所でもあり、悪い所でもある、一の働きでありま

す。之をうまく使へば國のために良いことになる、拙く使つたら非常に悪いことになります。かやうに關稅は消費稅よりも事情が複雑して居ります。それですから此の問題が非常に重大であるに拘らず、屢々不注意に流れて看過されるのであります。それからまた關稅の作用と云ふことに就ては、非常に誤解が多いのであります。なか／＼えらい方でも關稅問題になつて來ると誤解が多いのであります。それで今日は此の歐羅巴の大戰爭終結以來世界中の關稅の大流行でありまして、あつちでも關稅を引上げ、こつちでも關稅を引上げ、既に引上げたものを又引上げて、戦前から比べると大抵の國では關稅が非常に高くなつて居る、それで關稅を引上げると、一方の國から他の國へ賣り、或は買ふと云ふこと、つまり全體の輸出入貿易が妨げられることは申すまでもありません。戰爭の時には實際鐵砲をうち合つて居るのですから商賣はお互ひに出來ぬ。だから國內で無理をしてども用を足さなければならぬ、自給自足でやらなければならぬが、併し戰爭が濟んでから關稅を非常に高くして居つては互ひに商賣を妨げ不利益を受ける、こつちから見れば向ふが外國ですが、向ふから見ればこつちが外國である、さうしてお互ひに排斥して自給自足を續けて居りましたならば世界中の生産、商賣が困難になります。つまり日本なら日本で以てやらすに一番適當した仕事があるとしても、これを日本でやらせないで己れの國でやるとなるから、世界中の生産が減る、世界中の人が餘計働かなければ同じものが出來ないと云ふことになる。日本の國內で一の縣と他の縣と分業をやつて居る、これが日本國內ばかりでなく世界中で實際に行はれて居る譯でありますが、これを今の關稅の障壁で以て妨げると云ふ事になりますから、それで世界中の能率が擧らぬことになる。これでは困るのであります。互ひに關稅をかける場合には自分の國の利益を保護する、自分の國の生産者を保護すると云ふ理由でやりますが、併しながらあつちでも、こつちでもやれば世界中がまづくことになる。斯う云ふ譯でありますから、保護關稅の流行は世界のために悪い傾向だと云ふ事を唱へる人だん／＼多くなつて、それが先刻會頭からお話のありました所の昭和二年の國際經濟會議と云ふものになつたのであ

ります。それで此の經濟會議に於てはいろ／＼な問題が討議されて居ります。商業の問題、工業の問題、農業の問題に互つてゐました。農業の問題に就ては茲に御列席になつて居ります佐藤寛次博士がお出でになりました。工業に就ては昨今日本で以て喧しい問題となつてゐる合理化と云ふことが其の當時非常に議論されました。併し經濟會議の中心問題は關稅でありました。そこで日本は何うかといふに戰爭以來やはり關稅を大分引上げて居ります。大正九年以來鐵の關稅を上げました。染料の關稅を上げました。それから化學工業のいろ／＼な製品の稅を上げました。銅の關稅を上げました、小麥の關稅も上げました。これは農村に關係のあることであります。砂糖の關稅、木材の關稅と云ふものも段々上げて行く、最近は硫安の關稅を引上げると云ふ問題が起つて居ります。これは農村の方々から見ると云ふと、困つたことであります。肥料の稅金を引上げると云ふことは農村に取つては甚だ迷惑千萬な話であります。斯う云ふやうな工合でいろ／＼な關稅を上げて來て、これで日本の産業を保護すると云ふのであります。他の國も矢張り同じことをやる。現に最近アメリカでも關稅を上げる、オーストレリヤでも、インドでも上げる、そのために日本の品物が賣れなくなる。インドの如きは日本の綿布を澤山に買つて居る國ですから、其の國が日本の綿布に高い關稅をかけてこれを排斥することになると、こちらの紡績業は困る、斯う云ふ譯であつてお互に損を仕合つて居ると云ふやうな譯であります。此の問題に就て先刻申しますやうにいろ／＼な誤解が行はれて居りますから、これを少し申上げて見たいと思ふのであります。

一番誤解の甚しいのは、關稅と云ふものはこれは外國から來る品物にかけるのだから、其の結果として困るものは外國人ばかりだ、外國人が此の稅金を負擔するのだと、斯う云ふ考であります。若しも外國人が稅金を負擔して呉れて、それだけの金が日本に這入るものならば程良い租稅はありませぬ。我々は所得稅、地租、營業稅をみなやめて關稅一本にしたら宜いことにもなります、けれどもなか／＼さう云ふうまいことは實際ないのであります。關稅を

かけて外國人がそれを負擔すると云ふことは偶にはありますが、減多にないことである。普通は矢張り消費税と同じやうに最後に消費者がこれを拂つて居るのであります。つまりそれだけ品物の値段が高くなつて來るのであります。

それですから若しも外國から這入つて來る所の農産物に關稅をかけたら、これを消費する都會の人が之を背負はなければならぬ、又工業品に關稅をかければ農村の人が都會の人と同様にこれを負擔しなければなりません。實例を以て云ひますれば先年、小麦の關稅を上げました。此の引上げたと云ふことは幾らか小麦の値段を吊上げる力を持つて居ると思ひますが、これは麥粉やパンや、うどんを消費する人にかゝつて行きます。今度は硫安に關稅をかけるとか云ひます。これはマア實行は出來ないことと思ひますが、併しながら假にかけたとしたら硫安を拵へる所の工業家は利益し、これを使ふ所の農村は迷惑する、かう云ふ譯であります。つまり化學工業と農村との間に利害の衝突が起り得ることあります。何れにしても外國人にみな稅金を負擔さしてしまつて國內の人がこれを負擔しないで濟むと云ふことには行かない、若し負擔しないと云ふことがありましたら、さう云ふ場合も稀にはありますが、其の代りさう云ふ場合には一方に於て國內の生産者は利益を受けない、這入つて來るものが今迄と同じ値段で賣られるならば國內で外國品と競争して居る生産者は利益を受けない、相變らず同じだけの競争をして行かなければならぬ、斯う云ふ譯になります。

それから又斯う云ふ誤解もあります。關稅をかけると云ふと、政府にも收入が出來る、生産者もこれに依つて保護を受くる。これは一舉兩得説であります。これもよく云はれる議論でありますが、非常なる間違ひであります。なぜかと申しますると、關稅をかけて、それが政府の收入になると云ふのは輸入品だけに就てあります。稅關を品物が通らなければ關稅と云ふものは出て來ませぬ。外國から來るものは稅關を通るから稅金がかゝつて、これは確かに政府の收入が生じます、併し國內で同じものを拵へても稅關を通らぬから政府に稅金を納めぬ、而も其の品物を輸入

品と同様に高く賣ることになります。硫安の場合にして云へばドイツから或はイギリスから這入つて來るものは税關を通りますから、税金を政府に納める、随つて税金を納めるだけ高くなつて國內で賣られますが、國內の化學工業會社で生産したものは税關を通らぬから一文も税金を納めませぬ、それにも拘らず、其の品物を外國品と同じやうに高く賣る。それですから國內の生産高の大なる場合は政府に這入る金と、農村の消費者の負擔して居る金との差が非常に大であると言ふことになりす。農村の消費者が、支拂ふところの硫安の代金の一部分は税金になつて政府に這入り、一部分は保護される生産者に行く、これが事實保護の作用であります。更にもう少し實例を以つて云へば今日我が國に於いては先刻申ししますやうにいろ／＼な關稅をかけて居りますが、非常に其のために値段の高くなつて居る品物は砂糖であります。砂糖は今日大抵自給出來るやうになつて居る。自給出來ると云ふのは臺灣の砂糖の生産が非常に多くなつて、日本内地で以て舐めるだけの砂糖は臺灣で出來ることになつて來ました。これは國產自給で誠に結構なやうであります、併しながら消費者大衆から見れば餘り結構でない、寧ろ迷惑なことと思ふ。なぜかと云ふと、外國よりも日本に於いて砂糖の値段が非常に高くなつて居ります。大連と云ふ所は御承知の通り自由港であつて何處から來る品物でも、輸入税を課して居りませぬ。それですから大連に於いては砂糖は十錢か十二錢ぐらゐで小賣されてゐます。然るに日本では二十何錢と云ふものを拂はなければ白砂糖は買へない、斯う云ふ譯であつて、税金のかゝらない所と比べると云ふと、先づ十二、三錢ぐらゐ一斤に就いて高くなつて居ります。尤も此の十二、三錢と云ふのは全部關稅でありませぬ。一部は消費税である。消費税が七、八錢關稅が五錢かゝつて居る。砂糖を臺灣で拵へて自給自足するために我々が拂つて居る税は一斤に就て五錢であります。日本に於いて老若男女の消費量を平均すると、一人一年に二十斤と云ふことになつて居りますから、一斤五錢づゝ高くなれば一圓となる譯であります。尤も、中には白砂糖を使はぬ場合もありますから、もう少し尠なくなりませんが、大體はマア斯う云ふことになる。それ

で一人に就て一圓ですから、さうすると六千萬の人口に對して六千萬圓を負擔して居る。實に大變な金であります。そこで消費税も同時にかゝつて居りますが、これは八千何百萬圓政府に這入つて居ります。併し前に申した六千萬圓は政府には一文も這入りませぬ。何となれば自給して居るのでから、外國よりは來ない、税關を通る砂糖でないから政府に收入はありませぬ。さうして我々の國民の拂ふ六千萬圓は砂糖會社がこれを代金に含めて取つて居るのであります。併しながら砂糖會社はそれだけ儲かるかと云へばこれもさうではありませぬ。何となれば臺灣の方が瓜哇より生産能率が悪いから餘計生産費がかゝります。生産費の餘計かゝるものを無理に日本に成立さして置くには補助金に要る。此の補助金を出すに就て一斤五錢宛我々が負擔して居るわけです。そこで砂糖を是非日本の國民生活上自給しなければならぬものなら據ろありませぬが併しながら砂糖は外國で澤山生産します。何所からでも買へるのでから、砂糖を自給するがために我々が一人前一斤に就て五錢宛、一年に一圓宛出すと云ふことは有難いことではないと私は思ふのであります。

其他鐵などもなか／＼大きな金を喰つて居ります。鐵は戦争の時分には外國から這入つて來なかつた、其のために大變に鐵が高くなりましたして、鐵成金など云ふ人が出來ました。成金になつた人は結構ですが、其他の人は大變迷惑をしたのであります。ところが戦争後になつて外國の鐵が今度は安く這入るやうになつた、さうすると日本で、製鐵所を拵へた人が、競争が出來ない、競争が出來ないから、外國品を排斥するやう關税をかけてくれと云ふことであつたから、かけましたが其の金が鋼材一噸に就て十八圓位と思ひます。すると先づ日本で使ふ所の鋼材二百萬噸に對して三千何百萬圓と云ふものを、此の鐵の關税の爲に拂つて居るのであります。併しながら政府へ這入る收入は其の中の一部であります。つまり外國から供給されたものに對してだけ税金を拂つて居る。國內で拵へたものは税金を拂ひませぬ。けれども生産者に對しては一噸に就てやはり十八圓位づゝ餘分に代金を拂つて居ります。然るに之をやつて

見た所がまだどうも保護が足りないからと云ふので、更に鐵の關稅と云ふものは増して貰はねば困ると云ふやうな議論があるのであります。之を假に今迄の十八圓の倍にすると、今度は七千萬圓からの國民負擔になる。之だけのものを我々が國民全體として背負はなければならぬ。日本に製鐵所を拵へ、砂糖會社を拵へると云ふことは賑かですが、併し之に依つて我々の負擔が重くなる、負擔が重くなると、他の生産業に矢張り響いて来る、保護を受けぬ生産業が振はなくなると云ふことは免るべからざることでありませぬ。

今日、日本の關稅收入と云ふものは一年に一億五千萬圓づゝあります。先刻申しました、鐵、硫酸に對して、其他いろ／＼千何百の品物に對して、税金がかゝつて居りますから、其の爲に國庫に生ずる收入は一億五千萬圓ばかりあります。併しながら先刻申した様に此の關稅に依つて我々の負擔する金は、政府へ行く金だけではありません。生産者に行くものが此の外にあります。それはどのくらゐあるかと云ふと、計算が困難であります、少なくとも一億五千萬圓以上、即ち同額以上何億萬圓になるか分らぬ。日本の財政全體から見て、國民負擔の全體から見て容易ならざる大きい金が、關稅の作用として我々一般の懷中から生産者に這入つて行くのであります。併しながらそれならば生産者は儲けて居るかと云へば、先刻申すやうに必ずしもさうでない、日本に於ては生産費が高いから餘り儲ける譯には行きませぬ。

それから尙ほ申上げたいのは各國とも品物を輸入して居るばかりではありません。輸出して居る品物もある。輸入するだけの金額は、輸出をしてバランスが取れて行きます。それで輸出して居る産業は關稅に依つてどんな影響を受けるかと云ひますと、これは勿論良い影響は受けず、悪い影響ばかり受ける。假りに輸出して居る品物に對し、例へば日本の生絲見たやうなものに對して關稅をかけたらどうなるかと云ふに、これは關稅をかけても無効であります。何んとなれば日本に這入つて来る生絲は少ない、種類に依つては少しはあるさうですが、其の他大部分の生絲は關稅

に依つて少しも影響を受けませぬ。其の譯は日本の方が外國よりも安く出來ます。安く出來るからこそ之を外國へ持つて行つて賣るのであります。關稅は外國へ行くものゝ代金を高くする力は持つて居りませぬ。それだから此の外國へ輸出する産業、輸出産業と云ふものは關稅のお蔭を受けませぬ。他の關稅の負擔だけ受けることになります。アメリカでは昨年からしてまた關稅引上げの議論が起りましたが、これは農産物に關稅をかけると云ふのであります。ところが穀物と云ふものは、アメリカとしては輸出品であります。アメリカの農産業者は、農産物の關稅を高めることに依つて何も利益を受けることがない。ところが農産物に關稅をかけると、他の品物も同時にかけてくれと陳情が盛んにやつて來る。アメリカでも、日本でも同じことで、何か一種類のものに關稅をかけると、他の方も、おすなく／＼でやつて來て、關稅を要求するのである。其の場合に政府なり、議會に於ては、こつちの品物は理由があるからかける、一方は理由がないからかけないと云ふことは難かしいから、甲も乙も玉石混淆で雪達磨を轉がすやうに、石でも、塵でも、砂でも捲込んで、どれも、これも關稅がかゝると云ふことになるのであります。さうすると一番困るものは今云つた輸出産業であります。日本の農村から見て、生絲の如き輸出品に力を入れて居るものゝ側から見れば、保護關稅の多いと云ふことは非常な障害になつて居る譯であります。

斯う云ふ譯で此の關稅と云ふものはなか／＼複雑なカラクリを持つて居りますから、此の金の往つたり來つたりする所を、よく呑込みませぬと其の實際の働が分りませぬ。それで茲に誤解が生じ、不注意が生ずると云ふ譯であります。先刻私が申したやうな非常に大きな負擔がかゝつて居ると云ふことが動もすれば一般人に了解されないのがあります。消費税の如きものであると、議會に向つて政府が出す所の豫算の面にチャンと現はれます。織物の税が幾ら這入る、酒の税が幾ら這入ると云ふことがチャンと分ります。ところが關稅となると分らぬ、税關を通つたものについては關稅收入一億五千萬圓とハッキリ出ますが、併しながら代金の高くなつた爲めに消費者から直接生産者に行つた

金は豫算の何所にも出ない、そのため此の道理がなか／＼よく分らぬ。先刻申したやうに關稅は外國人にかゝるの
で、迷惑するのは外國人だけだと云ふ氣分で遠慮なくかけられる虞れがあるのであります。

併しながら總て此國の産業を獎勵すると云ふ場合には費用がかゝるのであります。關稅に依つても費用はかゝり
ますけれども、それでも矢張り斯うした方が宜いと云ふ場合はあり得るのであります。例へば若しも今ある所の關稅
を取去ると云ふと、非常に澤山な失業者が出來て困ると云ふ場合に、急にこれを廢すると云ふことは勿論よくありま
せぬ。それから又或品物は現在では日本に於ては生産費は高くかゝるが、暫くやらしたら段々安くなると云ふ場合
に、費用をかけてこれを獎勵すると云ふことは必ずしも悪いことではありませぬ。併しこれをやるにはたゞで出來る
と云ふ譯には行かぬ。先刻申すやうに複雑な關係でいろ／＼多くの負擔がかゝると云ふことを考へなければなりませ
ぬ。大體日本の今日の國情から申しますると、どうも自足自給と云ふことは非常に困難であります。日本の領土は狭
い、日本で出來る種類のものに限られてあるから、無理に色々のものを拵へやうとすれば非常に生産費がかゝります。
今からもう三十何年前になりますが、棉花の輸入税をやめやうと云ふ時に棉花を作つて居る地方の人がこれに反對を
しました。其の時には日本の紡績と云ふものはまだ微々たるものであつたが、此の紡績會社は日本の棉花を使つてゐ
たのであります。皆さんの中で比較的年を召した方は御承知でせうが、棉は元は日本内地で作られて居りました。
其の日本産の棉花を使つて紡績をやつて居つた、それだから此の棉花の輸入税、それは安い税であつたが、これを廢
して外國の棉花をドン／＼輸入するやうになつたら困ると言つて反對したものである。けれども、今日となつて考へて
見れば、外國の安い棉花を使はないで、態々日本で棉花を無理に作ることは愚かな話であります。外國で安く出來る
ならこれを買つて來て使つたら宜いと云ふことがよく分つて來たのであります。今日は日本で棉花を作ると云ふこと
は無くなつてしまつた。さうして無くなつてしまつたことは大變悲しむべきであると云ふ人もない。何となれば現在

日本で使つて居るだけの棉花を内地で作らうとしたら大變な手數がかかる、さうして良いものが出来ない、それだから日本に棉作が無くなつたことは悲しむべきことだと云ふ人がもう無い。それより棉花以外のモット日本で作り易いもの、桑でも作つた方がよいと云ふことが分つて來た。先刻の話の砂糖の如きものも矢張り理窟は同じことであります。それから小麥の問題に就ても大分いろ／＼な方面で議論がありました、私共の考では日本で小麥を拵へて、さうして加奈陀邊りの非常に安く出来る小麥と競争してやつて行くことが、果して良いか、悪いか、餘程是れは問題だと思ひます。小麥を日本で作るために小麥が高くなる、麥粉も高くなる、隨つて鹽飩も高くなるのである。鹽飩を澤山喰べる農村の人々自ら其の税金を非常に負擔して居る譯であります。日本のやうな國の小さい所、生産物の種類に限られて居る所は自給自足は不利益であります。矢張り國情に適した所の或品物に集中して外國へこれを賣つて行くことが宜しいと云ふことになりました。

さうすると日本で以て最も困ることは外國の關稅の引上げであります。關稅が一種の傳染病見たやうになつて、一國が上げたら他の外國でも上げることである。日本が伸びるには外國に販路を開くことであります。支那が之からさき開けたら支那の消費力は大きくなりますが、これが日本の産業を開發する、日本人の仕事を殖す舞臺であります。だから日本で自ら關稅の引上げをやつて、手本を出して置いて君の方は關稅引上は可かぬと云ふ譯には行かない。最近支那と日本との間に關稅の協定をやつて居ります。支那も段々自覺して來るから、支那の關稅をかける權利をいつ迄も外國が束縛して居る譯に行かぬ。それで支那が關稅の自主權を持つたら、之を亂暴に使はぬやうに、日本の産業を害しないやうに使つて貰はなければならぬが、これを我々が主張する時に、乃公の方は勝手に支那の品物を排斥する、君の方は乃公の方のものを排斥したら可かぬと云ふことには行かぬのであります。

それで支那或は印度等は何れも大きい國で日本の輸出品の販路として、將來非常に望を囑さなければならぬ所であ

ります。其他濠洲とか、アメリカとか、加奈陀とか云ふものもみな日本の周圍に在つて、これが何れも日本の品物を將來買はうとして居りますが、夫等の國に於て關稅を高められると云ふことが非常に我々の苦痛であります。段々に狭い島國に閉ぢ籠つてしまふならば別問題ですが、此の國の力を段々外へ擴げて行かうとするなら、自分の國自身も外國品の排斥と云ふことをしないやうにして、此の關稅の引上げの傾向は出来るだけこれを止めなければならぬと、斯う私は思ふのであります。殊に原料品の關稅を高めると云ふことは、非常に考へものである。硫安の如きものを高めて農産物の生産費を高めると云ふことは、將來日本のためにいろ／＼な悪い結果を生じて來ます。都會の人が農村で出来るものは關稅をかけてはならぬ、乃公の方で出来るものに關稅をかけるのだと、斯う云ふことを云ふならばこれは勿論間違ひであります。と同時に農村の人が又、乃公の方で出来るものは外國と競争があるから關稅をかける、都會で出来るものは可かぬと云ふならば大變に間違つて居ります。つまり都會に於ても、農村に於ても、外國と競争して行くことの困難なやうな品物は、無理にそれを維持して行くと云ふことは出来るだけ避けて、世界的の分業、國際分業に依つて日本全體の生産力を伸して行くことが宜いのぢやないかと考へて居ります。併し此の問題は中々異議が多くて、皆様の中にも反對の方もあらうと思ひます。併しながら反對をするにしても、賛成をするにしても、先刻申上げたゞけの保護關稅に依つて生ずる作用と云ふものは認めなければなりません。直接其處にいる／＼な誤解があり、間違つた解釋をさるゝことが多いのでありますから、此の點に就て御注意を惹きたいと云ふことが今日の私の講演の目的であります。これで御免を蒙ります。

(『産業組合』第二九七號、昭和五年)

二四 製鐵合同と關稅

昭和五年の暮に差せまつて世論紛糾の焦點となつたところの一問題は産業合理局で計畫中の製鐵合同案―即ち三井系の輪西及び釜石、三菱系の兼二浦、並に諸財閥聯合の東洋製鐵と政府直營の八幡製鐵所とを打つて一丸となし更に日本鋼管會社を始め十數個の製鋼所を加へて資本金三億圓の一大合同會社を設立せんとする一案がある。此案は現内閣の主要政策の一たる産業合理化の實現を目的とするものであり、この目的の爲に特に設けられたる産業合理局から出て來た重要な案である。然も學究的に分析して見ればこれは單純なる合理化でなくして、獨占的合同即ちトラストの出現を意味するものであり、又官業を民營に移すことの著大なる一例でもある。經營經濟上並に經濟政策上すこぶ複雑なる性質を具へた所の一大問題として種々の點から我々の興味を起さしめる。

けれども今この案が議會に提出されんとするに當つて、世間に贊否の論争を巻き起してゐるのは合理化其ものゝ要否又は其やり方のよしあしでなくして、第一には新會社に對し官民が現物出資として持寄る所の財産の評價の當否、第二には合同案の付帶條件となつた銑鐵關稅引上の問題である。特に昨今は評價問題よりも寧ろ關稅問題の論戦に花が咲いた姿である。

關西方面の銑鐵加工業者、銑鐵輸入商、加工品輸出商、船舶業者等が猛烈に、合同案に反對するのは、合同會社の成

立に對しては、付たりの關稅引上に對してある。これ等の人々の意見によれば、合理化は結構なことであり、その目的のために合同の行はるゝことも又妨げないけれども、これに關連して銑鐵關稅を引上げるといふ事がわるい。つまり政府の合同案は合理化の美名に隠れて三井、三菱等の大財閥の經營する製鐵業の不況を救濟せんとし、その手段に關稅を使ふのだといふことになる。如何にも生産費の節約により價格を安くすべきはずの合理化を實施するに際して關稅を引上げ價格を高くするのは一大矛盾に相違ない。これだけは誰れが考へてもその通りと申す外はない。合同が合理化のために必要であるならば關稅問題と關係なしにやるがよし、又保護政策の擴張が國民經濟の大局から見て必要とせらるゝならば合同と關係なしにやるがよい。保護を擴張しなければ合理化が出来ぬといふ道理はあり得ない。従つて最初の動機がいづれにあつたかは別として結果から見れば「合理化の美名に隠れて」うんぬんといはれても致し方ないわけである。但し後に述ぶる如く官營製鐵所を含めた所の合同會社を作らうとすれば、自然關稅問題に觸れざるを得ない事情があるのみならず、抑も成績の比較的良好的官營製鐵所を含めての合同といふことがそれ自體歴史的に民間製鐵業の保護救濟と密接な關係をもつてゐるのである。

二

こゝに製鐵合同案の來歴を調べて見れば、抑も全國の大製鐵所を合同せんとの計畫が始めて世間の問題になつたのは大正十三年十二月高橋是清氏農商務大臣として鐵鋼調査會を設けた時に始まり、其後大正十四年八月片岡直溫氏商工大臣となつた時再び同様の案を調査した事がある。然してかくの如き調査の行はれた原因はいづれにといへば、要するに歐洲大戰當時にアブノーマルな鐵價の騰貴に際してはかにか勃興した所の銑鐵製造業が戦後非常の不況に陥つた事に外ならない。

我國は元來自然的に製鐵業發達の條件には恵まれてゐないので、明治維新以來度々官民の計畫はあつたけれども皆不成功に終つた。日清戰爭後に軍器獨立の必要といふ理由で始めて若松に官營製鐵所を起したが固より收支相償はしむる考ではなかつた。それが一の營利事業として存在し得るといはれるやうになつたのは全く戰爭中の鐵價暴騰に因るのである。だからこの官立製鐵所は近年技術上經營上に著しき進歩をなし、生産費も以前より餘程安くなつたといふことだけれどもそれでも平時において全く保護なしに外國の同業者と競争し得るに至るや否や甚だ疑問としなければならぬ。

銑鐵の市價は大正三年開戰當時一トン四十九圓であつたのが二三年の間に二倍となり四倍となり七年夏には終に十倍の五百圓を唱ふるに至り、その後幾分低落して百五六十圓になつてゐたが、大正九年の恐慌以來急に下つて百圓となり、八十圓となり、以來下落の一方であり、最近一年間には又暴落して四十圓に下つた。鐵價の暴騰した時代には東京市中の河底を掘つて屑鐵を拾ふことが一の商賣になつたことを我々は實見した。又舊南部藩の領内で昔やつて居た砂鐵の製鍊をする極小規模の手工的工場の再生したことを聞き及んだ。

されば此時八幡も大いにまうけて大いに擴張したが、民間でも大資本を投じて製鐵所を起すもの多數に簇生し、七年には大小二百の製鐵所があつたといはれてゐる。現在合同計畫の目的となつてゐる大會社のうちで東洋製鐵及び三菱製鐵は大戰中に創立されたもの、釜石や輪西は以前からあつたがやはり當時擴張されたものである。つまり戦時に勃興した企業の大部分は不況と共に没落し、比較的基礎の強固なものだけが辛うじて存続したのである。併しながら基礎が固いといつても、外國の生産者に對し競争し得るやうな自然的條件を具へてゐるわけがなく、寧ろ大資本家の後援があるといふだけのことである。

世界の有力なる製鐵所を見ればいづれも豊富なる鐵鑛山か又は石炭坑か、いづれかの近くに設けられてあるが、こ

れは原料運賃の關係から考へて當然といはねばなるまい。然るに我國の大製鐵所はこの點において極めて不完全なるものゝみである。そのうち官立の八幡は九州の石炭地方にあつて比較的優良の條件を具へてゐるけれども、外國に比すれば非常に高い石炭を使用してゐる。朝鮮兼二浦の三菱、岩手縣釜石の三井の如きは最初から石炭には遠いが鑛石は多量に出るとの見込みでかゝつた所、その見込が外れたため今では石炭のみならず鑛石も他から買ふ必要があると聞いてゐる。

加ふるにこれ等の會社は好況時代に工場を設けたから建設費が高くかゝつてをり、借入金をなしたものは多額の利子を支拂はねばならぬ。それでも戦時の高い相場が更に數年間續けばよかつたらうが實際さうは行かなかつた。現今では政府の保護政策の下に辛うじて收支償つてゐるけれども改良資金などは得られない。

そこでこれ等民間會社の爲に血路を開かんとすれば、一面には比較的優良の條件を具へた官立製鐵所と合同した上で經營の合理化を行ひ、他の一面には關稅の障壁を高めて外國品特にインド銃鐵の競争を食止めるがよいといふことになる、だから會社側から見れば合同と關稅は相結んで一の救濟策となるのである。けれども國家及國民經濟から見れば失敗會社の企業をもちり立てるために犠牲を拂ふべきでないから、合同案に關して評價額及び關稅率が議論の焦點になるのは當然といはねばならぬ。

三

根本的に考へれば戦時に勃興した事業を永久に維持するために國民が關稅その他の負擔を忍ぶべきや餘程の考へものである。

もちろん保護論者の側にも言分はある、けだし現在の製鐵會社は戦時のアブノーマルな事情の下に出來たには相違

ないけれども、研究に研究を重ねて行けばやがて外國にまけぬ程度に發達すべき望がある、外國の製鐵所でも石炭と鐵鑛と同じ場所から出るやうな好條件を具へたものはほとんどない、我國で海上交通の便利な地位を利用して外國の鑛石を取り、又石炭も滿洲産を用ゐるやうにすれば必ずしも不利とはいへない。現在でも年々銑鐵の産額は増加しつつあり、内地需要の七割以上は内地及滿洲の製鐵所から供給せられインドよりの輸入は三割以下になつてゐる。故に今後數年間を限り尙一層の保護を試みるがよい。折角芽をだしたものをつぶしてはならぬ、といふ議論である。

然しながら國內の需要が國産を以つて自給されるといふだけでは保護政策の成功にならない。自給したものが外國品よりも高い間は寄生的産業である。我國では既に三十年間臺灣の砂糖を保護して來た。その結果として日本人の消費するだけの砂糖は日本の領土内で出来るやうになつた。けれども國內の砂糖の價格は大體關稅及び消費税だけ外國の相場よりも高い。關稅の爲に一斤につき約五錢高くなつてゐて、全國民は毎年六千萬圓をこの自給政策のために支拂ふ計算になる、しかして今後何年を経たら、日本の砂糖がジャワ同様の生産費で出来るやうになるといふ見達は立たない。却て砂糖會社は多々益々多くの關稅を要求するのみならず、カルテルを作つて獨占價格の維持に努める状態である。山本条太郎氏の經濟國策には我國砂糖業の保護が典型的成功の實例とされてゐるがこれは遺憾ながら甚しき誤解と評せざるを得ない。

吾人は銑鐵についても同様の失敗に陥らざるやう用意しなければならぬ。もし傳へらるゝ如く今回の合同に伴つて銑鐵關稅が一噸十圓になるとすれば、年消費額二百萬噸に對し二千萬圓を課せらるゝこととなる。しかしてそれは今後諸工業の進歩に伴ひ銑鐵消費の増加すればするだけ多くなる所の負擔である。現在の保護政策は既に相當厚いものであるがその政策の下に製鐵會社が兎に角生産を増しつゝあるとすれば暫くそのまゝにして見るべきである。更に保護を増して利益を得しめ、又は當初の投資の失敗を埋てやる必要はない。

合同のためにする評價の方針についても故意に民營の側に有利にしたものでないことを明かにしてもらひたい。特に合同の一方の相手は國家であり、他の一方は三井、三菱であること何人の目にも明白なるこの場合において深き注意を要する。又これによつて不良の投資が十分に切下られぬ限り到底合理化の實は擧げられないだらう。

四

鐵鋼業は現今でも既に相當に厚い保護を受けてゐる。

今鋼材の問題を別にして鉄鐵のみのことを調べて見るに、關稅として百斤につき十錢即ち一噸約一圓七十錢を與へられ更に製鐵獎勵法によつて所得稅、營業稅を免除された上に生産高に應じて獎勵金を與へられてゐる。その獎勵金は鉄鋼一貫作業の場合は一噸六圓、一般製鋼用の場合は五圓、その他は三圓である。鉄鐵の相場四十圓に對し可なり高い率の金額といはねばならぬ。然して政府は現在この法律に従つて内地の製鐵會社に對し百六十萬圓、滿洲の二會社に對し八十三萬圓合計二百四十萬圓の獎勵金を拂つてゐる。

然るに合同に關聯して何故この保護政策に觸れねばならぬかといふ理由は次の如くである。現在獎勵金を與へられるのは民間の會社のみであつて、官立製鐵所はこれを受けてゐない。八幡を民營に移せばその年産額六十萬噸に對する獎勵金三百六十萬圓許りを支出しなければならぬこととなり、政府の支拂高は現在の二百四十萬圓の代りに六百萬圓となる。これでは財政緊縮の際故障が生じるから寧ろ獎勵金を廢して關稅引上を以つて同様の保護をなすべしといふことになつたのである。

所で獎勵金に代へて關稅を用ゐることは當業者の受くる保護において變りはないけれども、消費者の利益には大關係がある。獎勵金は價格に影響しないけれども關稅五圓を課すれば價格が忽ち五圓位騰貴する。然もこの場合には製

鐵トラストが成立するのであるからこれだけの騰貴はほとんど確實と見なければならぬ。さうなると消費者即ち政府部内では鐵道、海陸軍、自治體では水道、電車、民間では加工業者、輸出入商が大負擔を増すことになる。従つて消費者側の反對は起らざるを得ない。

けれども製鐵業者の要求する所はこれだけではなかつた。彼等は從來の獎勵金を保護關稅に換算するだけに満足せずして從來以上の保護を主張するのである。獎勵金は六圓、五圓、三圓の三種になつてゐるから、假りに中を取つて五圓と看なせば從來の關稅率一噸一圓七十錢に五圓を加へた六圓七十錢を以つて新稅率とするのが單純なる換算の結果である。従つて新稅率がこの程度に止るならば如何に需要者側の反對ありとしても尙少くとも合同計畫の一部に織込まるべき條理がある。然るにこれを機會として十圓の新稅率を主張するに至つては全くいはれなきことである。即ち合理化の美名に隠れて保護關稅引上の宿望を達せんとすることになる。

製鐵業の保護に關して積極論と消極論とあるのは意見の相違である。然し合同問題の條件として獎勵金に相當する以上の關稅引上を持ちだすことは全然不當であり沒條理である。何としてもこれだけは當業者に於て遠慮すべきものと思ふ。

二五 鐵關稅引上問題

不景氣の長びくにつれ保護關稅案が大流行で殆んど應接に暇がない。曰く硫安の不當廉賣防止關稅、曰く關稅伸縮制度の新設、曰く鐵鋼關稅、曰く木材關稅と後から後から續出する。世間では自由通商協會は何時も關稅に反對ばかりしてゐて實地に當はまらないと批難する者もあるが、由來關稅といふものはその遣方によつて弊害が生じ易いものだといふことは誰も否定しない。而して今の所保護を主張する側は、之に反對する勢力に比べて遙かに強いばかりでなく、隨分暴論が横行してゐる。だから自由通商協會はいつも關稅を食止める一本槍となることも止むを得ざる勢である。

私の單なる學究的立場から見ると、最近の關稅問題には理論上頗る面白いことがある。關稅理論の上に非常に大きな變化を起すべき事情が生じてゐる様に思はれる。勿論その理論の根本となるものは變らないけれども、關稅に對する周圍の事情が變つて來てゐる。といふのは従來國內國外とも自由競争の立場であつて、すべてが單なる需要供給關係で定まつたのが今はカルテル、トラスト等が現はれて獨占的に市場を統制する様になつて來た。殊に我國では二十年前にはカルテル、トラスト等は外國の事で日本の事ではないと思つてゐたのが、最近はカルテルが澤山出來、その作用も有力になつて來た。斯様に獨占的な諸組織が出來ると、それが關稅の上にも大なる作用を持つて來る例へば硫安がある。之は昨年春、外國からダンピングがあるから其を防止する爲めに關稅を適用して欲しいと當業者によつて唱へられたが、その當時はこの硫安を使ふ農業方面の反對が甚しく遂にお流れになつた。ところが昨年末國際協定

によつて市價を維持しようとする運動が起り、外國のトラストと日本の當業者のカルテルとの間に協定が成立するに至つた。そして今は政府はその協定中に不當なるものありとして、協定を中止せしめ、再び不當廉買關稅論のむし返しをやつてゐる。まだ之については果してダンピングありや否やについて議論があるが、假にダンピングありとして、其を防ぐに關稅を用ひることが許されぬ場合、外國と協定して價格の維持を圖るといふ手段が現はれたのである。

國際協定運動は大戦後非常に盛になり、今や大流行であつて縦ひダンピングがない場合でも國際協定、國際カルテルが出て來る時代である。そこで獨占といふ事が關稅と結びついて來るのである。

鐵鋼關稅の問題も亦獨占と關係がある。鐵鋼關稅の引上と製鐵所の合同とを結びつけて考ふべきか否かは議論が分れてゐるが、兎に角今回の問題は兩者相離すべからざるものとなつて起つて來た。まづ合理化を行ふには合同しなればならない、製品の種類につき工場の受持分野を定め、注文の來た方面によつて、その製造の場所を定めて運賃を節約する等の合理化の實行には合同が必要條件である。然るにこの合同は日本に今まで例のない一大トラストにほかならない。米國あたりで實業家が輿論及法律の反對に抗して組織した所のトラストを、我國では政府が誘導して關稅の保護まで與へて、實現せしめんとするのである。これは合理化運動の隆盛に伴ふものであつて時代の反映と考へられるが、併しその爲めに大トラスト獨占の危險が生ぜぬといふ保證はないのである。

製鐵業者に云はせると日本はアブノーマルに鐵價が廉い。現在日本では三十圓で、諸外國では四十圓である。日本と同じ價格なのはイギリスだけである。イギリスが何故廉いかといふと、印度の鐵が進出するからである。此の三十圓は印度としても引合ふ値段ではない。印度に於ける價格よりも廉いのであるから立派なダンピングである。だからこのダンピングを防止せねば、如何に日本の製鐵業が合同し合理化しても立ち行く事が出來ない。だから關稅を設けて印度の侵入を防いで貰はねばならぬ。これが製鐵業者のいふところである。そこで私は更に製鐵業者に向つて、そ

れならば若し關稅を設けなかつたら製鐵業はどうなるかと聞いてみたところが、それなら止めてしまふだらうといふ人もあつた。併し私は若し關稅が出来なかつたならば落付く先は結局疏安と同様に國際カルテルとなるのではないかと思ふ。關稅をかければ國權によつて保護された大トラストが出来、かけなければ印度と日本の國際協定するに至るのではないかと思ふのである。そこでそれならば果して國際カルテルがよいか、或は關稅に保護されたトラストがよいかといふ問題になるが、この問題は後に述べる事にして、その前に鐵鋼關稅についての問題となる要點を二三捉へてみたいと思ふ。

製鐵業合同問題の成行についてはこゝに詳しく述べる必要はない。今日の合同問題は合理化といふ現内閣のプログラムが基であるが、併し前にあつた合同問題も、やはり合理化といふ事を土臺にしてゐたと思ふ。勿論合理化といふ事は今日の流行語であつて當時はそれを用ひなかつたが、併し高橋農相の時代、片岡商相時代に鐵鋼調査會あたりでの議論の内容はやはり合理化であつた。然るにその頃には合同は進行しなかつた。その主因は官立の製鐵所が其に加はる事を好まなかつたからだと聞いてゐる。ところが今日はさうでなくて官立の製鐵所が進んで合同に加はり度いといふ態度になつてゐるといふ事である。つまり前には官立の製鐵所はその内容がよくて獨り立ちが出来、従つて合同に反對し、民間ではよい設備のものを加へて合同すれば得だといふので合同が民間から唱へられたのであつた、然るに今は事情が變つて來た様である。

一體日本では政府で拂下げる時は安く、民間のものを買上げる時は高くするのが通例の様になつてゐる。何か拂下げれば拂下事業の株價が高くなり、何か買上げれば買上げる事業の株價が上るのが普通である。従つて今度の場合でも、合同についての各企業の評價を行ふに際し斯様な弊害を生ずる土臺が充分あると思ふ。

若し合理化が合同によつて出來、之れによつて生産費が大に安くなるとするならば關稅とは無關係に營業者自らや

るべき筈である。合理化の褒美として關稅の保護を貰ふといったやうな問題は起るべきものでない。此の點を營業者に尋ねてみると關稅がなければ殆んど前途の見込がつかない。無暗に合同しても何の役にも立たぬ。關稅が合同の前提だといふのである。若しも其が眞實ならば話は再び關稅に戻つて來る即ち前に言つた様に日本の製鐵業は今ダンピングを受けて困つてゐるといふが、然らば今此のダンピングを關稅で防止したならば數年後に日本の製鐵業は競争者と同一の地位に立つて相争ひ得るに至るかどうか、といふ問題に歸着するのである。かうなれば之は普通の保護關稅政策の問題である。合同とは無關係である。

今回の問題の起つた當初、銑鐵關稅をかけるといふ事は保護を増すつもりではない、今迄の獎勵金を關稅に變更するのだと云はれてゐた現在の銑鐵獎勵金は銑鋼一貫の時は六圓、鋼の原料となるものは五圓其他は三圓といふ事になつてゐる。併し官立製鐵所には獎勵金がないのが、新たに官民合同會社となれば全部に獎勵金を出さねばならぬからそれでは現在の財政上苦しいと云ふのである。

獎勵金の代りに關稅を引上げるならば、五圓又は六圓だけ引上げ現行の關稅一圓七十錢を加へて、六圓七十錢又は七圓七十錢とすればよいのである。ところが實際に引上げようとしてゐるのは噸當り十二圓であるといふ。即ち獎勵金を關稅に換算するだけでなく、其上更に引上げようとするのであつた。従つて反對者は之を合理化の美名にかくれて私益を圖るのであると攻撃した。この攻撃は確かに尤もである。

根本的にいへば獎勵金を關稅に變へるのがよいか、どうかといふ事その事が又問題である。獎勵金は豫算面で支出に現はれるから、實際に財政上に負擔として明瞭に出るが、併し關稅でも同様の負擔はかゝるのである。唯負擔者が異つて、國庫の代りに消費者が負擔する事になる。國庫と消費者の何れが負擔するのが公平かと云へば、一般論として私は物價の上るやうな、消費者の負擔となる様な政策はいけな、獎勵金の方が適當であると思ふ。この點では矢

野恒太氏の『日本國勢圖會』と同感である。

併し、實際政策上この獎勵金が不可能であるとすれば止むを得ない。だから此の場合獎勵金と關稅との比較論はやめて現在以上に關稅を引上げるべき理由が何處にあるかを考へて見る。

製鐵國策上我國の製鐵業は價格の問題を度外視しても保護しなければならぬといふ者がある。製鐵國策を神聖なもの考へてそして製鐵業はそのため、どうあつても必要なりと前提してゐるのである。かういふ風にそれでは製鐵國策とは何であるかと聞くと、甚だぼんやりしてゐる。それは戰爭のために必要なかと云ふと、勿論それもあるがそれのみではない、その外に色々な理由がある、例へば國際貸借の改善の問題もあると云ふ。しかし國際貸借の問題は何も鐵に限つた事ではない。鐵の輸入高が國際收支の不足額に略々等しいと云ふ事は單なる數字上の一致であつて、それだから特に鐵の輸入を防遏して國際貸借を平衡にしなければならぬと云ふ事はない。外のどの産業を振興して輸出を増加せしめ、輸入を減せしめてもよい筈である。國防上鐵が是非必要ならば、假令價格が高くなつても自給する方がよいといふ事も出来る。例へば軍艦の如きは現在でも自分の國でつくつてゐる。日本でつくつてゐる方がイギリスでつくつてゐるより實際高くかゝるかも知れないが、それでも戰爭に對する用意といふ見地から非常な困難をしのいでも自國でつくつてゐる。ところが製鐵の場合には、なる程戰爭の時に鐵がなくては困るけれども、しかしその爲に現在から製鐵所を完備して置かなくても、現在製鐵所が亡びてしまふと云ふ事はないからその時になつてこれを急場に擴張しても間に合ふ。戰爭の時に百萬の兵が必要だといつて平生から百萬の兵を置く國はない。戰爭の時は豫備、後備、國民軍を召集して間に合はせるのである。

又假に關稅の保護によつて鐵が自給出來たとしても鑽石だけはやはり他から輸入しなければならぬ。海上の戰爭に負けた時には輸入の道は封鎖されるのである。勿論戰爭の時には鐵價が騰貴するから國內の劣等の鑽石を用ふる事

が出来ると云ふかも知れない。併しこれは矢張り間に合せであつて、間に合せである事に變りはない。そう云ふ意味で國防の立場からの關稅保護には大に研究の餘地がある。

國防と云ふ立場から離れて純經濟的見地に立つても、製鐵業は幼稚産業として保護する必要ありと云ふものがある。現在の製鐵業は現在の關稅と獎勵金とを以つてして印度には劣るけれども、他の國に對しては負けないと云ふ所まで行つてゐる。しかもこれは決して始めからさうであつたのではなくて、漸次に改善を加へて此處まで進んで來たのである。故にこれから先合理化を進めれば近い將來に於て印度銃と空手で競争し得るに到るであらうといふのがその論據である。これに對しては、一體今から製鐵所を作るとしたら果して兼二浦、釜石、室蘭等にその設置地を選ぶかどうかと云ふ反問が與へられる。若し此等の土地に置くのが適當ならばそれでよいが實際聞くとそうではない。最初は或處に鑛石が豊富に出ると思つて製鐵所を設けたのであるが、設けて見ると鑛石が出ないので、止むを得ず鑛石を外から買つて作業してゐるといふのが事實であらうと思ふ。ところが印度を見ると鑛石は非常に近く、それを運ぶ運賃は極めて低廉である上に、石炭は近所にいくらもあり、製品を出す港も近所にある。即ち日本の製鐵所は印度の製鐵と同じ條件下にあると云ふ事は決して出來ない。此の點は實際家でない私にははつきりした斷案は下し得ないが日本の現在の製鐵所を關稅で保護すれば、獨り立ちが出來ると云ふこの論據は不満足である。

近頃になつて、現在の日本の製鐵業の缺點は鑛石が高いこととなく石炭が高いことだ。諸外國でも鑛石がすぐ近所にあると云ふ事は少い。例へばアメリカでも鑛石を採る山は遠い所にある。所が石炭になると日本の半分しか代金を拂つてゐない。従つて日本の製鐵業では石炭を安くしなければならぬ。しかも其の道が無いのではない。撫順で石炭が非常に安く出て現に日本以外の市場へは非常に安く賣つてゐる唯日本へ持つて來ると高い。これは日本の炭坑主と滿鐵とが契約して送炭を制限して居るからである。この制限を撤廢すれば従つて石炭は非常に廉くなり、日本に於け

る銑鐵の製造も充分引合ふ事となる。關稅の引上げは不必要である、唯送炭制限を撤廢すればよいと云ふ意見が出て來た。この見解によれば日本の製鐵業は有望なる幼稚産業である。問題は關稅にはなくて石炭の輸入を自由にすればよいことになる。此の點は輸入を自由にした場合日本の炭價がどの位廉くなるかと云ふ事を見ねばならないが、併し未だ私はその點を明かにして居ない。もし内地の炭坑主のカルテルが無順炭の輸入を制限してゐるために日本の炭價が一トンにつき四圓も五圓も高くなつてゐるとすれば、之は製鐵業のみの問題ではない。日本の全工業、全國民の問題である。此問題の研究が平生等閑に付せられてゐるのは甚だ遺憾である。

果して銑鐵の製造がやがて立ち行くべき事業か、否かは我々には判断が甚だ困難であるが、併し外國に負けぬと云ふ議論に對しては我々は甚だ不滿を感じる。日本人の經營は外國人に比して優れて居るかも知れないけれども、與へられた自然の諸條件が如何に見ても甚だ不利である。假に日本の銑鐵製造が何時までたつても外國に敵し得ないとするならば、製鐵業育成の爲の關稅はやがて所謂カルテル關稅に化してしまふ危險が甚だ大である。當局者の云ふ所によれば關稅に期間を定めれば大丈夫であると云ふけれども、假に五年の期間を定めたとしても其五年間に製鐵業が自立出來る様になればよいが、若しも成功しない場合には何時までも關稅を續けなければならぬ。其時になつてこれを撤廢する事は殆ど不可能である。その好い例は砂糖である。砂糖は關稅の保護によつて自給自足の域にまで達した價格では何時までたつても外國に對抗し得ない。殊に強力なカルテルを結成して價格の吊上げを策してゐるから、砂糖の國內價格は常に國際價プラス關稅となつてゐる。山本条太郎氏の經濟國策には砂糖業を保護政策の成功したもののゝ中に擧げてゐるが、私は之を失敗した惡例の一つであると考へる。鐵鋼關稅も亦同じ結果に歸着する恐れがあるから今關稅引上を許すとすれば此の點をしつかりつきつめねばならない。漠然たる國策で押通す事は不合理である。

そこで最初の問題に歸らう。政府が關稅をかけて製鐵トラストの成立を助けるとすればそれは非常に大きな問題で

ある。トラストは五十年前アメリカで非常に恐れられトラスト防止法が出来た位であるが、而もこの法律によつてもトラストは禁ずる事が出来ず、時日の経過につれてトラストには長所あり、思つた程強力でも危険でも無い事が判つて来た。一九八七年にトラストの調査會が出来それに基づいてザエンクスと云ふ人が一九〇〇年に本を書き、戦争後改訂版を出したが、其の改訂版の中でトラストは経験によつてそれ程害のない事が判つた、と云ふのはトラストは法律によつて認められた獨占ではないから常に競争者の出現する可能性があつて、トラストは勝手に價格を吊上げる譯には行かず、トラストの價格政策は自ら價格の安定化の方向に向ふ、と云ふ意味の事を述べてゐる。これは大いに参考になると思ふ。トラストは無暗に恐れる必要はないのである。

併しこれは競争者が現はれて来る可能性の有無によつて結論が異つて來なければならぬ。製鐵業の様な大資本を要する事業であり、而も日本の大財閥が殆ど全部網羅されるトラストではそれに大刀打するだけのものが出て来る可能性は殆どない。殊に政府がそれに加はると云ふのであるから、その獨占の力は著しいものと云はねばならない。而もこの獨占を關稅によつて守ると云ふ事になれば我々は餘程不安を感じるのである。

トラストに對する對策として禁止政策の無理な事は經驗がこれを示したが、併しこれを放任する事がよいとは誰も云はない。アメリカでも今日トラストの獨占を矯正する政策をとつてゐる。ドイツでは舊帝時代にはカルテルに對して國家も學者も餘り反對せず、寧ろ長所を認めてゐたが新共和國の政策はカルテル、トラストをしてその獨占力を濫用せしめない様にとの方針をとり、カルテル調査會、カルテル裁判所まで設けるに至つてゐる。これ等がどの點まで成功してゐるかは疑問であるが、何れにしても放任政策がよいと云ふ者はない況やこれを法律の力で助成すべしと云ふ者は何處にも無い。合理化の手段として合同すると云ふ事はよいとしても、これを關稅で保護助成するに至つては頗る考へ物である。産業統制法が今次の議會に商工省から提案される由であるが、これは獨占の助成法であるか抑

制法であるか、新聞の報ずる所に依れば助成の方が重きをなしてゐる様である。これは大いに考へなければならぬ。我々日本人はカルテル、トラストに餘り經驗はなく、これ等は最近に於て盛に生じ來つたものであるからそれを如何に取扱ふかについては慎重に討究しなければならない。

そこで假りにトフストを關稅で保護する事が危険であると云ふ理由の下に關稅引上案が失敗したとすれば、果して製鐵業者は廢めてしまふであらうかといふに、必ずしも廢めると云ふ事はないと思ふ。恐らく廢める代りに國際カルテルの組織に向ふのではあるまいか。勿論今の所では製鐵業者は斯様には考へて居まい。併し結局は其處に落着いて行くのであらう。そうすると問題は關稅に依つて保護されたトラストがよいか、或ひは國際カルテルがよいか、何れが弊害が少いかと云ふ事となる。これには問題が新しい爲に未だ判斷すべき材料がないけれども、私は一般論としては國際カルテルの方が關稅によつて保護されたトラストより危険が少いと思ふ。何となれば一方は完全な獨占が生ずるが他方は競争の可能性を存してゐるからである。例へば日本と印度とのカルテルが出来たとしても、アメリカやドイツ等から競争者が現はれるであらう。アメリカやドイツまで加つて全世界を蔽ふカルテルが出来れば問題は又別であるが、併し範圍が廣くなればそれだけ競争者が現はれる可能性が生じて來、従つてカルテル、トラストの獨占力を抑制する力が生きて行くと思ふ故に獨占の危険と云ふ事だけから見れば關稅によつて保護されたトラストより國際カルテルの方が危険が少いのであるまいか。何分問題が新しい爲に考へも熟してゐないから、尙識者の指圖に従つて、自分の考へを纏めて行きたいと思ふ。(本文は去る一月三十日東京協會第三回通常總會の席上にて上田常務理事がなされた講演を筆記せるものなり)。

二六 合理化を妨ぐる産業統制法

「重要産業の統制に關する法律案」なるものが三月十四日衆議院に現れ、委員長増田義一氏の簡單なる報告の後、政友會の津崎尙武氏と社民黨の片山哲氏との簡單なる反對演説があつたが、その以外に何等の討論もなく極めて簡単に可決確定となり、翌々十六日には貴族院に上程された。貴族院でも餘り議論なしに忽ち委員付託となつた。會期の末に近きことゝて或はこのまゝ棚上となつて世間の注意を引くこともなく忘れられてしまふのでないかと疑はれる。

然るにこの法案の内容はカルテルの獨占を法律によつて保證することになつてゐるので經濟政策上非常に重大な意味をもつものだ。工業におけるトラストやカルテルを法律上如何に取扱ふかは現に資本主義文明諸國の難問題とされてゐることは申すまでもなく、中々以つて濱口内閣の存否どころの小問題と比する事は出来ない。況んや朝鮮の道廳移轉費などゝ同日に語るべきものでない。その重大な問題がかくも簡單に取扱はれ得ることはこれ即ち我が議會の無能なる所以でもあり、又我が輿論の幼稚なる所以である。

一九二九年十二月英國議會に提出された炭坑法案は今回の政府案と同じくカルテル助成を目的とするものであつたが、英國議會はこれを以つて經濟政策上畫期的の法案なりとし賛否の論は紛糾して幾度か否決の危機に臨み討論に討論を重ねて昨年六月末に至り辛うじて通過することが出來た。英國の法案は大戦後未曾有の悲境に陥つた所の炭坑業

に關する例外的のものであつて、然もカルテルの獨占を保證するについて種々の條件がついてゐるに拘らず、尙これだけの波亂を生じた。然るに我國のそれは一層廣き範圍に適用せらるべき規定を含みかつその規定は勅令に讓る所の甚だ大なるに拘らず右の如く簡單に片付られた。何といふ驚くべき對照であらう。

勿論、英國で大に採合つた法案だから日本でもさうせねばならぬ事はない。英國の議會は議論が多すぎるといふ理由で行政部の權限を擴張すべしとする論者が彼の國に現れてゐるのである。けれども問題の重要性はかやうな考へ方を超越してゐる。吾人は實に政府當局及び議員諸君が果してこの重要性を理解してゐるか否かを問ひたくなる。

二

工業上の獨占について最も多く經驗を有する國はアメリカとドイツである。アメリカでは前世紀の八十年代にトラストが出来た時に國民は非常にこれを恐れてトラスト禁止法を設け、近年はさほどに恐るべきものでない事を経験的に知り得たけれども、尙頻にその取締法を講じてゐる。ドイツでは帝國時代にカルテルの弊害よりも寧ろ利益を認めてこれを寛容する方針を取つたが、或學者はかくの如き資本家偏重主義が國民の反感を買つて終に大戦中の革命を生ぜしむる一因をなしたとさへ觀察した。そこでドイツでも戦後の立法は明かにカルテル取締に傾いてゐる。今では何れの國もトラスト及びカルテルの利益を認めつゝその弊害を除かんと苦心してゐるが、まだ完全なる方策を生み出すに至らない。一九二七年のジュネーヴ經濟會議でも種々議論はあつたが、終に確定した結論を得るに至らなかつた。我が議會の言論中にはカルテル助成が今の世界の大勢なるかの如く誤解したものもあるやうだが決して左様のことはない。流行してゐるのはカルテルそのものであつて、政府がこれを助成することではない。

各國政府は如何にしてカルテルを取締るか考へてゐる。日本の政府は如何にしてこれを助成するかを問題にして

る。法案の中には取締もすると規定してあるけれども、主として無統制なる自由競争を抑制することを目的とし、カルテルの定めた生産制限や價格協定をカルテル外の同業者に向つて強制し得ること、しかも罰金の刑をもつて強制し得ることを眼目の規定としてあるのである。カルテルの強制、従つて競争者の發生を法律により防止すること、これが法案の要點である。然してこの要點が前記の英國炭坑法と我が産業統制法とに共通な難點でもある。この種の法律が資本主義の經濟政策上に畫期的の意義をもつ所以はこゝにある。

曾て資本主義企業の横暴を防ぐ力は企業者間の自由競争にありと考へられた。然るに競争の結果大は小を敗り、又は大小相結んで獨占團體を作ることゝなつたからアメリカ人は大に驚き恐れてトラスト禁止法を設けた。所がその後の經驗によりトラスト必ずしも恐るゝに足らずとするに至つたのは何故である。それは實にトラストが絶えず新競争者の出現を豫想せねばならぬといふことだ。トラストが價格をつりあげる程利潤の見込が大となり、従つて新競争者を誘ふることゝなる、それ故巨大な固定資本を抱く所のトラストは一時の利潤率を高くするよりも寧ろ相當の利潤を繼續的に收むるの方針を取るやうになる。そこで獨占は經濟界に安定の氣分を與へるといふ長所をもつことにもなるのだ。然るに今法律によつて獨占を保證したらどうなるか。獨占團體は最早何等の妨げもなく自由自在に價格鈞上を實現し得ることゝなる。即ち恰も私設租稅、私設專賣となるのである。

英國の炭坑法案はこの點を考慮して生産者と消費者と同數の委員から成る所の監視委員會を設けることゝした。それでも猛烈な攻撃を受けたために仲裁條項を加ふることゝなつた。我が政府案には統制委員が設けられることになつてゐるけれども消費者代表の餘地は認められてゐない。萬事は當局大臣に任されてゐる。大臣に任せれば間違ひなしと前提するのである。

三

かくの如く産業統制法は畫期的な法律である。従つて非常な状態においてのみ例外的に許さるべきである。だから英國では炭坑にのみ適用すべきものとした。労働黨政府は坑夫の労働時間を一日七時間半に制限するの言責を果さんがために坑主と妥協的に公認カルテルを許したのであつた。これに反して我が政府案は如何なる産業にも廣く適用し得ることゝなつてゐる。商工大臣はまづ以つて羊毛工業、セメント、肥料、電氣機械の製造業に適用するが、必要と認める場合にはその他の産業にも及ぼすと説明した。こゝにも大臣無過失の前提理論が働いてゐる。

然しながら我が政府もこの法律が非常例外のものなることを認めたものと見えて五年の期限がつけてある。英國では最初期限をつけなかつたが、後に修正して一九三三年までの期限付としたので、或はわが政府部内の智慧者が先例に鑑みたのかも知れない。兎に角これはよいことである。抑もかくの如き法律を設けることは好ましくないが、今は異常に過多なる生産設備が存在し、それ等のものが無謀の競争を餘儀なくされてゐる。同業者の主なるものが生産制限を協定しても、その協定に加はることを肯ぜざるものがあつて他人の協定価格を利用して増産を試みる。そのため価格は不當に賣崩され、同業者全體が共倒れとなる。自然合理化を考へる暇もない。だから一時いきをつく所の機會を與へなければならぬといふのが發案の理由であつて、これは強ち無理ともいへない。

四

然しながら相當の値上と不相當の値上は何で判断するかといへばその標準は全く分らない。まづ原價計算でもして見るべきだが、我が政府には有爲な計理士が雇つてあるか否か。議會でもそれを質問した人がない。そこで當業者の

いふがまゝの價格協定を許すとせばその結果はどうなるか。多くの生産者の中で最も費用の多くかゝるものが收支償ふ程度、従つて優良な生産者が大にまうかる程度に價格はつりあげられる。競争によつて自然淘汰さるべきものが生き延びて、合理化は五年間延期される。産業合理局から生れた統制法が却て合理化の進行を遅らせるといふ皮肉な結果を生ずべき危険が確にある。

この際特に考慮を要するのは技術の進歩である。現在でも同業生産者中舊式設備のものと新式設備のものと並立してゐる場合は少くない。その場合に舊式のものを生かせば新式のものには利益が多くなり従つて増設擴張を計り、やがてカルテル協定の期限が来れば必ず生産高割當の改正を要求する。舊式のものはいくら助けても生きられるものではない。而もその中には日進月歩の科學時代から所謂新式も又いつか舊式となる。産業統制法が五年間競争を停止せしめるために技術の進歩までも停止せしめずんば幸ひである。

二七 第五十九議會の關稅問題

今回の議會では種々の重要な經濟問題が議題として取扱はれた。惜しむらくは今の議會の空氣が如何にも露骨な政權爭奪の熱におかされてゐるために折角の重要法案も充分に研究される機會を與へられず、全く武勇劇の蔭にかくれてしまつた。關稅問題の範圍では正式に議事日程に上つたものとして政府提出の木材關稅引上及人絹關稅引下案並に議員提出の澱粉、煉乳、高粱等の關稅引上案があり、後者は貴族院で審議未了のため握潰しになつたが、前者は兩院を通過して實施される運びに至つた。この外正式の議題となるに至らずして折々討議の題目とされたものには鐵鋼關稅の大問題があり、又一般的關稅定率法改正の意見も貴族院の次の如き希望決議となつて頭を出した。保稅工場法の改正も前記の人絹關稅に關聯して希望決議となつたが、制度上中々面白い問題である。

貴族院の希望決議

政府は人造絹絲の内地生産及び人造絹織物輸出の情況に照し今回定率法改正の主旨に鑑み將來宜しく適當に人造絹織物業者の保稅工場を整理すると共に速かに現行保稅工場法を改正し、重要輸出品の内地生産に對する壓迫を一掃せん事を期すべし尙之と共に改正を加へたる木材輸入稅其他一般の關稅率に就て考ふるも現行關稅定率は去る大正十五年一般的の改正を加へられたる儘其の後一部僅少の改正を爲し、今日に迫べり。然るに今や當時に比し本邦初め海外の産業狀況は著しく發達し生産量の増加生産費の遞減實に顯著なるものあるに加へ更に我國に於ては金解禁の結果對外爲替關係に急變を來したるを以て現行定率は既に制定

當時の趣旨に副はざるもの尠からず仍而政府は速かに總括的改正の案を樹て關稅率の合理化を期すると共に本邦産業の基礎を確立すべし。

二

政府提出案の中で木材關稅改正は昭和四年に同稅率の引上を行つた當時洩らしてあつた所の北洋材の稅率を引上げて米材と同様に取扱はんとするものである。前には北洋材は主として製紙原料になるものだからといふ理由で別扱にされてゐたが、實際には包装用、建築用で使用せられ、米材と同じく内地山林業の競争者となるからやはり課稅せねばならぬといふわけで、營業者は猛烈な運動をなし、外材業者の反對に拘らず、遂に引上案通過を見ることゝなつた。公平にいへば昭和四年の木材關稅を維持する限り北洋材のみを寛大に扱ふべき理由はないけれども、抑々今の木材關稅が保護政策の見地から見て成功したとは考へられない。第一に昭和四年の引上は徒らに内地森林の伐出しを誘發し、そのために木材價格は關稅引上の後に却つて下落してゐる。即ち引上によつて儲けようとした山林業者の見込はゞづれてゐるのだ。勿論木材の下落は東京の復興事業の終了及一般不景氣の影響を受けた結果であり、一時の滯貨がはけてしまへばやがて關稅の効果が現はれるであらうけれども、當面の山村救濟には功なくして却つて害があつたといはねばならぬ。更に營業者の利害を離れて國家の直接の利害からいへば現在の森林は伐採するよりも寧ろ保存することが肝要である。日本の森林は大切に保存しておいて外國の安い木材を使ふがよい。それが爲めには植林の獎勵山火の豫防にこそ國家の金を使ふべきである。森林の火災保險を實行し得るやうにして山林家の金融を便にすることも必要である。然るにその保護策として關稅によつて市價吊上げを行へば濫伐を刺戟するやうなことになる。前年引上の時に政府ではこの政策により山林家の採算が幾分樂になるから植林も出來るといつたが、三十年五十年の計畫に

對して眼前の價格吊上げが獎勵になるとは思はれない。だから今回の問題たる北洋材の課税の可否は末である。日本の森林保存策が本である。

三

次に人絹問題は現代産業の大勢を反射した所の實に面白い問題である。現行の百斤に付百二十圓といふ從量税は大正十五年の制定であつて、當時人絹の生産費は今日の數倍を要したから右の税率は二割七分位を見込んだのであつた。然るに爾來その生産技術は日進月歩の勢で發達し、價格も非常に安くなつた。そこで現在の一梱百圓乃至百二十圓といふ相場に割當てれば右の税率（一梱九十三圓七十五錢に當る）は七割八分乃至九割三分となる。これは勿論最初の立法の趣旨に反する所の法外な高率である。今回の改正によつて百二十五圓が七十五圓に引下げられたのは當然といふべきだ。

けれども織物業者は満足してゐない。一舉五十圓の引下といへば思切つたやうだけれども、新税率を一梱に換算すれば五十六圓七十錢となり輸入價格の六割以上に當る。而して從來とても實際の相場が關稅の許す極度まで上つてゐたわけでないから今回の引下げによつて價格の安くなる望はあまりない。人絹業は今の不景氣に拘らず相當の配當してゐるから、保護關稅はもつと下げるのが至當だといふ。然るに人絹業者の側から見れば現在の高い税率をそのままにしておいても織物の販路の過半が海外にある限り左程高賣りは出來ないのだから引下げの必要はない。もし引下げを行へばイタリーなどからダンピングのあつた場合に困るといふ。何れも一理窟ありさうだが實際に効果のないやうな高率を据置くことは濫用の危険をのこすものだ。而して現に人絹會社の利益が多いといふことは尙税率引下げの餘地あることを示すが如くである。

抑々大正十五年以來僅か五年にして此の如き税率上の食ちがひを生じた原因何れにあるかといへば、申すまでもなく現代科學特に化學工業進歩の影響である。恐らく同様の變化は他の多くの場合にも起つてゐるだらう、又將來にも起るであらう。さうして見ると吾々はこゝに從量税制の一大缺點を認めねばならぬ。從來關稅は稅關において品物を取扱ふ際に手數のかゝらぬやう成るべく從量制を用ふるがよいといふことになつてゐるが前記の如く價格の變動大なることを豫想せらるゝ品物については別に考慮の餘地がありはせぬか。假りに人絹關稅を從價二割七分と定めておいたなら現今の如き問題は起らなかつたらう。

四

人絹關稅は技術上の進歩の結果前記の如く不合理なものになつてゐたから早晚引下問題の起ることは豫想された所であるが最近にこの改正案の提出を餘儀なくせしめた動機は何であるかといへば保稅工場である。元來保稅工場は外國へ輸出を目的とする品物の原料に對し輸入税を免除するための制度であつて、それが關稅引下の動機になるとは今まで吾人の考へ及ばざる所であつた。福井縣其他に人絹織物の保稅工場が出来てゐたこともあまり世人の注意を惹かなかつた。實際保稅工場法の適用を受ければ特別に稅關吏の監督に服せねばならず、費用も相當に多くかゝるから從來その認定を希望するものも多きはなかつた。然るに稅率が七割とか九割とかになつて來たから工場主の立場から見て保稅の取扱を受けるのと否とは非常な差違を生ずることゝなつたのである。そこで大藏省が法律の許す範圍内にて自由に保稅工場を認定すれば問題はないが、それでは人絹製造會社が困る。折角關稅保護の下に製品を高く賣つてゐるのに、その關稅を免除されるものが多く出來ては保護の趣旨が通らない。是において政府は人絹會社と人絹織物業者との間に板ばさみとなつた。結局人絹會社には關稅引下げを押しつけ、織物業者には保稅工場の適用を見合はずといふこ

となつたのである。

保稅工場を設けた本來の趣意からいへば、原料の關稅が高いからといつてその規定の適用を制限すべきものではない。寧ろ稅率が高ければ高いだけ盛に適用して制度の效果を生ぜしむるがよい。それでも人絹會社は内地の消費だけに對しては品物を高く賣ることが出来るからやはり保護を受けたことになる。即ち一方には自由貿易の長所を取つて輸出を振興し一方には國內市場を自國の原料生産者に與へて保護の目的を達する。これが保稅工場のよい所である。

併しながら保稅工場そのものにも缺點がないとはいへない。保稅のために要する所の費用が大きいから相當の大工場はその負擔に堪へるが小工場では利用が出来ない。従つて事實上同じ原料で同じ品物を作つて輸出するのに課稅を免れるものと然らざるものが出来る。これは確かに不公平であるのみならず輸出工業の振興策としての效果も疑はしい。つまり保稅工場制を行へば保護主義と自由貿易の長所を併せて實現し得ると考へるのは誤りであつて、この制度は左程に廣く行ひ得ざるものといはねばならぬ。輸出貿易を振興するにはやはり原料の輸入稅を減廢して一般的に生産者の負擔を軽くする外はない。吾人をしていはしむれば原料品の高率保護と輸出工業の發達とは結局兩立せざるものである。

尙議會においては人絹問題に關係して保稅工場の評判が甚だわるくなり、今後その適用をせぬやうにしたいなどの極端論も出たが、關稅の負擔さへ輕ければ好んで面倒な手續を取るものはない。但し今回の改正はまだ五六割の有効的保護をのこしたから、これだけでは引續き保稅工場の要求が起るだらう。又それが將來稅率引下げの導火線になることと思ふ。

五

次に政府提出案を去つて議員の提出案を見る。これは澱粉、煉乳、高粱、玉蜀黍等の關稅を大に引上げんとする案であつて民政政友兩黨一部の代議士が農村救済のために提案したものである。結局貴族院で審議未了のまま葬られてしまつたからこゝにその内容を批評する必要はないと思ふ。たゞ一言したいのは此の如き案が今の議會に提出せられ、うまく行けば通過せられる可能性のあることだ。理論上帝國議會は最高の立法府だから如何なる問題を討議し、如何なる法律案を通過しても差支はない筈であるが、現在のやうな議會の空氣の裡に突如として關稅改正の如き専門的研究を要する所の法案が現はれることは如何のものであらう。日本のみならず何れの國でも今の議會制度の下に一國の經濟政策を法定するの可否は現に問題となつてゐる。つまり現行の選舉法によつて普通に選舉された代議士は概して經濟問題について専門的知識を有つてゐないばかりでなく議會における政爭の空氣は動もすれば冷靜の研究調査を妨げられることを免れない。そこで議會制度を根本的に變改すべきか否かは暫くおくとしても、少くとも關稅案などは一夜づくりでなく豫め特殊の専門機關において充分研究を盡した上で議會の問題にするがよい。今回の案の中には僅か一年前に有稅を無稅に改めた所の高梁を再び有稅にすることが含まれてゐた。而してその無稅案は關稅審議會の研究の結果であつたから特にこの感を深くするのである。

鐵鋼關稅の引上は製鐵合同案に關聯して起つた大問題であるが、同案は商工大臣の熱心な主張に拘らず、終に提出されなかつたから、こゝには論じない。私見は一月中旬の東京朝日新聞及雜誌『自由通商』四卷三號に寄せてある。

二八 滿洲國の關稅政策

一

滿洲國に關する外交上の問題は既に一段落となり、これからは同國自身の實質的建設の成績によつてその運命が決せらるゝであらう。國際聯盟やアメリカなどは日本と正面衝突することを好まず、さりとて日本に従つて滿洲國獨立を承認もせず、徐ろに形勢を靜觀することゝなる。滿洲國そのものが健全に發達すればやがて列國をして承認を餘儀なくせしむるだらう。それが出来ない場合には何うなるか分らない。依つて實質的建設が愈々當面第一問題になる。然るに經濟的の建設は治安の恢復を先決條件とすることは勿論であつて、現今の如く兵賊が横行する状態では何も出來ない。關稅政策なども治安の恢復が出來なければ形式になつてしまふ。鐵道の幹線だけでも速かに安定しなければならぬ。以下論ずる所は治安が速かに恢復すると前提してのことである。

二

滿洲國は本年二月十七日に獨立を宣言したが、その關稅制度については最近まで之を從前のまゝとなし、たゞ稅關の管理を支那官吏から自國の官吏に移したのみであつた。然るに九月十五日日本が愈々同國の獨立を承認するに至つて斷然支那本部から離れた獨立の關稅區域を立つることを決定し、九月廿五日からその新制度を實施した。即ちこの

時まで滿洲は支那の關稅區域内に止まり、支那の各地方から來る商品に對し移入税はかけても輸入税はかけなかつたのであるが、爾來は支那を關稅政策上にも外國と見て支那品に對し諸外國品と同一の輸入税を課することになつたのである。

そこでこの改正の結果滿洲國の關稅收入は勿論大に増加すべきだ——一九二九年の滿洲國輸入總額中約三割が支那から來た——が、それは又滿洲市場における支那品と日本その他の國々から來る品物との競争にも當然影響して來る。即ち従來低率の移入税を拂つて入り來たつた支那品は爾後他國品と同率の輸入税を課されるから競争上不利になつた。それだけで日本品等には有利になつたのである。而して滿洲國內の生産物にして従來支那品と競争してゐたものは税率の高くなつただけ支那品に對しての保護を受けるやうになつたわけである。例へば輸入の大宗たる綿製品についていへばこの改正は日本紡績業に有利であり、奉天あたりにある少數の紡績會社にも有利であり、上海、天津、青島等の同業者には不利である。綿絲布の輸入税は移入税の倍額に當ることだ。支那における日本人經營の紡績會社も滿洲へ相當多くの輸出をしてゐるから打撃を受けなければならぬのである。然るに滿洲國が右の改正を斷行したるに對し、南京政府も亦對抗策を講ずることゝなつた。但しこの場合に支那は滿洲を獨立の外國として取扱ふわけに行かず、飽くまで支那の一地方と見てゐるからその態度は滿洲國と同一には行かない。そこで従前滿洲における支那海關の徴收し來つた所の關稅を支那本部の諸港にて徴收するといふ便法を取つた。その結果支那品の滿洲へ行くものは積出港にて移入税を先取りされた上に到着港で更に輸入税を課されるから非常の不利となつた。在支日本紡績會社が悲鳴を擧げて滿洲國へ特別の取扱を頼み込んだと新聞紙に傳へられてゐるのは左もあるべきことだ。

以上輸入税について述べた所は輸出税にも適用される。支那は一九三一年一月より實施された新關稅法にも輸出税を存置してゐるのでそれが滿洲國に承継されることゝなつた。滿洲品が支那へ出るには積出港で輸出税を課せら

れ、先方へ到着した時に移入税及附加税を課されるのである。

三

かくの如く滿洲國は本年九月末から獨立の關稅區域となつたのであるが、その關稅率は從來の支那の關稅定率をそのまま施行してゐるのである。支那の關稅定率は一九三一年一月より實施された新法であつて、これは支那が關稅自主權を恢復した爲めに出來たものである。従つてその編成の方針は支那本部の産業保護を眼中に置いたこといふまでもない。だから今滿洲國が獨立して獨自の産業政策を行はんとすれば自然その中に妥當ならざるものを發見するであらう。滿洲國として現に之をそのまま採用してゐるのは暫定的の處置であつて、やがて改正さるべきものと思はれる。

然るに事變以來日本の側に日滿ブロック論なるものが擡頭してゐるから日滿の關稅關係を如何に改正するかの問題が起らざるを得ない。即ち日滿關稅同盟を結ぶか、相互特惠關稅制度を行ふかといふことである。然るに現在の狀態は、滿洲國そのものに就ては前記の如く滿洲側で支那の關稅法による輸出入税を行ひ、日本側で一般普通の輸入税を行つてゐるだけのことだが、こゝに關東州租借地なるものがあるために稅法が複雑を極めてゐる。即ち第一に關東州は日本の政策で自由區域とせられ、全然關稅といふものを課せずして、地理的には支那の一端にありながら支那の關稅區域外に立つてゐる。第二に日本の側では關東州から來る若干の商品に對し特惠制度を設けて、輸入税を免除し、又は特に低率の輸入税を課することゝしてゐる。第三に滿洲奧地と關東州との輸出入については日支間に種々の取極があつて特別の安い稅率が課せられる。だから日滿間の關稅政策を動かさんとするにおいては關東州の問題をも同時に考慮しなければならぬ。

關東州を自由區域としたのは英國が香港を自由港とした如く、又ドイツが昔青島を自由港とした如く、この地方——それは内地の一縣位の廣さである——を擧げて外國貿易のために開放し、滿洲又北支那における仲繼港として繁榮せしむる目的に出でたのである。而して實際において關東州特に大連の發達がこの自由區域の制度に負ふこと大なるは疑を容れない。けれども滿洲の側から見ればその爲に關稅の取締が困難となり密貿易の横行を防ぎ難いといふ不便があり、且つ關東州の工業にして奥地に販路を有するものに取つては奥地——例へば奉天——の同業者と同様の關稅保護を得られないといふ不利がある。故に事變以來同地の商工業者間に自由區域を撤廢して滿洲國の關稅區域に加入すべしとする運動あり、又之に反對して現狀維持を可とするものあり、又大連のみを自由港とし、その以外の地を滿洲國關稅區域に入るべしとするものあり、中々利害一致せざる模様である。

租借地に對する内地の特惠制度が何程の實際的效果を擧げてあるかについては私は報告を得てゐないが、近頃その特惠品目を擴張せよと主張するものあるやに聞いた。恐らく現在の品目三十三種はまだ重要品を逸しているといふのであらう。併しながら内地の特惠制度を考へ直す前に租借地の自由區域を如何にするかの先決問題を決定せねばなるまい。租借地が獨立の關稅自由區域でなくなれば内地の特惠制度も考へ直しとなる。奥地との輸出入に關する煩雜なる制度は一掃される。

滿洲國の關稅制度を完成するためには斷然租借地の自由區域を全廢することとし、中繼港としての機能を果さしむるには保稅倉庫・保稅工場の制度を活用するがよい。けだし自由區域を存置しつゝ脫稅を防止することは到底不可能と思はれるからである。租借地が滿洲國の關稅區域に入るとすれば租借地の政府たる關東廳に對し關稅收入の分前を與へなければならず、それについて多少の面倒な交渉は必要となるけれども、狭い土地のことであるから大國間の關稅同盟ほどに複雑ではあるまい。たゞ現在租借地内にある諸産業の利害對立が問題である。併しながらこれは滿洲國

が將來實施すべき關稅政策の方針如何にもよることである。滿洲國が現行の支那關稅と同様の保護主義を行ふならば今まで自由區域であつた租借地の受くる變化は大であるけれども、滿洲國が低率關稅を採用するならばそこに甚だしき影響は起らない。

四

次に日滿關稅同盟及び特惠關稅の設立は議論として景氣がよいやうだけれども、現今の狀勢では實行的價値なしと私は思ふ。日本は久しく支那大陸の門戶開放・機會均等を以つて旗幟となし、滿洲國も之を聲明してゐるから今急に日滿間に右の如き關稅ブロックを作ることには國際信義から見て避けねばならないこと勿論であるが、更に之を經濟上から見ても日本がかゝる政策によつて得べき利益は甚だ少くして、失ふ所は或は甚だ大なるものがあらう。

先づ貨幣本位制度の同じからざる日本と滿洲の間に關稅同盟を云々するが如きは甚だ粗大な論である。兩國間爲替が大幅の變動を繰返す状態の下に於ては事實關稅を頻繁に上げたり下げたりすると同様の影響が生ずるから、たとひ關稅同盟を結んだ所で安定したるブロックは出来ない。安定したるブロックを作らんとすれば先づ貨幣本位の問題を考ふべきである。併しその以外にも日滿ブロック經濟には大なる難點がある。

抑々日滿經濟關係を過大評價して日本と支那及びアメリカ等との關係の重要性を忘るゝが如きは、昨年之事變以來我が國に發生した偏狹なる國家主義の惡影響にして、最も警戒を要する所である。國民は一日も早くこの右翼小兒病とも稱すべき思想を清算せねばならぬ。日本は現在世界不況の中にあつてさへ三十億圓の外國貿易を有し、今後益々手廣く世界を相手に商賣する必要があるのに、人口僅か三千萬の貧乏なる滿洲國と結んで排外的ブロックを作つて生活し得る道理がない。日本が滿洲市場を獨占せんとすれば支那も益々關稅障壁を高くして日本に對抗し、又不法なる

日貨排斥を益々盛んに實行するだらう。支那の販路は支那人の考へる程に日本輸出産業に取つて至上の販路でなく、現に本年上半の輸出の如きは支那への賣行が三割七分の激減なるに拘らず他のアジア、アフリカの販路擴張によつて補はれてゐる状態ではあるが併しながら日本に取つて支那の販路が滿洲のそれ以上に重要なことは議論の餘地がない。のみならず日本と滿洲との貿易は地理的關係からいつても至便の地位を有するが故に日本工業品は何等の特惠を求むるに及ばず、彼地において何れの外國と競争しても敗れる心配は決してないのである。日本として滿洲に要求すべきは他の外國に優る所の特惠でなくして、支那本部における如き日貨排斥を起さぬこと。竝に支那本部に企てられんとする如き無法なる保護政策を實行せぬことである。

翻つて滿洲から日本への輸入貿易について見るに、現在では大豆に對し百斤に付七十錢竝に従量税附加税三割五分と言ふ高税を課せられ、それだけ内地の大豆生産が保護されてゐるのである。實際これまでにして大豆の生産を保護することが妥當なりやは頗る疑問であるけれども、我國の農業者は近年の不況に壓されて益々硬化したる保護論者となり、最近には現在製油原料としての大豆が例外的に免税されてゐるのを改めて原則どほり課税せよと熱心に主張しつゝあるやうなわけであるから、大豆關稅撤廢の如きは思ひも及ばない(十一月三日の諸新聞を見よ)。従つて日滿關稅同盟は彼等の反對すること勿論である。又もし滿洲大豆に特惠を與へるとすれば現行稅率を引下ずして北支那あたりから來る大豆に現行以上の稅率を適用せよといふであらう。かう考へて見れば大豆に關する限り日滿關稅同盟も特惠制度も中々實現困難であつて、先づ尙早といふことになる。

撫順炭の輸入に關していへば、石炭は我國の關稅定率法において無税となつてゐるから日滿關稅同盟を俟たずして自由輸入は出來る筈だ。それが現在出來ないのは全く内地炭坑と滿鐵との協定による送炭制限の結果である。元來滿洲の資源は非常に豊富なりといひはやされてゐるけれども事實直ちに利用し得るものは石炭の外に殆ど何もありません。

ない。その石炭を送炭制限で止めておくとすれば、抑々日本國民は何のために滿洲國の世話をするのか分らない。故に送炭制限は必ず撤廢又は緩和されねばならないけれども、それにつき關稅同盟は何の効果もあり得ないのである。

大豆粕は肥料として日本の農業を大に助けてゐるが、これも石炭と同様現に無稅だから關稅同盟に關係はない。

かくの如く輸入の側でも輸出の側でも日滿關稅ブロックはその聲のみ徒らに大にして效果の薄いものであり、日本の對外貿易全體の關係を無視したことにのみなり得る。

五

そこで滿洲關稅政策につき何もなすべきことはないかといへば決してさうでない。支那から承繼した所の現行制度を滿洲國獨自の立場において修正することは確かに急務である。

既述の如く現行稅則は南京政府が一九三一年一月から實施した所の新法であつて支那の保護政策を基調とするものである。滿洲としてはかゝる保護政策を取る必要は斷じてない。例へば南京政府に取つては外國の木綿製品に課稅して上海の綿業を保護し、自己の背景たる上海財閥を助ける必要があつたであらうが、滿洲としてはその結果綿絲・綿布を高く買はされるだけのことである。印度で孟買の綿業者が主張して綿製品の關稅引上を實行したとき、ビルマでは之に反對して引下げを求め、更に進んで印度の關稅區域から全然解放されることを希望したことがある。ビルマは農業地であり、孟買綿業者に奉公する必要を認めないからである。滿洲もビルマと同じく農業地であるから工業保護關稅を存置する理由がない。滿洲は北支那竝に朝鮮からの移民を入れて新地を開墾し農業的に發展せねばならず、それは又頗る有望なる事でもある。殊更ら工業品自給を企てる必要は毫も認められない。

右の根本的事實に基いて滿洲國獨自の關稅を編成するならば、その方針は出来るだけ低率といふことになる。出來

るだけといふのは國家の財政が許す限りといふ意味である。滿洲國の収入は所得税などに求めることは當分不可能であつて従つて關稅收入は財政上頗る重要だから、之を引下げるといつても限度がある。併しながら阿片の專賣とか、煙草の消費稅とか、又は富鐵の官營とか、他に適當の新財源を求め得る限りは必需品の關稅を引下げねばならぬ。これは滿洲國の農業發展を期する所以であるが、同時に日本の工業發展にも有利である。日本工業は諸外國の關稅障壁に煩はされてゐるから一國でも關稅の低率にして且安定せる國の出現を望まねばならぬ。

尙ほ滿洲國の新關稅が低率であれば、その獨立によつて支那の輸出が受くる打撃も輕くなる。それは徒らに支那人の反感を挑發するの愚に陥らず、且つ支那に於ける日本人の企業——たとへば上海・青島等の紡績業——にして從來滿洲を販路としたものに對しても有利なる解決策となるだらう。滿洲國の經營上に支那の經濟的利益を考慮することは頗る肝要と思ふ。滿洲は主として支那人の植民地であり、その人口の大部分は北支那を郷土となし、季節的に北支那から出稼するものも多數あること申すまでもない。故に支那人に不便不利を與へてこの國に萬民安住の樂土を出現せしむることは不可能である。要するに日本人が滿洲經營に成功するか否かは偏狹なる右翼小兒病の清算にかゝる。關稅政策も亦この立場から出發すべきものと信ずる。尙一言附加したきはこの關稅改正を出来るだけ早くすることである。遲延すれば滿洲にもこの關稅障壁に保護された新産業が起り、そのため改正は困難となる。滿洲國內にあつて從來支那からの輸入品と競争してゐた工業が現在保護を受くるやうになつたことは確實である。これが滿洲國の産業政策に基くものなら是非もないが、實は偶然南京政府の關稅を引繼いだゝめである。だから一日も早く獨自の方針により獨自の稅率を定むることは焦眉の急である。支那通の根岸佶教授（雜誌『支那』十月號卷頭）も私と大體同論であつて、滿洲國は差向き昨年の改正以前の支那關稅即ち七種差等稅率に戻るべしと主張して居られる。それが滿洲國財政上許さるゝならば最も適切といはざるを得ない。

（『外交時報』第六七二號、昭和七年）

二九 日滿經濟雜觀

唯今九時四十分でありますが、十時までには此の講堂をあげなければなりません。二十分間で日滿經濟雜觀をお話すると云ふことは少々困難であります。従つて極く簡単に要領を摘んで、私のノートを唯棒讀みにするやうなことになりますが、それは御容赦を願ひたいと思ひます。

私の申し上げたいと思ふのは、日滿兩國間の經濟關係が今日どう云ふ風になつてゐて、それを整理して行くのはどう云ふことが問題になるかと云ふことであります。殊に今日の論壇に於て日滿ブロック經濟と云ふことが相當廣く唱へられて居りますから、其の日滿ブロック經濟論の批評を少し考へて見たいと考へてゐるのであります。

本論に入る前に一寸豫めお断り申上げて置かなければなりません。最近リットン報告書が發表されて日本では非常に不評判で、認識不足だと稱せられ、又は殊更日本に不利なことをかいたものとして疑の念を以て見られて居りますが、私の意見はリットン報告書の一部と大に似通つた所があります。そこで神經質の愛國者から私が國際聯盟の廻し者でないかと疑はれる危険があります。今日申上げることが政治上の關係には觸れないのであります。若し觸れれば、リットン報告書の結論と反對の意見を私は有つてゐるのであります。それは觸れないことにして今日は經濟關係のことだけに付て申上げたいと思ふのであります。

尙ほもう一つ豫め申上げて置きたいのは、今日新聞紙上や公開講演などに於て述べられる言論と、我々がクラブの客間であるとか或は宴會の席上などの私的會談に於て交換する意見とは大分距りがあるやうに思はれるのであります。

す。公開の講演や新聞紙上の議論は、例へば日滿ブロック經濟などに關しても、私共から見ると、概して勇壯活潑な聊か右翼小兒病にかゝつたやうな議論が多い、又それでないとも動もすれば愛國者でないかの如く取られるやうであります。然るに今申す通り一般の私的會談に於ては餘程趣を異にして居るのであります。そこで私が茲に申上げることは、無論私一人の責任ではあります、多少さうした空氣を公開の場所に通はして見たい、さう云ふ役目を勤めて見たいと云やうな意味もありません。

先づ滿洲事件と云ふものはどうして起つたかと云ふに、私は要するに人口問題と、資源の平均を失つてゐると云ふことが其の本當の起因でないかと思ふのであります。無論御條溝で鐵道が破壊されたとか何とか云ふことが機會にはなつて居りますが、あゝ云ふ小さな事件さへも大きな火事を爆發せしむるだけの空氣がそこにあつたのであります。其の空氣といふのは即ち人口問題である、狭小な地域に張切つた人口の壓力が加はつたためと解釋するのであります。世界の地圖を披いて見ると、或國は人口が稠密であつて、資源が甚だ乏しく、或國は資源はなか／＼あるが人口が少く、事實之を開發することも出来ないと言ふやうな不平均がある。斯う云ふやうな状態を其の儘にして置いて、世界の平和はなか／＼維持出来るものでない。現在の國際聯盟と云ふものも平和機關であります、從來其の點を改めやうと云ふやうな企ては何も無い。國際聯盟は飽くまで現状維持の平和だけを求めるものであつて、是は平和機關としての缺點であります。そこで外國の學者、殊に人口問題を取扱つてゐる人の書物などを讀んで見ますと、^{デンザヤースポット}危險區域と云ふ言葉が用ひられ、其の危險區域は何處に在るかと言ふと、一つは日本で、他の一つは伊太利であると云ひ、何れも人口が多く、而も益々多くなりつゝあつて、資源が乏しい、さう云ふ状態に一つの國民を押籠めて置けば何か事件が起る、即ち危險區域だ、斯う云ふ風な議論をしてゐる者は二三に止らないのであります。私も數年前からさう云ふことを考へてゐたのであります、此の人口と資源の不平均なる日本に於てどう云ふ國策を立てたら可い

かと云ふことに付ては領土の擴張に依るか、領土の擴張でなくても、直接外國の資源を政治的に支配することに依つて此の平均を作り出すとでも云ふ以外にどんな道があるかと云ふと、誰でも考へつくのは、第一に産兒制限、第二に移住、第三に貿易であります。所が産兒制限と云ふことは、今から制限すれば、將來其の制限が利いて來ますが、此の制限された子供が大きくなり、勞働人口として世の中に出て來るのには、二十年かゝります。二十年以前に生れた子供が今日勞働社會へ入つてゐるのであるから、既に生れ出てゐるものは今更制限の仕様が無い。是が人口論に於て最近非常に學者の注意を引いて居る問題であります。人口の年齢別の構成と云ふことを考へて見ると、過去に生れた子供が多いか少いかと云ふことが現在の人口の年齢別構成を決めてゐるのであります。日本では最近二十年間非常な速さで人口が増加し、年々凡そ二百萬人づゝ赤ん坊が生れて居ります、それが小學校を卒業し、十五歳以上になるまでには無論大分死にますから、大體百二三十萬人の者が成人して、勞働市場に進出することになるのであります。一方現在の成年者で老境に入り又は死亡するものが多くありますから、差引して年々三四十萬人づゝ勞働人口が増加して行く。これに對してどうして職業を與へ、之を養つて行くかと云ふことが問題であります。そこで誰しも移住と云ふことを考へるのであります、是も確に一つの解決法でありますが、從來日本人が好んで移住して行かうとする先は、亞米利加にしても、濠洲にしても皆斷られ、日本人が容れられる所は餘り此方が好まぬと云ふやうな譯で、實際出て行く人間の數は至つて少く、一年に二萬に及んだことは殆ど無い、英吉利あたりでは十九世紀時代には一年に三十萬位の人間がどん／＼亞米利加へ移住し、最近大戰以後でも十萬以上の人間が毎年移住して居りますが、其位出たならば、相當人口の壓力を緩和することでありませうが、日本に於ては今日さう云ふ状態になつてゐない、然らばどうすべきであるかと云ふと、外國貿易に依つて日本の生産品の海外輸出を盛にするより仕方がないのであります。日本に於て原料食糧を作ると云ふことは最早行詰りでありますから、工業的に發展して、製品の輸出貿易でやつて行か

うと云ふことに事實なつて來たのであります。それで私共は此の貿易に依つて人口問題を解決しやうと云ふ考から、先年來自由通商論を唱へてゐるのであります。事實はどうかと云ふと、なか／＼思ふやうにいかない。世界の各國は今日所謂關稅戰の狀態でありまして、何れも關稅の障壁を益々高くするばかりであります。亞米利加も益々關稅障壁を高くして、外國の商品を排斥し、英吉利の如きも多年自由貿易國であつたのが是亦今年から保護關稅國になつてしまひ、而も特惠關稅とか何とか云つて、植民地に於ても自國の製品を保護して外國の製品を排斥すると云ふ狀態であります。其の爲に日本の工業的發展が非常に妨げられて、前述の如く年々殖えて行く勞働人口を養ふのに甚だ苦痛を感じるやうになつて來たのであります。従つて今晚お見えになつて居る金釘諸君にしても卒業後の就職難を心配されるかと云ふやうなことになつて來たと思はれます。

近年は斯うして日本に段々明るいことが少くなつて行くので、何とかして此の現狀を打開しなければならぬと云ふ機運が濃厚になつて來た、人心はいら立つて來たのであります。然るに支那に於て日本排斥が明に行はれ、即ち北に於ては日本が非常な犠牲を拂つて開發した滿洲に於ける鐵道其他の利權を回收して、日本の勢力を滿洲から追出してしまはうと云ふのが、支那の最近に於ける運動の一つの現れでありますし、又南の方では日本の貿易に對して非常な抑壓を加へ、而もそれが他國に於ては一般的に何處の國のものにも課する關稅に依つて行はれるのであります。支那では特に日本品を指してポイコットをやるのであります。斯う云ふことになつて來ましたから遂に滿洲事件が起つたのであります。併しながらこの滿洲事件によつて日本の人口問題が救はれるかといへば必ずしも然りといへませぬ。然りといふ人もあるが私はさう申すことが出來ない。其の結果は南方に於けるポイコットを益々激しくせしむるの其自然の勢でありまして、殊に對支貿易に付て利害關係の大阪の商工業者諸君などは非常な苦痛に相違ないのであります。もう斯うなつては仕様がな、國家の發展の爲に已むを得ないことであるから、忍耐をすると云ふ態度

を執られたことと思ふのであります。

兎に角斯う云ふやうな事情で滿洲事件が起り、軍事上に於ては非常に成功して、滿洲國の獨立となり日本の單獨承認と云ふ所まで行つてしまつたのであつて、私は是で國際政治的には最早一段落だと思つて居ります。尤も今後國際聯盟の理事會で色々面倒なことが起るかも知れませぬが、所謂出來上つた事實が茲に在るのでありますから、先づ一應の段落はついたものと見て可い譯でありまして、是からの問題は無論滿洲國の治安の回復と云ふことであります。是と共に經濟上の建設を始めなければならぬのでありまして、此の經濟上の建設を如何なる途を執つて始めるかと云ふことが所謂日滿ブロックの問題だと思ひます。

一生懸命に速く走らうと思つて居りましたが、到頭十時になつてしまひました、簡単に結果だけを申上げて終りにしたいと思ひます。

所謂日滿ブロックと云ふものには二つの方面があると思ひます。一つは内部的關係と申しますか、日本と滿洲との間の關係でありまして、主として日本人が滿洲に於て投資をしてゐる色々の事業と日本國內に於ける事業との競争的關係に在るものゝ利害を調和せしむべく統制しやうと云ふ問題であり、他の一つは日滿自給經濟と云ふ意味であります。即ち日滿ブロック論者にも色々ありまして、對外的には全く交通せぬでも可いやうに、日滿だけで以て一つの自足自給のブロックを拵えてしまはう、是が今日の無統制なる世界に處するに一番宜い方法であると思ふのであります。私の所謂最も勇壯活潑な考であります。そこで私の結論を申しますと、茲に色々の統計なども持つて居りますが、如何に滿洲の資源が豊富であつても、日滿だけで自給經濟を立てると云ふことは到底不可能であると思ひます。即ち日本の貿易額は現在三十億圓に上つて居りますが、其の中の二八―三〇%を占める亞米利加を第一とし、次に支那、印度と云ふやうな譯で、日本の貿易關係は方々に伸びてゐるのでありますから、其の中の僅か七―八%にしか當

らない滿洲だけと一つになつたところで、どうしても自給自足が出来やう筈はない、日本の何億と云ふ生絲を滿洲だけでこなすことは無論出来ないし、又滿洲に豆は澤山出来るけれども、日本人は鳩でないから豆ばかり食つてゐると云ふ譯にはいかない、だから今後日滿關係を整理するに付ては、此の點を先づ第一に腹の中に入れて置かなければならぬ。詰り日滿關係と云ふものだけに没頭せずして、日本國民經濟の全局に眼をくぼり世界的の見地から、貿易その他の關係を考慮して行かなければならぬと云ふことであります。

もう一つの問題は、前述の第一の方面即ち日滿間の産業上の利害を調和することです。實際現状を見ればブロックどころでなく、種々の衝突が其の間に在るのであります。一般論としては、日本が工業國で、滿洲は農業國だから、好い工合に分業が成立しさうなものであり、又確にさうでなければならぬが、併ながら之を色々な産業に個別的に見て行くと、なか／＼さうはいかない、例へば滿洲の石炭を内地に持つて來ると、非常に安いので、内地の工業家は歡ぶけれども、内地の炭坑が困る、殊に九州あたりの小さい炭坑で能率が低い連中は競争上逆も立つて行けない。そこで此の春も大勢の入墨をした連中などが東京に集つて、それに同地方の代議士が付添つて來て色々陳情をすると云ふやうな大騒ぎをやつたのであります。併ながらさう云ふ利害衝突をするのは悪いからと云つて、滿洲の石炭を内地に入れずに置いたのぢや、何の爲に滿洲國に力を入れるのか譯が分らない。之を成べく内地に入れないやうにするならば、炭坑主は助かるであらう、殊に其の中の大炭坑主は益々儲かるであらう。併しそれでは一般の國民大衆には何の利益も無いことになる。だから、所謂統制と云ふことは、資本的の統制も勿論必要であるが、其の目的とする所は國民全體の利益と云ふことにあらねばならぬ。換言すれば、品物の價格を安くすると云ふことを目的として統制されるのでなければ、其の意義をなさぬ。斯う云ふことを申したいのであります。此の石炭の問題はなか／＼面白いのであります之を詳しく申上げたいのであります。もう時間がありません、其の他鐵や木材などに付ても同様

の問題が在るのであります。日本内地に於て大資本を投じて製鐵をやつて居る人があり、又山林を有つて居る人がありまして、是等の人々が現在外國から入つて来る鐵なり木材なりを排斥して居ります、乃ち六十二議會を通過した關稅は其の多年問題になつてゐた所の鐵、木材等の關稅問題を解決したのでありまして、それは外國を排斥する方に解決してしまつたのであります、今滿洲と連絡を付ける場合、滿洲産も亦之を排斥するか。もし排斥すべしといふならば日滿ブロックの破産であらうと思ひます。

甚だ素ツ氣ない話で終るのは遺憾であります、何分時間がありませんから是で講演を終ることに致します。

追記

速記の校正を了つた處で結論の要點をかいて見ます。

一、滿洲問題は人口の壓力の下に生じたのであるが、滿洲國獨立又は日滿ブロックだけで日本の人口問題を解決することは不可能である。世界に向つて輸出工業の販路を求めなければならぬ。「景氣は滿洲より」などいふのは全く錯覺であつた。今夏の農村の景氣はアメリカから來た。

二、滿洲進出と南方の支那市場開發とは到底並行しない。ポイコットは政治的復讐とされてゐる。しかも南方市場は滿洲市場以上に重要である。日支の國交を恢復することは滿洲事件の善後策の第一でなければならぬ。

三、併し滿洲の資源も日本國民經濟のために利用しなければならぬ。兩國産業の利害關係調和のために統制策は必要であるけれども、唯現狀を維持するのみでは何のために滿洲のために犠牲を拂ふか分らぬ。日滿分業の途を開け。

〔經營學論集〕第七輯、昭和八年）

三〇 自由通商の立場より見たる統制經濟

五年前に世界經濟が未曾有の大恐慌に襲はれて以來各國の人々はいよ／＼自由競争制度にあいそをつかして統制經濟を要求する様になつた。歐洲の有名な經濟學者の中には今でも自由競争制度に不拔の確信を置いてゐるものがあり、各國政府が關稅政策及國內の經濟政策により經濟界自然の運行に干涉を加へ、市場價格を政治的に統制せんと試みる故に恐慌が益々長くなり且深刻になると稱して、頻りに國家の干涉主義を排撃してゐる（例へばグスタフ・カツセル教授、アドルフ・ウエーバー教授の如き）。けれども、彼等の議論には二つの無理な點がある。

一は十九世紀末以來産業組織が大に變化して來たから國家が放任主義を取つてゐれば民間もカルテル、トラストが私的統制を行ふやうになつて自由競争は行はれない。

二は近年の恐慌は實に甚だしき亂調子であつて物價下落すればする程事業は起らないで却つて益々前途を悲觀する。それを押切つてあくまで自動的反撥力を得んとすれば社會不安が発生する。即ち

第一 正統派經濟學の樹立した所の經濟法則は二十世紀の今日では最早實際に行はれないことになつて來た。産業界に多數の同業者があつて自由競争してゐたればこそ競争價格が成立し、その競争價格が金融、貿易、企業の指導的目標となつて需給の適合は大體自動的に實現されることが出來たけれども、現在では多くの産業において大經營が發達し同業者の數が少くなつたから價格協定や生産協定は比較的容易に成立し得べき状態となつてゐる。だから獨占は自由放任政策の下に出現する自然の大勢となつてしまつた。政府の干涉により所謂政治的價格をねつ造しないとして

も、民間のカルテルやトラストが自分等の生産物だけに獨占價格を成立せしめる。しかもこの種の獨占價格を成立せしめることは今の大經營に取つては止むを得ざる必要事でもある。何となれば大經營には稍々恒久的な固定資本その他設備が組織されてゐる。大經營の強味はこの恒久的設備を運用して標準化された大量生産を行ふ所にある。それには價格の安定といふことは最も望ましい。絶えず變動する市場價格に對應して固定資本を伸縮するわけに行くものではない。だから現今の經濟政策は民間當業者が益々獨占を強化するといふ事實を先づ以つて認めてかゝらねばならない。この大勢に抵抗して獨占の出来ないやうに法律で抑へて行かうとするのは、實は自由放任でなくして、國家の干渉といふべきであるが、實際アメリカで四十年間實施されたアンチ・トラスト法の如きものを行つても、その効果は舉らない。そこで何うせ獨占的傾向が強くなるものなら寧ろ獨占を公認し、又は助成した上で國民經濟全體を國家の力で有機的に組織せんとの大膽な要求が現はれて来る。それがロシア共產主義の建設的方面であり、ルーズヴェルト大統領のNRAである。即ち統制經濟である。但しNRAが成功するや否や、ロシアの建設が成功するや否や問題である。何となれば國民經濟は統制さへすれば自由放任以上の成績を擧げるとはきまらない。下手に統制すれば勿論反對の結果になる。各國は今後失敗によつて學びつゝ徐々に統制經濟に移つて行く外はあるまい。我國でも統制經濟といふ語だけは二三年この方大に流行し、中島前商相は合理化及統制の指導者になるべく意氣込んだ。産業統制法とか工業組合法とか日本製鐵合同とかはその現はれであつた。勿論統制の方針を誤つて馬鹿げたことをしてゐる例は比比皆然りであるが、それでも今更自由競争に還れといふだけでは何もならぬ。自由競争が實現されない世の中になつたのである。吾々の仕事は統制をやめるといふことではない。合理的な統制を考へてやることだ。勿論自由競争による自動的調節の行はれる場合にはその力を用ひなければならぬが、それも大きな意味の統制の一部として提案さるべきものと思ふ。

第二は今日國家干渉を否定するだけの意味においての自由主義が用をなさぬ所以は深刻なる恐慌のため人心は極度に萎微し神經衰弱的になつたことである。學問上の經濟法則では物價下落し金利も下落すれば事業は起り景氣は再び向上になる筈だが、近年の事實はそれと反對で物價や金利が下落すればする程前途に不安を抱いて警戒するやうな状態であり何等か人爲策を取らなければ反撥力が出て來ない。それを放任しておけばやがて法則通りの均衡を求むる力が働き出すであらうが、人々はそれを待つことが出來ない。一般の所得減少に及ぼす大なる失業は經濟問題を超越して社會問題となり社會不安を惹起す。故井上藏相の經濟政策は必ずしもまちがつてゐたわけではないが、この經濟問題が社會問題化するといふ一點に至つて注意が足らなかつた。それが再禁止によつて僅かに救はれた。アメリカでもフーヴァーのラツゲド・インデividiヴイデユアリスムでは、千二百萬の失業者を何うすることも出來ないから、ルーズヴェルトのN R Aや弗平價切下げになつた。N R Aはもと／＼社會改造のために提案されたのでなくして景氣恢復のために提案されたのである。それが實施されるに至つたのは千二百萬の失業者が醸成する社會不安即非常的背景原因すると考へる。我國の所謂統制經濟策の中でも米價統制は同じ状態が動機となつてゐる。社會不安を眼前に見て大いそぎで立案した政策には必ず缺陷がある。そこにも統制經濟を合理化する仕事が残つてゐる。

さて以上は所謂統制經濟に對する小生の卑見であるが、それが自由通商と何の關係があるかといふに、こゝに小生は自由通商の積極的主張を持出したのである。もと／＼我國の自由通商運動に、十九世紀英國流の自由貿易主義の思想が影響してゐたことは否定し得ざる所である。而して自由貿易は一般的自由放任主義の一部であつた。國內において産業の活動に干渉せざる如く國際經濟關係にも干渉しないがよいといふ國家の消極政策であつた。この消極政策の思想は統制經濟と正反對である、だから主義に忠なる自由通商論者はこゝに一の迷ひを生ぜざるを得ない。それは前に擧げた歐洲の自由主義學者の如く飽くまで關稅その他の干渉を排して自由競争の復歸を求めめるか、又は別に新し

き立場を取るかといふことである。小生は既述の如く統制經濟は經濟發展の大潮流と見てゐるのであるから非干渉の消極論に止まることは出来ない。小生は我國民の思想を明治式の他力本願から解放し自主獨立に向はしむるにつき相當の熱意を有し、又經濟上には自由競争による自動的均衡作用を理解してゐるつもりである。けれども今日いふ所の統制經濟の到來は避くべからずと考へ、それについて經濟史的の見方をして居つた。こゝにその考へ方を述べて會員諸君の批判を仰ぎたいと思ふ。

我國の經濟國策の基調として人口問題即ち人口の激増に應ずるだけの天然資源がないといふ事實を考へないわけには行かない。人口激増し資源不足となり國民の發展すべき道は外國貿易により外國の原料を利用し、外國の販路に進出することより外には見出し得ない。移民により海外に新日本を建設するは望まじきことであるが、それを以つて主たる人口問題解決策とすることは數字的に不能と見なければならぬ。産兒制限は結局必要になるであらうし、又之が普及を禁止することは出来ないが、さればといつてこれを人口政策として國家が採用するには幾多の障害がある。武力によつて領土を擴張してもその地が豊饒なる無人の廣野でない限り大規模の移民に役立たないのみならずかゝる政策は世界を敵とする危険が伴ふばかりでなく、成功した場合にも非常な財政的負擔を要するであらう。結局海外貿易の發展による國民經濟の工業化とその背景としての平和的外交が殆んど唯一の有望なる活路である。即從來我國の政治家實業家の多くが主張した所の商工立國といふことは非常に深い根底をもつてゐる。たゞ彼等の所説不徹底にして輸出偏重の重金主義に陥るの弊あることを恐れた。日本の商工立國を實現するには日本自ら國際化することを辭せず、充分に國際分業を利用せねばならぬ。これが自由通商の必要な所以である。我國が外國に向つて通商の自由を主張し、且自ら自由通商政策を取らねばならぬ理由である。

十九世紀の英國は正統學派の理論によつて自由貿易を採用したのでなく、右の如き同じ事情の下にこれを探つたの

である。二十世紀の日本はそれと同様に成功すること困難かも知れない。日本は當時の英國の如く世界の先進工業國でない。却つて他の先進工業國と競争しなければならぬ。のみならず我國工業品の販路たる東南洋の諸國も追々自己の工業を打立てるであらう。故に日本はこの活路に當つても種々の難關を覺悟しなければならぬけれども、工業化の望みは決して乏しきを憂へず、現に驚くべき發展をなしつつある。たゞこゝに困るのは諸外國の國民自給主義、プロツク主義である。この不公正なる政策に對しては舉國一致の突貫を必要とするであらう。そこで自由通商の主張は益強くなる。我國人口増加の大勢は無限につゞくものでなく、小生の最近に試みた推算では今後二三十年間が人口壓力の最も大なる時期である。この時期に際して諸外國が日本の貿易發展を許すことは國際平和の絶對的必要條件である。

以上述べた自由通商論は我會員により繰返し主張された所の通説であつて少しも新しき論點を含むものではない。然るにこゝに主張されたことは畢竟するに國際分業の發展、世界經濟の安定であつて、それは國家の干渉を排することを條件としてゐない。もし自由貿易即ち自由放任によつて目的を達し得られるならばそれでよい。もし統制經濟策によつてよりよく貿易の安定が得られるならば宜しくそれを採るべきである。問題は統制と非統制にあらずして國產自給か經濟の國際化かにある。我國が外國に向つて通商の自由を要求するは彼をして彼をして關稅を撤廢せしむることのみでない。一時關稅を撤廢しながら間もなく再び突然の引上を行はれたと假定せばそれは當方の迷惑である。寧ろ相互的協定によつて關稅を定め、安定したる條件の下に健全なる産業の發展を計るべきである。外國が輸入割當を採用するならば、出来るだけ大なる割當を協定し、而かもそれが永續することを要求せねばならぬ。これが國際的統制經濟への道である。

かくの如く吾人の意中にある自由通商は要するに國際分業の發展を意味するものにして統制經濟と必ずしも矛盾し

ないのである。けれども國際的統制は國內的統制に比して遙かに困難である。國內統制を主張するものはこの困難を避けんとして鎖國論に墮するかも知れない。けれども日本は國內統制のみによつて生きて行き得る國柄でないから國內統制のために國際分業を犠牲にするわけに行かぬ。例へば内地の米價統制のために永久に内地と朝鮮臺灣との分業を妨げてはならぬ。内地の農業保護のために日滿貿易を阻止することを避けねばならぬ。更に内地と朝鮮臺灣滿洲との經濟統制のために廣い世界と内地との貿易を妨害することは出来ない。日本の統制經濟は國內統制と共に必ず國際統制を顧みる必要がある。かゝる理由によつて日本の統制經濟はロシアのそれを公式的に採用することは出来ない。アメリカ式のプランニングも不可能である。日本の要する統制經濟は國際通商を安定ならしむるやうな統制策である。日印協定は我經濟外交の成功なりや失敗なりやは別として此種の協定問題は今後も必ず頻出するであらう。吾人はこの種の經驗によつて國際的經濟統制の道を學ばねばならぬ。

〔『自由通商』第七卷第三號、昭和九年〕

三一 我國に於ける小工業の現在及將來

昨年歐洲において日本商品のソシアル・ダンピングが叫ばれた當時、國際勞働局は次長モーレット氏を我が國に派遣して工業の實狀を視察せしめた。同氏はこの視察旅行の後に一篇の報告書を公にしたが、その内容は日本においては「生産が合理化され技術的改良が採用されるに比例し、且これ等製品の販賣が増加するに比例して勞働條件は改善された」のであつて、所謂ソシアル・ダンピングの事實はないといふ結論に達してゐる。かくして國際勞働局次長の報告が日本商品に對する不當の反感を一掃するに功績のあつたことは申すまでもない。然るに同氏の報告中我國の小工業に關しては多少危懼の念を抱かれたことが記されてゐる。即ち「おそらく若干の小工業においては勞働條件が一時的に低下したであらう。小工業では無制限な競争と何んな値段でも製品を賣らねばならぬ必要があるがために勞働條件は大企業よりも遅れてゐたのである」といひ、しかし「小工業の數は今後減少してやがては消滅すべく集中化、合理化、機械の進歩に伴ひ勞働條件の改良せらるゝところの大企業がこれに代るであらう」といふ一言を以つて僅かに日本の立場を辯護してゐる。又この報告書の中に同氏は日本の産業につき今後研究を要する事項の一として特に小工業の問題を掲げてゐるが、今その要點を擧ぐれば、

(一) 日本には小工業——即ち工場法の適用を受けない家族的仕事場及び十人未満の従業者を有する小工場——が

非常に多くて、そこに働くものは恐らく日本の工業労働者の半分に達するであらう。

(二) この種の小工業の問題を等閑に付してはならない。何となれば凡そ工業の中で労働状態の最も苛酷であつて行政的監督の最も困難なるは何れの國においてもこの小工業に外ならない。「大企業は技術的改良により生産費を切下げ得るに對し、小工業は労働條件を犠牲にする以外にこれを行ふことが出来ない。」

(三) 日本において「小企業はその重要性を減じつゝある」といひつゝも、尙その事實に疑を抱き「小企業は如何にして如何なる速度で且如何なる方向に發達しつゝあるか、その生産物は大企業のそれと如何に競争しつゝあるか、又或場合に小工業は如何にして大企業と調整されてゐるか」を研究する必要ありとしてゐる。

二

モーレット氏が日本の小工業を問題にしたのは正しいと思ふ。同氏の問題は即ち歐洲の小工業史に通ずる人々の均しく問題とするところであらう。蓋し小工業の存続は望まじきか望まじからざるかについて歐洲では曾て幾多の研究討論を行ったが、結局小工業はスウェーデンに陥りやすいものだから、寧ろ大工業との競争に敗れて廢滅する方がよいと考へられるに至つた。十九世紀の中頃には保守的社會事業家は小工業の滅亡を悲觀し、それは第一に労働者を家庭より引離して家族的精神の衰微を來さしめ、第二には都市の中産階級を縮少せしめ社會の安定力を失はしむるものと主張したが、この悲觀は事實に當つてゐなかつた。小工業の労働者は工場に行つて嚴格なる規律に縛らるゝを要せず、妻子と共に意の趣く時に働き又休むことを得て頗る自由の境遇にあるが如く想像するのは誤りであつた。この問題については、一八九七年シドニー・ウェップ氏が名著『インダストリアル・デモクラシー』に論じたところは次の如くであつた。「労働者の住居と仕事場とを同一にするために室内を不潔不愉快ならしめ衛生上宜しからず。又自宅

勞働者は他の同業者と離れて生活する故に世間の經濟狀況を聞知する機會なく、工場勞働者の如く勞働組合を作る便宜も持ち得ない。この種の勞働者を使用するものはその弱味につけ込んで賃錢を値切り倒すやうになる。賃錢が安くされても彼等は別に反抗する力を持たないから、それが安くなければなる程勞働時間を長くして出來高を多くなさんと勉める。故に彼等は自宅にゐても決して自由に休む程の暇は得られない。又小工業が大工業と競争する場合には、機械の設備や金融の方法において不利な立場に立たされるから、親方は生産費切下げの唯一の方法として自己及び徒弟や助手の賃錢を低くし、勞働時間を長くし、すべての待遇を悪くする。親方と徒弟との關係は父子の如く師弟の如く相互の個人的友情によつて結ばるべき筈だけれども、その理想は實際には毫も行はない。仕事見習のために來た徒弟を單に安價なる勞働の供給者として取扱ふことになる。」

小工業の弊害はかくの如きものであるとすれば、その衰亡は寧ろ望ましいといふべきである。モーレット氏のいふ如く「小工業の数は今後減少してやがては消滅すべく、集中合理化に伴ひ勞働條件を改良し得るところの大企業が、これに代る」ことを望まざるを得ない。歐洲では一部の社會主義者のいふやうにすべての小工業が大工業の競争のために一掃的に没落したわけではないけれども、兎に角小工業の範圍は漸次に縮小し、現今日本におけるよりも遙かに狭くなつてゐる。然るに日本においては今日尙小工業が廣く行はれて、工業勞働者の大半を使用してゐる状態であるから、こゝにスウェーデンの行はれ易きことは當然想定しなければならぬ。外國市場へのソシアル・ダンピングについても一抹の疑念を生ずるのである。従つてまた日本における工業の發展傾向を知り、その存続の可能性につき見透しを持つことに重大な意義を認めるのである。

この問題はモーレット氏の如き歐洲識者の問題に止らず、寧ろ我國の國內問題として久しき以前から學者の注目したところであり、現に社會政策學會は今から二十年前即ち大正六年の大會において小工業問題を取扱ひ筆者が研究報

告の一部を擔當したのである（拙著『社會改造と企業』に收む）。吾々がその時以來觀察したところでは、我國における小工業の範圍は非常に廣いこと勿論であるが、そのみならず、小工業が急速に大工業に壓倒される徴候は見えない。小工業は我國において歐洲以上に存続の可能性ありと考へざるを得ない。それと同時に小工業は即ちスウェーデンであるとするのが事實妥當なりや否やは吾人に取つて尙一の疑問である。しかし我國にても歐洲諸國が経験したやうな小工業の弊害の存在することも決して否定し得ないところであるから、この種の經營形態が今後長きに亙つて存続すると認めるについては、それに應ずるやうな社會政策を攻究する必要がある。工場法の適用される小工業、法規上工場法が適用されてもその實際的運用の困難なる小工業に對して、その勞働條件の改善を計る道はないのであるか。これは困難にはちがひないとしても不可能ではあるまい。この場合吾人は歐洲の經驗にのみ依頼することなく、日本獨特の見方をなし、固有の事情に應ずるやうな立法行政を行ふ必要があるのではないかと思はれる。

	昭和5年	大正9年	左記10年間の増減
工業本業者	4,538,530	4,565,230	(-)26,700
工場労働者	1,884,334	1,825,445	(+)58,889
差引工場外労働者	2,654,196	2,739,785	(-)85,589
割合	58.4%	60.0%	—

註 本表の工業従業者は國勢調査の産業別工業本業者中土木建築業關係者を差引いた數である。工場労働者數は勞働統計要覽と工場統計表と一致して居ない。本表にては勞働統計要覽に據る。

三

第一に小工業又は中小工業が外國の工業全體の中に占むる重要性は如何なるものであるかといふに、それは國勢調査に現はるゝ工業本業者の總數と工場統計に現はるゝ工場労働者數とを比較して見れば大體の形勢を見ることが出来るであらう。筆者は大正九年の第一回国勢調査の結果が公表された當時にこの方法により中小工業の割合を計算して

見て、その重要性の大なるに驚いたが、更に十年を經過したる昭和五年の國勢調査の結果を用ひて同じ計算を行つたところこの十年間の變化は甚だ微弱なものであることを發見した。その數字は上表の通りである。

然るにこゝに所謂工場勞働者は五人以上より千人以上に至る大中小工業經營全部を合算してある故、その中にて中小經營と見るべき五十人以上の小工場の分を抜出して、これを工場外の從業者數に合計すれば所謂中小工業の勞働者數が得られるであらう。従つてこの中小工業の勞働者が我國工業本業者の總數に對する割合をも算出することができる。

右表の計算の結果を總括すれば、我國工業界において、五人未満の小經營に従事する勞働者は全體の約六割を占め、五十人以上の中小經營に従事するものは全體の七割強を占むることを斷定し得る次第である。

	昭和5年	大正9年
工業本業者	4,538,530	4,565,230
中小工業從業者	3,282,712	3,278,241
割合	72.5%	71.8%

こゝに特記したいのは小工業の範圍の廣いだけでなくこの十年間における變化の少かつたことである。この期間に工業勞働者が五萬八千の増加をなしたに對し、工場外の工業從業者——これは親方を含む——が八萬五千の減少を見たことは正しく小工業の退却を意味するのであるが、しかしこの減少は小工業者の數二百七十萬に對して僅か三%に過ぎない。従つて工業本業者總數に對して小工業の占むる割合は六〇%が五八%に下つたゞけの變化である。今後この速度の減退が繼續するものとすれば更に二十年を經過しても、さまでの變化にはならないだらう。そればかりでなく、この統計に示された人數は本業者の數であつて副業は含まれてゐないのである。近年農村における工業的副業の非常に増加したことを考へれば小工業に用ひられる勞働力は事實減少せずして却つて増加してゐるのではないかと思はれる。

尙序でを以つて工業以外の産業の状態を見るに、同じ十年間に農業人口は殆んど増減なく、農村に生れてそこに育つた男女の大部分が都市に移住して來た。その都市における職業としては工業、商業、交通業、公務自由業、家事使用人があるが、この中最も多くの人數を收容したのは商業で、これに次で公務自由業、工業であつた。工業に従事するものゝ總數をいへば商業よりも多いけれども、増加數は商業の方が遙かに多い。小工業と小商業とを比較すれば小工業は前記の如く僅少ながら減少してゐるが、これに反して小商業は激増してゐる。近年における工業生産高の非常なる増加に拘らず工業人口の増加は至つて少く、商業人口の増加が顯著なるは如何なる理由に基くか。その理由の一は工業にあつては商業におけるよりも機械の使用が進み、所謂合理化が可能なることに歸すべきであらう。その以外に小工業が農村の副業として營まるゝことも右の理由の一として數ふべきではないか。これを一の疑問としてこゝに提出しておきたいのである。

四

我が國の小工業の組織を概観するには先づその歴史的背景を顧みなければならぬ。徳川時代の小工業が現今の小工業に發展するまでの間には、その技術においても又販賣の方法においても非常な變化があり、雇傭關係に對する従業者の態度も變化してゐるけれども、古い習慣や氣風が到る處にその餘力を働かせてゐるから、歴史を知らずして現状を理解することは恐らく不可能であらう。

徳川時代に行はれた工業經營の形態は主として都會に行はれる手工業即ち職人工業と、主として農村に行はれる家内工業即ち問屋工業と、この二つであつた。

第一、職人工業の起りを見るに、戰國時代に大諸侯が勃興し、一國又は二三箇の國主として居城を構へ麾下の武士

をその地に住居せしめた。而して武士は租米の一部を賣つて衣服、調度、武具等を買つたから、城下に商人職人が集まつて町をなし、又城主は進んでこの城下町の建設を企てた。諸侯の領内の農民も城下の商工と有無相通ずるが故にこゝに領域經濟の組織が成立した。故にこの城下町には各種の職人が一通りは揃つて、所謂「百工悉く具はる」といふ状態にならねばならなかつた。即ち鍛冶屋、鑄物師、疊屋、紺屋、桶屋、檜物師、塗師、大工、左官、建具屋、指物屋、刀劍師、馬具師等幾十種の専門の職人が集まつた。これ等の職人が専門別に群をなして店を開いたのは夫々の町名となつて今日に傳はつてゐる。これが職人工業の起りである。

第二、徳川時代の交通は極めて不便であり、特に陸運は不便であつて、運送費が高くかゝつたから城下町を中心とする領域經濟の必要があつたのであるが、しかし地方と地方との間の商業も徐々に發達した。參觀交代の制度は全國的交通の發達を助けた。諸侯の租米の一部は海路大阪又は江戸に回漕されて金に代へられ、又諸國の特産物もこれ等の大都會を通じて領地以外に販路を求めらるやうになつた。商人には卸と小賣の分業が起り、今日謂ふ所の配給組織が發達した。さてかくの如くにして稍々大量に取引されたところの諸藩の特産物即ち當時の所謂「國産」の中には都會に群居する職人の手に成るもの——京都の織物、瀬戸の焼物、堺の刃物等——もあり、又農村の副産物——綿、藍、油、砂糖、織物、疊表、紙、茶、木炭、酒等——もあつた。この中で製造品に屬するものは皆家内工業組織の下に生産されたのである。而して販路の廣いことからいへば職人の生産物よりも農家の副産物が重要であつた。關東、濃尾、近畿地方その他の多くの機業地から出る各種の織物がこれに屬する。

家内工業の發達は遠國の販路に向つて積送るべき商品を稍々大量に生産する必要が起つたからであつた。職人工業は同じ町内の消費を目的とする注文生産であつたが、その製品を國産として賣出すには、問屋が起つて職人の作つた品物を買集め、又販路の要求に應ずるやうに生産の指導をなさねばならぬ。又進んでは職人に對して前貸をする必要

もある。そこで問屋はやがて資本家となり、職人は獨立の親方たる地位を失つて勞働者となる。問屋と職人との關係は最初は單なる賣買の關係であるが、後には問屋が職人に原料を供給してこれに注文通りの加工をなさしめ、その報酬として箇數拂の賃銀を與へるやうになる。而してこの兩端の間に濃淡様々の經營形態が現はれるのである。家内工業の形態は決して一様でなくして問屋は普通の商人と殆んど同様なるものから、工場をもたぬ工業家と目すべきものまであるが、何れの場合にも工業經營の中心人物である。

家内工業が在來の職人を基礎とせずして農家の副業を基礎とする場合においても問屋と農家との關係は同じことである。機業地では問屋は元機屋とか織元とか稱せられ原料絲を仕入れてこれを農家に供給し、織賃を與へて製織せしめる。農家はこの場合賃機屋と稱せられる。一人の織元が使用する賃機屋の數は二三十戸から二三百戸まである。

織元は通常自ら機織をなさないが、又同時に小工場を經營するものもある。織元はその製品を販賣するために買繼商と取引し、買繼商の金融を受くること大なる場合にはそれに對して從屬的關係を生ずることもある。關東地方の機業地には毎月六回定期に市を開く習慣があり、市日に織元と買繼商と賣買をなすので、その日は町が非常に雜踏するのであつた。農家でも獨立に織物を作り市へ持出して賣るものがあつた。この習慣は徳川時代から明治時代を通じて發達をつづけたが、歐洲大戰頃には市の重要性は既に衰へて來た。

かくの如く徳川時代には家内工業組織は主として農村において農家の副業として行はれたのであるが、大都會の發達につれてその貧民街における低廉な勞力を利用せんとするものが發生し、明治に入つて益々多くなつた。それは古き職人工業と無關係に純然たる不熟練者をして簡單な手工をなさしむるので俗に「ないしよく」と稱せらるゝものである。東京淺草に行はるゝ下駄の鼻緒の製造がその適例であるが、その他種々雜多の品物がかゝる事情の下に生産される。これはスウェーデンの危險の最も大なる場合である。

五

明治維新の後に歐米の新技術が輸入せられ、大經營の工場工業が發達したけれども、歐米の進歩した技術も工場組織もすべての種類の工業を一變せしむることは出来なかつた。生絲業において機械製絲が座繰に代り、木綿紡績工業の發達により農家の絲挽が廢れ、又洋紙、セメント、製鐵、造船、機械製作等の新工業については、西洋風の技術と經營法をそのまま輸入して徐々に改良を加へて行く外はなかつたけれども、我が國民の生活様式は甚だしく歐米と違つてゐるから、その特殊の需要に應ずる固有の工業は久しき間在來の職人工業又は問屋工業の形態によつて營まれた。日本人は今日でも木造家屋に疊を敷いて住み、他國に類のない縞や緋や友染小紋などの衣服を着て、食事には米の飯と魚類と酒、醬油、味噌等を用ひるので、その固有の要求に應ずるところの小工業は存続しなければならなかつた。その組織の改造は極めて徐々に進行したのである。日本において小工業の範圍の廣い理由の一はこゝにあると思ふ。

徳川時代に發達した職人工業の中で、刀劍師、馬具師は當然消滅したけれども、大工、左官、石工、疊職、瓦職等は今も存続してゐる。酒屋は水道の發達により、竈屋は瓦斯の發達により影を失つたが、表具屋、仕立屋、提燈屋等は尙典型的職人工業として何れの都會にも店を開いてゐる。鍛冶屋、鑄物師、建具師、指物師等は獨立の親方たる地位を失つたが、家内工業として存続してゐる。昔の年期徒弟制度や職人氣質は衰へたけれども、小工業の基本的形態は甚だしく變つてはゐない。

古き職人工業にして最も特異の性質を有するのは京都の染色業である。婚禮その他の儀式に用ひられる婦人の禮服地の調製は一種の美術工藝であつて、頗る多種多様な手藝の合作を必要とするが、その注文が全國各地から京都に

集まつて来る。一の反物は十幾種の職人の手を通過するが、その職人は各自獨立してゐて、悉皆屋と稱する特殊の商人の注文によりて加工を行ふ。悉皆屋は他地方に出張して消費者の注文を受けると共に京都の職人の間に連絡を取る。即ち京都の染色業は全國的な顧客を有しながら職人工業の舊態を存續し得られるのである。

酒、味噌、醬油、陶磁器、漆器、和紙、疊表、瓦等の固有の商品の製造も大部分は古き形態を存してゐる。しかし醬油の醸造は大正時代に入つて麥酒業及び製粉業等に用ひらるゝ技術を借り來つて、新しき生産設備を完成し、合理的大經營に變化した。そのために幾多の舊式小工場が没落しなければならなかつた。菓子製造は今日尙非常に多數の小經營を維持してゐるが、一部は製菓會社の大經營となり、小經營の菓子屋として存續するものも半製品を原料として用ふることが多くなつた。足袋の製造は二十年前まで手工業的であつたが、ミシンを用ふる裁縫工程の分業組織が案出されたために今では全く工場化されてしまつた。これがために無数の足袋屋が消滅したのである。建築關係の諸職は存續してゐるけれども、大建築のため別に大經營の請負業が起つて顧客に對する全責任を負ひ、諸職をその部下として雇傭するやうになつた。

徳川時代の機業地は現に存續してゐるのみならず、益々發展しつゝある。生絲及び綿絲の製造は早く工場工業に移つたけれども、製織そのものは家内工業として存續し、織元及び賃機の制度は變化してゐない。工業的經營をなすものも簡單なる大量生産に適する綿布を紡績會社が製造する以外には、中小工場の程度に止まる。品柄の變化多き内地向織物には家内工業又は小工場が適當してゐるのである。近年羊毛工業及び人絹工業が大に勃興したが、大會社は原絲のみを製造し、織物は舊來の機業地において營まれる。多種多様にして且流行の變化する織物を作る場合には、大工業會社は小工業と競争し得ないのである。かくして愛知の毛織及び福井の人絹織は實に顯著なる發展を遂げつゝある。將來これ等の機業地における家内工業が工場工業になるや否や、又現に小工場となつてゐるものは大工場になる

や否やは今日尙不明である。十數年前に力織機が手織機に代つて廣く使用されるやうになつた際に、或人は工場化の機運が熟したかの如く考へたけれども、それは實現しなかつた。電氣力が極めて小なる家族的經營の場合にも便利に使用されるのである。

要するに徳川時代から傳はつた小工業の中で或ものは消費者の要求の變化により、又は外國の新技術の競争によつて消滅したが、その他は國民固有の風俗によつて支持された。明治時代に消滅せずして存在をつゞけたものは一部は足袋や醬油の製造の如く新技術の同化によつて工場化されたが、他の多くのものは新原料新機械の採用にかゝらず尙小工業組織を守つてゐる。しかも屢々小工業が大工業の競争に抵抗して勝利を得てゐる。これ等のものは昔はずべて國民固有の需要に應ずるだけであつたが、中には輸出工業に進化したものもある。人絹織、毛織の如きはその著しき例である。この外に内國向から外國向に轉化した特異の一例はゴム靴の製造に見ることが出来る。既述の如く足袋の製造が裁縫工程の分業組織によつて工場化されたが、その後足袋の底にゴムを用ひるやうになり、それから更に一轉してゴム底の布靴を作つて販路を外國に開くことゝなつた。現在この工業は一部は三千人の職工を使用する大工場經營に進化したけれども、大部分は三十人位の小單位として營まれてゐる。

六

前節には我國の小工業が歐洲のそれとは非常に相異せる國民固有の生活様式に應じて發達したるため、明治維新後に外國の大經營の技術を輸入しても、その技術を以つて國民の多種多様な要求を悉く満たすことは出来ないで、幾多の古い小工業が依然として存続したことを述べ、尙それに加へて古い小工業が徐々に新技術を吸収して新組織を發展せしめ、中には醬油醸造及び足袋の裁縫の如く工場化したものもあることを述べたのである。しかし明治時代の小工

業は上記の種類のみでなくして、外國との交通開始により新たに生じた需要に應ずるものもあつた。その場合には新しき工業が古き組織の中に吸収される事になるのである。この種類の工業は國民の風俗習慣に西洋風が取入れられるに従つて増加した。明治の初年に洋服裁縫職、靴職、洋傘職、活版及び石版印刷職、時計職等が新しき職人工業として舊來の職人工業に加へられた。又マツチ及び巻煙草製造は新たに大都市貧民街の低廉な努力を利用する内職の一種として發達した。マツチ製造は神戸市に集中し港人夫の家族の内職として起り、國內の需要を満すのみならず支那、印度等への輸出品を盛んに製造するやうになつた。現今では輸出は衰退し、經營も幾分工場化したけれども、内國向小工業として存續してゐる。

又明治時代には外國輸出を主たる目的として新たに發達した小工業もある。歐洲戰爭前まで我國の輸出品は生絲、綿絲以外では前記のマツチに次ぎ麥稈眞田、花莖等を數ふるに過ぎなかつたが、これ等は特に輸出を目的とする家内工業的産物であつた。

歐洲大戰以後に至つて、一般民衆の生活様式に著しく外國風を取入れ、又固有の風俗習慣を維持する場合にも、その品物の製造に新原料を用ふること多くなり、内外需要の境界線は弱められた。又大戰中歐洲より東洋への輸出の一時閉塞したことは我國のあらゆる幼稚工業を刺戟し、從來僅かに國內市場において外國品と競争してゐたやうな國産品が輸出に乗出す機會を與へた。その中には綿布の如き大工業の製品の外にメリヤス、硝子器、瑛瑯鐵器、セルロイド製品、鉛筆、電球、ゴム製品、自轉車、帽子、罐詰、刷子等の中小工業産物があつた。綿布もその輸出のすべてが大紡績會社の製品ではなく、中小工場のものが含まれるのである。これ等の工業は戰爭直後に大打撃を受けたけれども、金再禁止後に再びその活氣をもち返すことが出來た。加ふるに人絹及び羊毛の織物が内外市場を通じての販路を擴張しつゝある。近年輸出の大宗たる生絲の價格暴落したに拘らず、我國の總輸出金額が却つて膨脹してゐるのはこ

れ等雜工業の勃興に負ふところ大である。それが海外市場に於て歐米の商品と激烈に競争する故に爲替ダンピング、ソシアル・ダンピング等の標語の下に日本品排斥の叫びを惹起し、又高率關稅や輸入割当による日本品防遏の政策を具體化せしめたのである。

そこで日本でも、外國でも、共に問題にしなければならぬのは、我國の中小工業は現在僅かに爲替安の影響により繁榮するのであるか、又はその以外に倚るべき實力を養成し得たのであるかといふことである。若しそれが爲替安のみの影響のみによるならば、やがて何時かこの好條件が消滅するときは忽ち没落すること大戦直後における如くであらう。しかし實力が養成されたとするならば、益々その發達を繼續するであらう。但しその所謂實力なるものゝ本質如何によつてはスウェーデンとなり或意味においてソシアル・ダンピングとなるかも知れない。元來小工業の陥りやすい弊害は既に本文の第二節に述べたやうに製品を安賣するために勞働條件を墮落せしめ、その極勞働者の健康及び能率を低下せしむることであるから、これは獨り競争者たる外國人の問題ばかりではない。申すまでもなく我國自らの大問題である。我國民は國際市場における日本商品の勝利のみを喜び、國民の體力素質を害ふて顧みないやうな愚に陥るものではない。國民のための産業であり、産業のための國民でないこと申すまでもあるまい。しかしながら總ての小工業は悉くスウェーデンに墮落すると斷定すべきでなく、健全なる小工業も存在し得るから、我國の各種の中小工業の實情を仔細に研究して、その實情に適する處置を取らねばならぬ。

七

小工業は必ず大工業に壓倒されるといふ一部の社會主義者の説には一概に同意し得ざる事例が甚だ多い。筆者の見解によれば大工業が小工業と競争してこれを壓倒し得る理由は、技術上機械の使用及び一經營内の分業組織の完成可

能なるによること多く、それに加へて材料の大量購入の利益及び金融上の勢力が働くのである。これに反して小工業には業主の創意が機敏に働き、指導が行届き、監督費がかゝらないといふ長所がある。故に機械を使用する餘地少いか又は小規模の機械のみを使用される場合、及び一經營内の分業の必要な場合には大工業は必ずしも小工業に優るとはいへない。又凡そ機械及び分業を應用するにはその道具立てに相應するだけの統一された販路がなければならぬ。販路が統一されないか、又は消長變化多き場合には固定したる工場設備がオーバヘッド・コストの負擔を大ならしめる。今これ等の點を眼中に置いて我國の小工業を觀察すれば次のやうなことがいへると思ふ。

第一、我國では最近二十年間に水力電氣が發達し、多くの小工業はそれに伴つて發達して來た。蒸汽動力を用ふる場合ならば當然大工場にならねばならぬと推測されるやうな工業が現に小工業として存続するのは、分割自在なる電氣動力の利用されるためである。例へば絹織、人絹織、毛織の場合及び或種の木綿織の場合を見るに歐洲にて工場制度の勃興した時代には、力織機は蒸汽力なくしては使用し得ざるものであつた。蒸汽力を用ひなければ手織機を用ふる外なかつた。然るに大正の初め我國で力織機の普及したのは電氣の供給豊富になつたためであつた。曾て二三臺の手織機を用ひてゐた農家は一本の電線によつて安い動力を用ひ、力織機を運轉するやうになつた。それでも電動機の小なるものは大なるものに比し不經濟であるから、力織機の普及はやがて大工場の發展を導くのでないかを疑はれたが、そのやうな形勢は終に現はれずして、現今尙我國の機業は古き家内工業の形態を維持してゐる。品種の單純にして標準化されやすい織物は大工場に移つても、その複雑にして變化多きものは小工場に止まる。例へば毛織物の中でモスリンは大會社の製品であるが、セル地、ラシヤ地については大會社は失敗して尾張の家内工業が成功した。而して尾張の毛織業者は少くとも現在はスウェーチングと目すべからざる程度の生活をなしてゐる。『社會政策時報』昭和十年一、二月號、井口東輔氏「羊毛工業事情」同昭和九年五月號、左右田武夫氏「人造絹織物業」。こゝには織物だけの例を

引いたけれども、電氣動力の發達が小經營を助けてゐることは他の諸工業についても一般的にいへることゝ信ずる。

第二、一經營内の分業組織も必ずしも總ての場合に必要なとはならない。一の狭い地域に多數の同業者が集り、その間に分業を行ふときは内部の分業の代りに外部の分業によつて同じく生産費を節約することが出来る。この事實は學者の久しく認めたところであるが、近年における製品標準化の進歩、部分品の互換性（インターチェンジアビリティ）の進歩は意外にも機械類の外部分業を可能ならしめることゝなつた。我國の自轉車は自然の發達に任されたに拘らず幸にして完全に標準化されてゐるため、その部分品は何れの工場で作つたものでも正確に組合せが出来る。従つて一工場内に各種部分品を作る必要がない。事實において東京、名古屋及び堺の自轉車の中小工場は繁榮しつゝあり、その製品の東南洋方面への進出はめざましい勢を呈してゐる。労働者の生活状態も決して不良にあらずして堺地方では附近の漁村の衰類によつて職を失ひたる青年労働者を吸収しつゝある。もとより將來不況の襲來することあるべきは豫期せねばならず、さなくとも外部分業の連絡を完全にすることをいふまでもない。その統制組織は現在の工業組合によつて協同的に築かるゝか、又は大資本家の下に資本的に統制されるやうになるかの問題は時が解決するであらう（『社會政策時報』、昭和九年五月號、子安浩氏「自轉車製造業」）。

然るに自轉車が小工場の外部分業によつて製造せられるといふ事實は實に重要な意義をもつものである。何となれば標準化が行はるゝ限りすべての機械類、特に自動車、タイプライター、寫眞器、時計、電氣機械等も同じ形態の下に小工業として發達し得る可能性が考へられるからである。現今我國の機械専門の技術家は小工場の發展に大なる希望を抱き、この組織を農村に移してその過剩勞力を利用すべきことを熱心に主張してゐるのは大に理由ありといふべきである（大河内正敏博士著『農村の工業』）。

第三、中小工業が大企業に比して金融上の弱點を有すること明かであり、又それがために不當廉賣に陥りやすきことは看過し得ないので、この點は前記の技術家の主張の弱點だと考へられるが、しかし他の一面において大工業よりも市場の變化に應じて經營を變化させ得る便宜を有することも認めなければならぬ。由來日本人はその日常生活につき複雑なる要求を抱き標準化されることを好まない特性を持つてゐる。例へば呉服物の如きは上等品のみならず中等品でも尙十人十色の品柄を選択する傾向ありて、機械的に大量生産を行ふことは不便である。そのみならずその品柄は流行によつて年々變化するから製造者は世間の嗜好に應ずるために常に意匠に留意しなければならぬ。このやうな事情の下に大經營を行つても大經營の長所を發揮することは出来ない。それが内地向織物業において古き小經營の何時までも存續する重要な理由の一であつて、この種の當業者は面倒なる手数を厭はないといふ一の長所特色を具へてゐる。この長所は現在では主として内地向商品の製造に向けられてゐるが、それが何時かは國際的商品にも向けられるかも知れない。何となれば歐米にても品物によりては標準化を好まず、しかも米國の製造家の如く標準化と大量生産に慣れてその方面に長所を養ひたるものは右の如き消費者の煩雜なる要求に應ずることが出来ないからである。

かくの如く考へて來れば中小工業の將來は必ずしも悲觀すべきでなく、その組織統制の如何によりては發展の可能性がある。小工業は勞働條件を犠牲にする以外に競争の力なしと斷言するはあまりに簡單な見方であらう。

こゝに小工業における勞働條件特に賃錢について一言附記しなければならぬのは農村の餘剩勞働を使用する場合についてである。由來農業勞働は季節的に繁閑の平均せざるものだから、農閑期の暇を利用すべき副業の發達は農家經濟上望まじきことであるが、特に我國の農村では現に耕地面積の不足を感じ、農村の青年男女は年々大量に都會へ移住しつゝある状態なるが故に、若し農村自らの内に家内工業又は小工場が起り、これ等の人々をして他地方へ出づることなしに、自宅又は自宅附近にて勞働せしむることが出來れば非常に便利である。それ故多くの農村では村内に

工場の設立さるゝことを歓迎し用地を安く提供する場合すらある。このやう場合には労働者の賃錢も都會における同種工業の賃錢に比して安くなるのは自然である。現に農村工業の振興を主張する人々の中に、この理由によつて農村の工業は生産費を低くして都會の工業と競争し得るといふものがある。そこで農民の福祉を護らんとするものは、かかる工業の農村侵入は農民を毒するものだとして反對の聲を揚げるのもある。一方に餘剩勞力の利用の途を發見する必要がある限り、たとへ賃錢が都會と同等にならないでも、従業の生活程度を引上げる結果となるならば大體において農村工業の普及は農村に取つて有利と考へなければならぬ。實際この種の工業の存在する地方と然らざる地方と比較觀察すれば一見して前者の生活の進歩せることを知るのである。しかしながらその工業が小工業であればスウェーデンに墮落する危険なしとはいへない。従つてその弊害を防ぐ必要がある。この場合の賃錢が都會に比して低いのは當然であるとしても、そのために農民生活が精神的物質的に低下することは忍ぶ能はざるところである。

八

かくの如く中小工業に發展の可能性あり、従つてそれによつて國民の物質的及び精神的向上を期する望もあるが、しかしながらスウェーデンの危険あることは固より蔽ふべからず、現に我國の各小工業地において工場法適用工場とそれ以下の小工場と並立する場合に前者は規定の時刻に従業するが、後者は夜まで電燈をつけ作業の音を近隣に響かせてゐる實例が甚だ多い。労働時間についてのみならず休日についても、最低年齢についても、小工場の大工場に及ばざることとは言をまたない。賃銀についても略々同様である。そこで小工業を對象とする處の社會政策が必要となる。特に我國の現狀として小工業の行はるゝ範圍が非常に廣く、しかもその衰退の徴候は殆んど現はれてゐないことから考へてこの問題は頗る重大なる意義を持つのである。しかるに小工業政策は大工業政策に比して遙かに複雑であ

つて、先例となるべき歐洲の立法も少いことであるから、その立案は却々困難であらう。吾人は一面において外國の先例の徵すべきものを搜ると共に、一層多くの力を國內の事實の研究に用ひなければなるまい。

大工業の場合には、労働時間、休日、最低年齢等については工場法を用ひ、各種災害についてはその豫防法の外に事後の救済策として保険を用ひ、賃銀については労働組合の力を用ひることが出来る。又我國には國情の然らしむるところとして雇主側の福利施設が非常に進歩してゐる。けれどもこれ等はすべて小工業の場合に應用し得ざるもの、又は應用しても效果の少いものゝみである。そこで吾人はその以外においてそれに代るべき有效なる手段を求めることとなる。それは困難であるが、全く不可能ではあるまい。試みに吾人の狭い見聞を以つてしても次の如き事例がある。

第一、外國では工場法により十人以下の小工業の労働時間を制限することは特殊の場合の外は立法上實施してゐないけれども、假りに實施するにしても行政上の監督は殆んど不可能であらう。しかし或場合には地域を限り電力の供給時間を制限するによつて實效を期した例がある。我國の小工業は電力使用によつて存在し得る場合が多いから、この方法を研究する必要がある。もとよりそれについては幾多の障害あることを豫期しなければならぬが、障害を排除く途もまた考へられる筈である。

第二、我國の實情において労働組合は大工業の場合にも急速の發達を望み難いが、小工業の場合には更に困難である。それは労働組合を組織する労働者側に缺陷があるばかりでなく、團體交渉の相手方たる雇主側の實力が弱いからである。外國では英國のトレード・ボードの如く、政府の斡旋によつて團體交渉に類似した效果を收めんとするものがあるが、それは何程我國に適用し得るか問題である。實際には一部の農村に工女供給組合なるものが組織せられ、工女自身よりも寧ろその父兄の團體として地方自治體の後援の下に稍々同様の目的を達せんとしてゐるが、この

種の組合は既に十年以上の経験があるから、一般的立法の準備として研究の價值あるやに考へられる。

第三、小工業のスウェーデンに陥る主たる原因は必ずしも小企業者の苛酷なるにあらずして、寧ろ小企業間の競争又は小企業と大企業との間の競争の激烈なるがためだとすれば、その競争を緩和して妥當なる形式の下に行はしむることが出来る道理である。この點については既に「工業組合」といふ我國獨特の制度が或程度の効果を擧げてゐるが、現在では所謂産業統制の目的にのみ限られてゐる。これを労働條件の維持又は、福利施設の目的に共用し得ないであらうか。小企業者が産業統制により自己の存立を期し得るならば、更に進んで労働者に對する責任をも取り得べきであらう。

筆者の今考慮し得ることは右述ぶるところに止まるが、この以外にも實際に即して考案されることは必ず多いことと信ずる。要するにこの問題は外國の先例よりも寧ろ日本の特殊の事情に應ずべき、獨特の手段によつて解決されなければならぬ。曾て國際労働局長トーマ氏が來朝したとき、日本は固有の人情風俗を有する國だから、社會政策上にも定めて獨特の制度組織があらうと豫期したところ、實は歐洲の模倣のみ多くして新たに學ぶこと少く、僅かに故澁澤子爵の論語に關する談話を聽いて新味を感じたといふ話がある。歐洲から輸入した大工業の對策としては歐洲の先例に則るとしても、歴史的存在たる小工業については恐らく別箇の處置を必要とするであらう。それについて第一になさねばならないことは、小工業に關する徹底的調査である。

三二 日濠貿易の現在及將來

昭和九年五月濠洲通商使節レーサム外相の來朝を機として、一、二の新聞雜誌に「ブロック經濟と日濠貿易」と題する拙文を公表し、その後更に統計を精撰して、東京自由通商協會の英文パンフレット (The "Liberty of Trading" Bulletin) に "Japan's Trade with Australia and New Zealand and Its Future" の題下に同趣意の説を述べたところ濠洲及び英本國においてかなりの影響を招き、且つ濠洲の各有力新聞紙上に紹介された。本稿は右英文の論文に多少の修正と補遺を加へたものである。由來私は我日本が今後の人口問題を解決するには日滿ブロックの如き小區域に立籠ることなく、廣き世界を相手の貿易に進出する必要ありと確信するものであるが、それについて差當り障害になるものは英帝國のブロック經濟である。而して英帝國のブロック經濟は種々の點において無理な組織であるから、彼の國の人々もブロック主義を極端まで勵行することは不得策なるを悟るだらうと考へてゐる。本論は日濠貿易の事實を本として自分の素論を實證的に述べたつもりである。

一

歐洲大戰以後、特に一九二九年以後の世界經濟組織の混亂に際し、所謂ブロック政策の擡頭したことは實に人類の將來に取つて重大なる出來事である。現在の如く、國際貿易及び國際金融の極めて不安定なる時代に、各國は、外國の市場乃至外國の資源に依存することの危険を感じ、廣大なる領土と豊富なる資源を有する國は領土内の多種多様な資源を開發して、自給自足的産業組織を樹立せんとし、資源少き國も世界經濟と國民經濟の中間的經濟區域を作り、そこに世界經濟の變動を感じないやうな幾分封鎖的な經濟組織を現出せしめんとするやうになつた。

即ちアメリカ及びロシアは現在の國民經濟を基礎としてその計畫を立てる外に、イギリスは英帝國の統一を企て、歐洲大陸諸國は所謂歐洲經濟聯盟の企圖に希望を寄せる様になつた。一部の論客の主張に依れば、これが世界四大ブロックとなつて、各國自足自給を基調として相對立するやうになる。さればその何れのブロックにも屬せざる諸國はまた相當の聯絡を保つて一ブロックを作るか、然らずんば他のブロックの間に挟まれて非常な苦境に陥るといふのである。現在の恐慌時代において絶對自由貿易に依存し來つた英國が非常なる損害を蒙り、又歐洲の諸小國が同じく窮地に陥つた事實を見れば、此の如き見解の生ずるは一應理由あることとせねばならぬ。けれどもこの理由があるが故に、ブロック組織が無難に發展するといふことは到底考へられない。現に歐洲聯盟論はその提唱者たるブリアン氏の死と共に殆んど消滅してしまつたが、アメリカ及び英帝國の場合にもブロック政策の發展には重要な制限あることを知らねばならぬ。蓋し現在の世界經濟は國々の自然的及び文化的狀態に基いて發達した複雑なる地方的分業組織であつて、これを政治的領土の境界に沿ふて整理せんとすれば非常な苦痛を伴ふであらう。更に世界の經濟力が政治的に組織されて幾つかの大陣營に分れることは當然人類平和に對する危険を意味するのであつて、單純に經濟的に見れば到底不可能とさへ考へられるのである。

又このブロック政策なるものは國際關係の方面のみでなくして國內經濟關係の整理のためにも必要とせられるのであつて、それは即ち所謂統制經濟の要求である。前世紀以來の自由競争制度が種々の事情によつて圓滑なる作用をなし得ざるに至り、現に各國の産業は莫大な資本を投じて生産設備の擴張を行ひながら、その設備の大部分を休轉せしめ、そのため無数の失業者を生じてゐるやうな状態だから、この制度に對して何等かの統制と計畫を加へんとする要求が起つて來た。所が統制經濟を實現するには國家の權力を用ひなければならず、従つてその計畫は國內の範圍に制限される。國際的統制は條約等の外交手段によつて實現すべきであるが、それは國際協調の精神の缺乏せる時代には

行ひ難きことであるから、寧ろそれを斷念して一國の政權の及ぶ範圍内だけで計畫を立てることとし、その計畫に動搖を生ずるやうな對外經濟の發展を抑へんとする。それ故統制經濟を強く行はんとすれば、幾分鎖國的になることは止むを得ないとされてゐる。この考へ方は確かに事實上の根據あることであり、經濟生活の歴史的發展に基いたものであるが、しかしながらそこにもおのずから程度の問題が残るであらう。現在の世界經濟は一個の大なる組織となつてゐるから、その組織の中に孤立したる統制經濟の範圍を築かんとすれば、非常の障害にあふことを豫期せねばならぬ。

故に無政府的な競争經濟が統制經濟の方向に向ふことは、歴史上自然の發展であるにしても、世界經濟の現狀を考慮せずして計畫を立てることは出来ない。ロシアだけは例外であつたが、ロシアが計畫經濟を實現するために生じた所の國際分業の喪失はその國民の大損失である。

現に世界各國の内で自給自足の統制經濟を行ふに最もよく適當した國はアメリカ合衆國であつて、又同國は現に幾分その方向に向つた政策を行ひつゝある。然るに如何なる程度まで自給自足をなし得るかは同國にとつても疑問である。

ルーズヴェルト政府の農務卿ウォォレス氏は米國農業の發展のために外國貿易の重要なことを指摘し、關稅引下を提唱してゐる ("American Must Choose", 1934)。同氏は外國貿易政策上米國の選び得る途は、(一)貿易を最小に限定せんとする一國自給自足策、(二)自由貿易を終局目的とする一律的關稅引下並にその他通商障礙の除去、(三)計畫的國際貿易政策——前二者の中間をゆくもの、の三つあるとなし、結論としてこの中第三を主張するのであるが、第一の鎖國策を否とする論旨は次の如くである。

米國は歐洲大戰を境として一躍債權國となつたが、この事實は米國としては輸入の増加を圖らなければならないこ

とを意味するのであつて、輸入が増加しなければ輸出の減退を覺悟せねばならぬ。しかるに米國は引續く關稅引上をもつて輸入を阻止したのである。大戰後續いて歐洲諸國の輸入資金貸附を行つてゐたため輸出は直ちに減退を示さなかつたけれども、結局不況時代にこれが現はれてきた。

輸出減退により米國で最も苦痛を感ずるのは農民である。海外市場萎縮のため巨額の農産物過剰を生じ、農民は貧窮のどん底に呻吟するに至つた。

米國農業の發展如何は過剰農産物の輸出の可能性如何に存するが、輸出可能ならしむるためには先づ、米國の關稅を引下げて諸國よりの輸入増加を圖らなければならない。

米國が若し前記第一の嚴格な自給自足政策をとるとすれば、非常な苦痛を伴ふ整理を必要とし、棉花栽培者の約半數の職業轉換を圖らねばならないし、しかも短期間にはこれを遂行し得ないであらう。たとひ出來たとしても、米國以外の國の生産に適當してゐる商品に對しては必要以上の高價な代價を支拂ひ、米國で生産するに適してゐる商品の生産に従事する勞働者に對しては低廉な賃銀を支拂ふ場合も生ずる。

要するに米國は外國工業品の輸入を排斥しつゝ、自國農業の繁榮を恢復することはできない。もし無限に海外投資を行ふとすれば、従前の如く輸出超過を繼續し得るわけだが、それは結局回收不能の不良貨を招き、先年の失敗を繰返すことになる。かやうな破綻を避けんとすれば、外國品の輸入を可能ならしむる外に外國への農産物輸出を盛んにする途はない。輸入を阻止する限り、輸出もまた不可能となり、従つて現在輸出に依存する小麥及び棉花等の大々的減反を餘儀なくされる。これは米國の如き所でさへも現在の經濟機構が既に少からず世界經濟の分業組織に織込まれてゐることを示すのである。

米國に次でブロック組織の比較的可能なるものは英帝國であるが、帝國の各部は世界中に散在してゐて、しかもそ

れ、獨立の政治機關を有してゐるから、米國の四十八州を統制するのとは同日の談でない。そこでこの場合には所謂特惠關稅政策が適用せられることとなり、一九三二年のオッタワ協定が成立したのである。つまり英帝國のブロック建設は帝國内の問題ではあるけれども、幾分國際的性質を帯びたる懸引や交渉や協定を必要とするのである。かゝる事情の下にブロック建設が何程成功するかは大なる疑問である。オッタワ會議に先つてロンドン大學教授の一團が發表した意見に聞くと、英國は國際貿易の行はるゝ世界に適すべく構成せられてをり、それが行はれないやうな世界に繁榮することの困難なる事情を端的に述べてをり、こゝにも現在世界經濟が政治上の境界線よりも寧ろ自然的及び文化的條件の異なるに従つて廣大複雑なる分業組織を既に作り出してゐることが明白に觀取される。(Tariff: The Case Examined by a Committee of Economists under the Chairmanship of Sir William Beveridge, K. C. B.)

二

吾人は今上述の如き世界的背景の前に日濠兩國の關係を考察せんとするのであるが、その結論は極めて明白である。政治的境界線を別にして自然的及び文化的條件のみを見れば兩國は最も緊密なる貿易關係を發展せしむべき運命をもつてゐる。

申すまでもなく國際貿易は事情の相似たる國々の間よりも、その相異りたる國々の間に發達するものであるが、それは比較的生産費の關係において相互に利益するところ大なるのみでなく、競争者の發生する場合が少いために分業組織の基礎が固くなり、従つて對抗的關稅政策の實現される危険も少いからである。我が日本の貿易史を見るに、三十年前には日英貿易が頗る重要な地位を占めて居り、特に英國から綿織物、毛織物、鐵鋼製品、機械類等が盛んに輸入されたけれども、現今ではそれ等の品物の大部分を日本で製造するやうになり英國の販路は失はれ、綿製品の如き

にあつては日本が海外市場で英國と競争することゝなつた。之れに反して米國との貿易は主として日本の生絲と米國の棉花との交換であつて、何れも自國の生産し得ざるものを輸入するのであるから分業の基礎は確實であつた。兩國共に保護政策を行つたけれども、さすがの米國でも養蠶業を國內に起さんとするものなく、又日本でも再び開國前の昔に還つて棉作を奨励せんと試みるものはなかつた。それ故近年米國の關稅が頻りに引上げられたに拘らず生絲は依然として無稅であり、日米貿易は衰へないで益々増大しつゝある。日本から米國へ輸出される生絲以外の品物の中で絹織物は彼國に競争者あるため高率關稅を課せられ、非常な窮地に陥つたけれども、陶磁器はその非運を免れてゐる。かくの如く日英貿易の衰へたのは日本の國情が英國に類似して居つたためであり、日米貿易の増大するのは相互に眞似の出来ない産物を交換するためである。

翻つて濠洲と日本とを對照するに、これ程事情の相異なる國柄はない。濠洲は人口の少い農産國であり、日本は人口稠密なために何うしても輸出工業に依頼せねばならぬ國である。濠洲の總輸出高の四割以上を占むる所の最重要品は羊毛であつて、この品物は氣候の關係上日本で眞似の出来ない産物である。日本では五十年來牧羊業の奨勵を度々計畫したけれどもいつも失敗に終つてしまつた。之れに對する日本の需要は日本人の生活程度の上るにつれ、人口の増加するにつれて頻りに増進し、將來も愈々増進することは疑ひない。その他小麥でも肉類でも濠洲の重要輸出品は日本においてよき販路を發見する可能性がある。以上の情勢を無視して相互に關稅障壁を高くするが如きは全く愚劣なる政策と云はざるを得ぬ。

日本における羊毛の消費高の異常なる増大は全く國民の風俗の變遷に基因するものであつて、この趨勢は必ず將來にも繼續されるであらう。毛織物の中でもモスリン、着尺セル地の如きは和服用として用ひられ、その需要は既に大戰前から確立し、その後も累年増加を示してきたのであるが、將來において、重要なのは洋服用としての需要であ

る。日本で平常洋服を着用するものは十餘年前までは兵士や巡查や官公吏や大學生の外にはなかつたが、現在では小賣店の店員でも工場の労働者でも中小學校の生徒でも皆洋服を着るやうになつた。都會では男子のみならず女子の洋装が多くなつた。女子の洋装は若年の女學生から始まり、漸次成年者の間に擴がりつゝある。日本國民の四割を占める農民はまだ洋服を日常には用ひないけれども、青年は大抵一着をもつてゐる。のみならず日本の人口は急激に都市化しつゝあるから、都市だけの需要を見てもその前途が思ひやられるのである。かやうな次第で、羊毛の消費は二十年前に五千萬ポンドであつたのが、今は二億五千萬ポンドに達し、約五倍の増加である。人口一人當りの消費は一ポンドから三・七ポンドに進んだ(第一表)。人口一人當りの消費が三・七倍する間に消費總額が五倍したのは風俗の變化のみならず、人口そのものゝ増加が影響してゐることを示すのである。

第一表 羊毛消費高

年次	羊毛消費高(單位千封度)	一人當消費高(單位封度)	人口(單位千人)
一九二二	五〇、四一八	〇・九七	五二、一六七
一九二三	六〇、五八二	一・一四	五二、九一二
一九二四	四九、七九一	〇・九三	五三、六六九
一九二五	六九、九三二	一・二八	五四、四三九
一九二六	五六、五一一	一・〇二	五五、二二五
一九二七	六〇、八五一	一・〇九	五六、〇三三
一九二八	六一、四六八	一・一〇	五五、六六三
一九二九	六二、七六七	一・一二	五六、二五三
一九三〇	九五、三三一	一・七〇	五五、九六三
一九二二	六二、二八六	一・一二	五六、七八七

一九二二	一四一、四一四	二・四五	五七、六五六
一九二三	一五三、七一九	二・六三	五八、四八二
一九二四	一六五、六一九	二・八〇	五九、一三九
一九二五	一五四、〇八二	二・五八	五九、七三七
一九二六	一三六、一四九	二・二五	六〇、五三二
一九二七	一六〇、九一九	二・六二	六一、三一七
一九二八	一六六、四四二	二・六八	六一、一三二
一九二九	一三九、五八八	二・二二	六一、九三八
一九三〇	一三八、九〇〇	二・一六	六二、四五〇
一九三一	一一六、四六五	三・三一	六五、三六七
一九三二	一一三、二九六	三・三七	六六、二九六
一九三三	一四九、九〇五	三・七二	六七、二三九

羊毛消費高——トツプ、毛絲、毛織物等は、總て原毛に換算。

一九三五	一五三、三五四	三・七二	六八、一〇六
一九四〇	二六七、二六七	三・七二	七一、八四六
一九四五	二七九、九七〇	三・七二	七五、二六一
一九五〇	二九一、四八一	三・七二	七八、三五五

人口——一九二〇年、一九二五年、一九三〇年は國勢調査の現在人口、其他一九三三年迄は統計局發表の推計人口に據る、一九四〇年以降は筆者（上田）の推算。

そこで日本の人口の増加を考へるに、それは一九二〇年と三〇年の國勢調査の間に、約八百萬の増加であつて、一九三〇年の現在は六千四百萬であつた。近年出生率の幾分低減する傾向があるから今後の増加率は以前の如くである

まいと推測されるが、それにしても當分は尙ほ可なりの速力を示すだらう。余自らの推算によれば一九四〇年に七千
 百萬、一九五〇年に七千八百萬に達するのである。かゝる人口の増加が羊毛の消費に何程の影響を及ぼすかといふ
 に、假りに一人當りの消費が三・七ポンドに止まるとしても今後五年毎に約一千萬ポンドの増加を見るべき計算であ
 る(第一表の下段)。然るに實際において一人當りの消費が二倍し三倍することは、近年の不景氣時代にさへ確實に
 増加したのを見て、殆んど疑ふべからざる所である。何となれば今後日本人口の増加は今の兒童人口の成長による
 ものであつて、これ等の人々は新しき風俗の下に成長するからである。さすれば一九四五年に五億ポンドの消費を見
 込むも決して過大とはいへまい。

第二表 日本の羊毛及毛織物輸入高

年次	羊 毛		ト ッ プ		毛 絲		ランヤ及セルヂス		毛織物
	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	
一九二二	三、三三六	六、三五	九、〇五	九、九三	六、七三	八、三〇	九、八一	六、六四	八、七四
一九二三	二、六〇〇	五、三三	九、四〇	一〇、七七	七、九四	一〇、一五	一四、九七	一〇、四九	二、三四五
一九二四	三、三三六	五、一〇	八、一九	九、五九	三、三四	四、三〇	二〇、四〇	九、〇二	一〇、三三
一九二五	三、三三六	三、〇〇〇	五、八二	六、八四	三、三	四、〇〇	三、六三	三、一七	三、六三
一九二六	三、八七〇	三、〇九	五、六六	八、四九	八、九四	一、四九	三、七七	四、三〇	五、一八
一九二七	三、〇七	三、七六	五、七七	三、三七	四、五	八、三	三、二四	五、〇九	六、三九
一九二八	三、三三〇	四、二四	三、五八	二、四〇	八	二、五	四、四七	九、五五	二、四八六
一九二九	三、三三〇	四、七七	四、三〇	三、七七	一、三	〇、七	三、〇六	九、七九	二、三〇
一九三〇	三、三三〇	四、九〇	三、八	三、三	一、三九	七、三	八、八	三、七	三、三

第三表 トップ及毛絲生産高

年次	ト ッ プ			毛 絲		
	數量 (單位) 千封度	價額 (單位) 千圓	數量 (單位) 千封度	價額 (單位) 千圓	數量 (單位) 千封度	價額 (單位) 千圓
一九二二	三〇、三六	一九、五八	五、五七	三、六五	一〇、三三	三、〇八
一九二三	六七、七五	元、六三	七、八六	一六、一七〇	三、六〇〇	四、九四
一九二四	五九、五三	六、一五	二、一八	二六、一八四	一五、六三	四、九四
一九二五	七〇、一四	六、七〇	一〇、七六	二二、一〇三	三、八九	五、三三
一九二六	三〇、五五	六、〇〇	八、四八	一五、〇三	三、五九	五、〇〇
一九二七	九、三三	六、〇〇	五、六七	三、三三六	三、三五	三、三三
一九二八	二五、九七	一〇、四四	一、七六	一八、四三	三、五六	一、六三
一九二九	一〇七、四九	一〇〇、六三	七、七	七、四三	一八、七五	一〇、九四
一九三〇	二五、三〇	三、五〇	五、	八、〇一一	一四、一五	一〇、九七
一九三一	一〇、三三	六、〇三	一、九	九、五〇	三、四三	九、五三
一九三二	三三、八四	八、五五	四	三、三九	五、一四	一〇、二九
一九三三	三六、八五	一〇、〇〇	六	一、六五	三、〇三	七、〇八
一九三二	一七、八五五	四七、九四五		三三、一三三	九二、八九九	
一九三三	一八、六五九	五一、六四九		三七、四五五	九三、〇九七	
一九三四	二〇、九〇五	六四、一九七		四一、二三一	一二一、五三五	
一九三五	二四、二七二	八二、一〇六		四二、五二八	一三七、七三一	
一九三六	二八、一〇三	六七、八七二		四七、〇五〇	一一四、二二二	

第四表の一 日本の毛織物生産高

年次	モスリン		着尺セル地		洋服用セル地		ラシヤ	
	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)	數量(單位千碼)	價額(單位千圓)
一九二七	三五、四四九		八二、四三三		四九、六三八		一一八、一四〇	
一九二八	四四、三五四		一〇三、七六一		六〇、三三一		一四三、三四〇	
一九二九	四六、六四〇		九五、四八八		六四、三〇二		一三四、七〇四	
一九三〇	四四、六〇三		五八、八九六		五五、〇四八		八六、一〇四	
一九三一	七〇、四五五		六九、四九一		七七、五八七		九七、六〇一	
一九三二	八〇、七一六		八二、一八五		八九、六六一		一〇七、四八四	
一九二五	二七、五三三	八八、三五六	二四、一八八	三三、三五六	四、〇九七	三三、一〇八	五、七七二	二六、六〇〇
一九二四	二九、七七七	九、八八四	二七、七三三	六、〇〇九	三、四〇四	二二、〇一五	六、八七二	二〇、一七二
一九二三	二六、七三二	九、〇四八	二六、八五五	四、四九二	一、九六二	六、七四四	五、七六二	一七、五六一
一九二二	一九、三〇〇	三、四〇四	三、九七九	五、三三六	二、五六一	八、〇七五	二、二六一	六、八〇一
一九二一	……	六、七五五	……	……	二七、〇〇九	……	……	二四、一七〇
一九二〇	……	五、〇〇九	……	……	二五、五五五	……	……	三〇、八八七
一九一九	……	四、九七四	……	……	四、九三三	……	……	二六、〇七一
一九一八	……	三、八八〇	……	……	一九、〇四四	……	……	二、四八七
一九一七	……	一九、一八	……	……	一〇、八八三	……	……	八、三三四
一九一六	……	一九、三三〇	……	……	六、四〇六	……	……	一六、六五八
一九一五	……	一八、四四一	……	……	四、〇二五	……	……	一三、〇六八
一九一四	……	一四、五九七	……	……	三、五二八	……	……	四、〇三〇

一九二五	二、五二	三、七五	二、六三	七、四四	七、六	二、四〇	一、七六	一、八、四一
一九二六	二、九〇	四、四八	一、七三	四、八元	……	……	四、八七	二、〇五、三五
一九二七	三、三六	四、七二	※一、〇五	五、七三	……	……	三、二四	三、八、七六
一九二八	三、三六	四、九三	一、四〇	四、五六	……	……	一、四六	三、〇、四九
一九二九	二、七三	三、七〇	八、四	四、〇四	……	……	二、〇、二五	三、〇、五三
一九三〇	三、一六	三、五三	八、五	三、九元	……	……	一、四、四五	一、六、五八
一九三一	三、七二	三、五三	一、一七	四、一七	……	……	一、三、九四	一、五、八四
一九三二	四、五〇	四、〇〇	一、〇五	三、六四	……	……	一、三、三六	一、六、七二

かくの如き羊毛の國內需要の激増は我が羊毛工業の目覺しき發展を促し、トップ及び毛絲等の半製原料はもとより、精製品たる毛織物の輸入は著しく減退をみせ、今やこれら羊毛製品の國內生産高は優に國內需要を充足し得る域に到達せるの觀がある。従つて、原毛の輸入頗る激増を示し、現在は十年前の四倍、二十年前の二十倍に達してゐる有様である（第二表、第三表、第四表）。またごく最近においては、我が毛織物工業は國內工業の域を脱して輸出工業化してきた。輸出工業としての將來性があるかないかは支那その他の東洋諸國の市場が今後發展するや否やに懸つてゐるのであつて、現在のところ直ちに、何れとも明言することはできない。けれども、我國としては、今後の増加人口を養ふて行くためには、輸出工業に依存すること極めて大であるから、今後もし、羊毛工業として發展し得る可能性があれば、それだけ我國の人口問題解決に寄與するものであり、又それだけ我國の羊毛消費量は増大し、その原料を濠洲に求めること益々大となるわけである。

現在濠洲の羊毛輸出先は英本國を第一とし、これに次いで日本、フランス、ドイツ、ベルギー等の順になつてゐるが、日本への輸出は右の如く激増するに反して、歐洲諸國への輸出は殆んど増加なき状態である（第五表）。これは歐洲諸國の不況の致す所でもあらうが、それならば日本もこの表に示された時期には不況の底にあつたのである。日本本の羊毛消費高の増加が過去においても、また將來においても生活様式の變化に負ふところ大であることは既に述べた通りであるが、歐米は生活様式の變化によつて消費を増すべき見込がない。その點からいへば、婦人服の流行の變化は寧ろ反對の結果を生ずべきである。即ち歐米では近年、家庭でも事務室でも暖房装置が完全となり、暖い衣服の需要は減退し、軽くして、スマートなスタイルが流行するやうになつた。尙ほその上に歐洲の人口増加の停止したることが毛織物の需要に影響してゐるのである。羊毛の如き日用必需品の消費は大體人口の増減に比例すべきは當然である。歐洲では濠洲以外からも羊毛を輸入してゐるから、濠洲が將來他國の競争に勝つこともあらうし、又特に英本國においては特惠的待遇を得るかも知れないけれども、それでも恐らく日本の如き有望なる市場とはならないだらう。日本では今までのところ殆んど輸入の全部を濠洲より取つて居り、最近南阿及びアルゼンチンからの輸入を説くものがあるが、技術上濠洲を主とせねばならぬといはれてゐる。

第五表の一 濠洲羊毛國別輸出高

輸出總額	數 量(單位千封度)				
	一九二一—二二	一九二二—二三	一九二四—二五	一九二六—二七	一九二八—二九
日本	七四二、七一一	八一〇、五六六	七四四、三四六	八一三、七四六	八三三、一一七
英國	八三、九一六	一〇九、五七九	一〇三、〇六六	八四、五七七	一五三、二九〇
佛蘭	二四一、九八八	二二五、三四九	二三七、一六五	二二九、二九八	二五一、四四五
西	一八四、五〇五	一五〇、一〇七	一七七、四七〇	一七九、一一六	一五三、六六〇
佛					一一二、七二七

加露米伊白獨佛英日輸出總額	七〇	一	四、〇八一	二、一五六	五、五〇七	七、九二一	一三、一六五	一九、〇一四	七、八六九	六〇、〇五三
陀國國利義逸西國本	七九	二、二〇三	三、一〇五	二、九四四	六、一八六	九、〇八〇	一一、九六〇	一九、九九四	九、九二四	六六、〇九七
	一一四	一、五六九	一、八八三	三、〇二〇	六、四三四	七、七七四	一一、八六六	一九、九四八	八、六九三	六一、六一五
	八三	三二八	一、一五四	一、六四一	三、三一七	四、六二六	八、〇七五	一一、六四八	四、四三五	三六、六〇一
	一〇九	一	一、一七一	一、四八二	二、六二二	四、六一五	五、四八〇	一〇、二三七	六、四六五	三一、九六三
	一七八	五四二	一	二、一七五	三、二二三	四、〇〇五	一一、八二四	三三、〇五〇	七、四八五	一五三、一三三

價額(單位千磅)

第五表の二 濠洲羊毛國別輸出高

チエツコスロバキア	二五七	二二八	二七〇	四二五	五〇九	九八一	六七〇	五〇九
和	一、〇九一	一二四	三〇九	七八九	一、三〇三	九二六	一、七〇二	一、二三三
英領印	四五〇	七九六	一、五七九	一、三〇三	七五〇	一、一五	一、七〇二	一、二三三
加露米伊白獨	六五九	四六六	七八六	七八六	七五〇	一、一五	一、七〇二	一、二三三
奈陀國國利義逸	一〇	一七、一五〇	一七、四一八	一七、四一八	一七、四一八	一七、四一八	一七、四一八	一七、四一八
太耳	二八、四八一	三五、〇八六	四〇、六四九	四〇、六四九	四〇、六四九	四〇、六四九	四〇、六四九	四〇、六四九
義利	八二、六三一	八二、三〇〇	一〇六、六八三	一〇六、六八三	一〇六、六八三	一〇六、六八三	一〇六、六八三	一〇六、六八三
逸	一〇三、一五三	一〇二、四〇六	一〇三、四六八	一〇三、四六八	一〇三、四六八	一〇三、四六八	一〇三、四六八	一〇三、四六八

第二部 英領 印度 一三三 五三三 一一一 七四 四二 六五
 和 蘭 八九 一四 二七 四四 四二 三七
 チェッコスロバキア 一九 二二 二二 二〇 二二 二〇

濠洲の輸出貿易は羊毛が四三%を占め、これに羊皮、羊肉等を加へて牧羊産物の總計が四八%となり、その他牧牛産物が一〇%、小麦及び小麦粉が一八%となつてゐる。

これ等は殆んど全部日本において強い競争に逢ふ恐れがない。日本が將來羊毛に課税することなかるべきはアメリカが生絲に課税しないのと同様である。小麦は窮迫せる農業救済のために大正十五年以來關稅をかけられたが、それにも拘らず内地の産額はあまり増加せず、之れに反して濠洲からの輸入は非常に増加してゐる。それは我が市場において濠洲麥が米國産及びカナダ産との競争に打勝つたからである(第六表)。

第六表の一 日本的小麥國別輸入高

年次	(A) 價 額 (單位千圓)				
	總 額	濠 洲	加 奈 陀	米 國	
一九二二	四、四一〇	二四	二六	四、二七八	
一九二三	一一、三五一	二、四〇四	六三〇	九、四九二	
一九二四	八、四八九	二、四〇五	三〇七	五、五七三	
一九二五	一、六三九	九四		二三四	
一九二六	一、三五六			一九	
一九二七	六六六				
一九二八	九、九四一	四、六二〇			
一九二九	三八、五三〇	一六、八六四			
一九三〇	二八、五〇五	一〇、一〇三			二〇八

一九二二	三、五五一	八一〇	三九九	一六、七六五
一九二一	五八、九〇一	八、一八五	二、四一五	一四、六九五
一九二〇	四七、四三四	一六、四〇五	六、二八三	一三、五一六
一九一九	七三、八九七	三〇、一四九	一四、七〇三	二八、八二〇
一九一八	七〇、五三三	三一、二四三	一三、五〇八	二五、五八一
一九一七	九三、三四六	三五、一〇三	三一、八三四	二五、二九三
一九一六	五三、九二九	一三、九八二	一九、二七三	一八、三六六
一九一五	六七、七八七	九、七一	三一、七四〇	一五、九一六
一九一四	七〇、八九六	一五、四〇八	三五、二七三	一五、〇四五
一九一三	四一、五〇九	八、六九〇	一四、八五七	一七、九六二
一九一二	三二、九三六	二二、四六六	七、九三八	二、五二三
一九一一	四九、五七二	四〇、〇五八	八、七六二	七五一
一九一〇	四四、三八四	三三、八八七	一〇、二四三	二三八

第六表の二 日本の小麥國別輸入高

年次	(B) 數	總額	濠洲			加奈陀			米國		
			量(單位百斤)	數	額	量(單位百斤)	數	額	量(單位百斤)	數	額
一九二三	七、三八二	四一六	二、五七九	六一六	九八五	三三六	三、六二六	三四八			
一九二四	一、六八九	四五四	四、九〇〇	五五七	二、一九四	三五四	四、五六六	八五〇			
一九二五	七、七二七	〇四四	三、三五四	二四六	一、五一三	九〇四	二、八三九	六七八			
一九二六	一、七一六	五四九	四、二六九	五二一	四、一七七	四〇九	三、二五七	八五五			
一九二七	七、七七四	〇八八	一、九五三	八六七	二、八七九	七一〇	二、六〇八	六一一			
一九二八	一〇、九五七	三五六	一、三七二	五三六	五、五九一	八六五	二、四五六	八〇五			

一九二九	二二、一三一、五五七	二、四〇二、五八二	六、六四九、六八〇	二、四三九、五八七
一九三〇	八、〇六三、〇七八	一、七〇六、三〇九	二、九五七、五一〇	三、三九八、九九九
一九三一	二二、〇三九、五三一	八、五五四、二九四	二、五九七、六二五	八八四、二一〇
一九三二	一一、四四三、四三四	一〇、二六四、六三五	一、九八三、一一〇	一九五、六三四
一九三三	八、五二〇、四七〇	六、五九三、三三一	一、八七四、六〇六	四九、三六七

日本がその人口問題解決のために輸出産業の發展を必要とするは自明の理である。余の推算によれば、一九三〇年より五〇年までの二十年間に増加すべき生産年齢（十五歳—五十九歳）の人口は一千万人の増加を見るであらう。而してこの人口は大部分現に兒童人口として生存するものであるから、彼等の職業問題は産兒制限等の消極的手段により解消し得ないのである。移住か又は貿易か何れかによりこの問題を解決する必要がある。

濠洲は恐らく「白人濠洲」の主義を改めることはないだらうが、前述の如き對日本の原料品輸出の増進と對應して日本商品の重要輸出先となるであらう。

濠洲の人口は僅か六百四十萬であり、且又その領土の廣大なる割合に可耕地が少いから第二のアメリカとなることは困難であらうけれども、それでも或る専門家の説によれば、二千萬の人口を容るゝに充分だとされてゐる。加ふるに國の資源豊かにして人民の生活程度が高いから世界の貿易上重要な地位を占めてゐる。數年前同國が輸入超過に苦しんだ頃の輸入總額は十五、六億に達したのである。従つて人口一人當りの貿易高は頗る高く、その金額の激減せる一九三二年でも尙ほ輸入は二十八・七億で、日本の約六億に對し四・八倍に相當する（第七表）。而して濠洲の輸入品目は纖維製品及び半製品二五%を初めとして鐵鋼、機械、紙類等に分れて居り、日本で供給し得べき品物の多くを含んでゐる（第八表）。日本から見てこれを有望なる市場の一に數へ得べき筈である。

		第七表 各國の一人當り貿易額（一九三二年、單位弗）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		輸 入						輸 出						計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
日	本	六〇	七九	一〇二	一〇七	一四九	二三九	一七一	一三〇	一四一	一四六	一八五	二一〇	二二七	二七九	三〇七	三三〇	三九一	四一〇	四二七	四四一	四六〇	四八〇	五〇七	五二九	五五五	五七九	六〇七	六二九	六五九	六八九	七一九	七七九	八〇一	八四七	八八〇	九〇五	九三三	九六五	九九九	一〇二七	一〇五九	一〇九〇	一一二二	一一五九	一二〇〇	一二三二	一二六四	一二九六	一三二八	一三六〇	一三九二	一四二四	一四五六	一四八八	一五二〇	一五五二	一五八四	一六一六	一六四八	一六八〇	一七一二	一七四四	一七八六	一八一八	一八五〇	一八八二	一九一四	一九四六	一九七八	二〇一〇	二〇四二	二〇七四	二一〇六	二一三八	二一七〇	二二〇二	二二三四	二二六六	二三〇〇	二三三二	二三六四	二四〇〇	二四三二	二四六四	二四九六	二五二八	二五六〇	二五九二	二六二四	二六五六	二六八八	二七二〇	二七五二	二七八四	二八一六	二八四八	二八八〇	二九一二	二九四四	二九七六	三〇〇八	三〇四〇	三〇七二	三一〇四	三一三六	三一六八	三二〇〇	三二三二	三二六四	三二九六	三三二八	三三六〇	三三九二	三四二四	三四五六	三四八八	三五二〇	三五五二	三五八四	三六一六	三六四八	三六八〇	三七一二	三七四四	三七七六	三八〇八	三八四〇	三八七二	三九〇四	三九三六	三九六八	四〇〇〇	四〇三二	四〇六四	四〇九六	四一二八	四一六〇	四一九二	四二二四	四二五六	四二八八	四三二〇	四三五二	四三八四	四四一六	四四四八	四四八〇	四五一二	四五四四	四五七六	四六〇八	四六四〇	四六七二	四七〇四	四七三六	四七六八	四八〇〇	四八三二	四八六四	四八九六	四九二八	四九六〇	四九九二	五〇二四	五〇五六	五〇八八	五一二〇	五一五二	五一八四	五二一六	五二四八	五二八〇	五三一二	五三四四	五三七六	五四〇八	五四四〇	五四七二	五五〇四	五五三六	五五六八	五六〇〇	五六三二	五六六四	五六九六	五七二八	五七六〇	五七九二	五八二四	五八五六	五八八八	五九二〇	五九五二	五九八四	六〇一六	六〇四八	六〇八〇	六一一二	六一四四	六一七六	六二〇八	六二四〇	六二七二	六三〇四	六三三六	六三六八	六四〇〇	六四三二	六四六四	六四九六	六五二八	六五六〇	六五九二	六六二四	六六五六	六六八八	六七二〇	六七五二	六七八四	六八一六	六八四八	六八八〇	六九一二	六九五四	六九八六	七〇一八	七〇五〇	七〇八二	七一十四	七一四六	七一七八	七二一〇	七二四二	七二七四	七三〇六	七三三八	七三七〇	七四〇二	七四三四	七四六六	七四九八	七五三〇	七五六二	七五九四	七六二六	七六五八	七六九〇	七七二二	七七五四	七七八六	七八一八	七八五〇	七八八二	七九一四	七九四六	七九七八	八〇一〇	八〇四二	八〇七四	八一〇六	八一三八	八一七〇	八二〇二	八二三四	八二六六	八二九八	八三三〇	八三六二	八三九四	八四二六	八四五八	八四九〇	八五二二	八五五四	八五八六	八六一八	八六五〇	八六八二	八七一四	八七四六	八七七八	八八一〇	八八四二	八八七四	八九〇六	八九三八	八九七〇	九〇〇二	九〇三四	九〇六六	九〇九八	九一三〇	九一六二	九一九四	九二二六	九二五八	九二九〇	九三二二	九三五四	九三八六	九四一八	九四五〇	九四八二	九五一四	九五四六	九五七八	九六一〇	九六四二	九六七四	九七〇六	九七三八	九七七〇	九八〇二	九八三四	九八六六	九八九八	九〇三〇	九〇六二	九〇九四	九一二六	九一五八	九一九〇	九二二二	九二五四	九二八六	九三一八	九三五〇	九三八二	九四一四	九四四六	九四七八	九五一〇	九五四二	九五七四	九六〇六	九六三八	九六七〇	九七〇二	九七三四	九七六六	九七九八	九八三〇	九八六二	九八九四	九〇二六	九〇五八	九〇九〇	九一二二	九一五四	九一八六	九二一八	九二五〇	九二八二	九三一四	九三四六	九三七八	九四一〇	九四四二	九四七四	九五〇六	九五三八	九五七〇	九六〇二	九六三四	九六六六	九六九八	九七三〇	九七六二	九七九四	九八二六	九八五八	九八九〇	九九二二	九九五四	九九八六	一〇〇一八	一〇〇五〇	一〇〇八二	一〇一一四	一〇一四六	一〇一七八	一〇二二〇	一〇二五二	一〇二八四	一〇三一六	一〇三四八	一〇三八〇	一〇四一二	一〇四五四	一〇四八六	一〇五一八	一〇五五〇	一〇五八二	一〇六一四	一〇六四六	一〇六七八	一〇七一〇	一〇七四二	一〇七七四	一〇八〇六	一〇八三八	一〇八七〇	一〇九〇二	一〇九三四	一〇九六六	一〇九九八	一〇一〇三〇	一〇一〇六二	一〇一〇九四	一〇一一二六	一〇一一五八	一〇一二九〇	一〇一三二二	一〇一三五四	一〇一三八六	一〇一九一八	一〇一九五〇	一〇一九八二	一〇二〇一四	一〇二〇四六	一〇二〇七八	一〇二一二〇	一〇二一五二	一〇二一八四	一〇二二一六	一〇二二四八	一〇二二八〇	一〇二三一二	一〇二三四四	一〇二三七六	一〇二四〇八	一〇二四四〇	一〇二四七二	一〇二五〇四	一〇二五三六	一〇二五六八	一〇二六〇〇	一〇二六三二	一〇二六六四	一〇二六九六	一〇二七二八	一〇二七六〇	一〇二七九二	一〇二八二四	一〇二八五六	一〇二八八八	一〇二九二〇	一〇二九五二	一〇二九八四	一〇三〇一六	一〇三〇四八	一〇三〇八〇	一〇三一〇二	一〇三一三四	一〇三一六六	一〇三一九八	一〇三二三〇	一〇三二六二	一〇三二九四	一〇三三二六	一〇三三五八	一〇三三九〇	一〇三四二二	一〇三四五四	一〇三四八六	一〇三五一八	一〇三五五〇	一〇三五八二	一〇三六一四	一〇三六四六	一〇三六七八	一〇三七一〇	一〇三七四二	一〇三七七四	一〇三八〇六	一〇三八三八	一〇三八七〇	一〇三九〇二	一〇三九三四	一〇三九六六	一〇四〇〇〇	一〇四〇三二	一〇四〇六四	一〇四〇九六	一〇四一二八	一〇四一六〇	一〇四一九二	一〇四二二四	一〇四二五六	一〇四二八八	一〇四三二〇	一〇四三五二	一〇四三八四	一〇四四一六	一〇四四四八	一〇四四八〇	一〇四五一二	一〇四五四四	一〇四五七六	一〇四六〇八	一〇四六四〇	一〇四六七二	一〇四七〇四	一〇四七三六	一〇四七六八	一〇四八〇〇	一〇四八三二	一〇四八六四	一〇四八九六	一〇四九二八	一〇四九六〇	一〇五〇〇〇	一〇五〇三二	一〇五〇六四	一〇五〇九六	一〇五一二八	一〇五一六〇	一〇五一九二	一〇五二二四	一〇五二五六	一〇五二八八	一〇五三二〇	一〇五三五二	一〇五三八四	一〇五四一六	一〇五四四八	一〇五四八〇	一〇五五一二	一〇五五四四	一〇五五七六	一〇五六〇八	一〇五六四〇	一〇五六七二	一〇五七〇四	一〇五七三六	一〇五七六八	一〇五八〇〇	一〇五八三二	一〇五八六四	一〇五八九六	一〇五九二八	一〇五九六〇	一〇六〇〇〇	一〇六〇三二	一〇六〇六四	一〇六一〇〇	一〇六一三二	一〇六一六四	一〇六一九六	一〇六二二八	一〇六二六〇	一〇六二九二	一〇六三二四	一〇六三五六	一〇六三八八	一〇六四二〇	一〇六四五二	一〇六四八四	一〇六五一六	一〇六五四八	一〇六五八〇	一〇六六一二	一〇六六四四	一〇六六七六	一〇六七〇八	一〇六七四〇	一〇六七七二	一〇六八〇四	一〇六八三六	一〇六八六八	一〇六九〇〇	一〇六九三二	一〇六九六四	一〇七〇〇〇	一〇七〇三二	一〇七〇六四	一〇七一〇〇	一〇七一三二	一〇七一六四	一〇七一九六	一〇七二二八	一〇七二六〇	一〇七二九二	一〇七三二四	一〇七三五六	一〇七三八八	一〇七四二〇	一〇七四五二	一〇七四八四	一〇七五一六	一〇七五四八	一〇七五八〇	一〇七六一二	一〇七六四四	一〇七六七六	一〇七七〇八	一〇七七四〇	一〇七七七二	一〇七八〇四	一〇七八三六	一〇七八六八	一〇八九〇〇	一〇八九三二	一〇八九六四	一〇九〇〇〇	一〇九〇三二	一〇九〇六四	一〇九〇九六	一〇九一三二	一〇九一六四	一〇九一九六	一〇九二二八	一〇九二六〇	一〇九二九二	一〇九三二四	一〇九三五六	一〇九三八八	一〇九四二〇	一〇九四五二	一〇九四八四	一〇九五二〇	一〇九五五二	一〇九五八四	一〇九六一六	一〇九六四八	一〇九六八〇	一〇九七一二	一〇九七四四	一〇九七七六	一〇九八〇八	一〇九八四〇	一〇九八七二	一〇九九〇四	一〇九九三六	一〇九九六八	一〇九九〇〇	一〇九九三二	一〇九九六四	一〇九九九六	一〇一〇〇〇〇

支那	英領印度	露國	蘭領東印度	ポロラント	ブラジル
〇・八	一・〇	二・二	二・六	三・〇	二・五
〇・四	一・〇	一・八	三・七	三・八	四・二
一・一	二・〇	四・〇	六・三	六・七	六・七

第八表 濠洲主要輸入品 (價額單位—百萬磅)
 (年度—七月より翌年六月に至る年度)

年次	總額	金屬及同製品 (機械を含まず)		織物類		機械		油脂類		紙及文房具	
		價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%
一九三三	一一三二	二四	一七・四	三一	二三・五	一一	八・三	六	四・五	六・三	四・五
一九三四	一四一	三一	二二・〇	二七	一九・一	一三	九・二	七	五・〇	六・四	四・三
一九二五	一四七	三二	二一・八	二九	一九・七	一四	九・五	九	六・一	六・九	四・八
一九二六	一五二	三一	二〇・四	二七	一七・八	一五	一〇・〇	一〇	六・六	七・〇	四・六
一九二七	一六四	三五	二一・三	二九	一七・七	一七	一〇・四	一一	六・七	七・〇	四・九
一九二八	一四七	二七	一八・四	二六	一七・四	一六	一〇・九	一〇	六・八	七・九	五・四
一九二九	一四三	二八	一九・六	二四	一六・八	一五	一〇・五	一一	七・七	七・九	五・四
一九三〇	一三一	二二	一六・八	二三	一七・六	一四	一〇・七	一二	七・二	七・九	五・四
一九三一	六一	六	九・八	一一	一八・〇	六	九・八	七	一一・五	四・六	八・二

關稅 一九二二.....一〇%
 一七%
 四〇%
 一片(ガロン)
 二五%

年次	綿絲及其他絲類		衣類		藥材化學品肥料		木材		煙草		ゴム及同製品	
	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%	價額	輸入總額に對する%
一九二六	九〇志(噸)	一五%—一五〇%	五〇%	一片(ガロン)	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%
一九二八	九〇志(噸)	一五%—一五〇%	五〇%	一片(ガロン)	五〇%	五〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%
一九二九	九五志(噸)	一五%—一六〇%	五〇%	四片(ガロン)	五〇%	五〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四五%	四五%
一九三〇	一二五志(噸)	一五%—一六〇%	六〇%	四片(ガロン)	六〇%	六〇%(生ゴム無稅)	五五%	五五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	五五%	五五%
一九三一	一二五志(噸)	一五%—一六〇%	六〇%	七片(ガロン)	七片(ガロン)	七片(ガロン)	五五%	五五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	五五%	五五%
一九二七	六・五	四・三	七・一	四・三	五・〇	三・〇	三・七	二・七	一・八	五・一	三・〇	三・〇
一九二八	五・六	三・八	六・五	四・四	五・八	三・九	三・〇	二・〇	一・八	三・七	二・五	二・五
一九二九	六・四	四・五	五・九	四・一	四・九	三・四	二・七	一・九	二・五	二・五	一・七	一・七
一九三〇	五・三	四・〇	四・六	三・五	四・六	三・五	二・四	一・八	二・七	二・五	一・三	一・三
一九三一	三・八	六・六	一・三	一・六	三・一	四・九	一・一	一・六	三・三	〇・七	一・六	一・六
關稅	一五%	四五%	不明	不明	不明	五%—四五%	五%—四五%	五%—四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)
	三五%	五〇%	不明	不明	不明	五%—四五%	五%—四五%	五%—四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)
	三五%	五〇%	不明	不明	不明	五%—四五%	五%—四五%	五%—四五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)
	五五%	六〇%	不明	不明	不明	五%—五五%	五%—五五%	五%—五五%	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)	四〇%	四〇%(生ゴム無稅)

一九三〇.....	五五%	六〇%	不明	五%—六五%	六志四片(封度)	五〇%(生ゴム無税)
一九三二.....	五五%	六〇%	不明	五%—六五%	八志六片(封度)	五〇%(生ゴム無税)

Philip G. Wright, Trade and Tariffs of Certain Pacific Countries. に據る。

四

併しながら過去における日濠貿易の成績は決して満足すべきものでない。日本から見て輸入は前記の羊毛及び小麦の統計が示す如く、次第に増加して、最近二億圓に上つたけれども、輸出は大戦直後に五千萬圓に達しただけで一高一低してゐる。この間に物價の下落したことを考へ合はせば數量の幾分増加したことは推斷し得るが、輸入の激増と對照して不満足を感じざるを得ない。例へば日本からの輸入品の首位を占むる絹物でも金額一、二千萬圓に止まり、木綿製品は僅かに二、三百萬圓のみである。

日本からの輸出の比較的不振なる所以は種々の原因あるべく、一概にはいへないけれども、同國の關稅政策がその一大原因たることは疑を容れない。濠洲の財政金融は一九二五年以後非常の難局に陥り、その對策の一として頻繁なる關稅引上が試みられ、それが英本國及び諸外國の産業に惡影響を與へたのみならず、濠洲自らに取りて失敗となつたことは有名な事實である。日本の主なる輸出品がかゝる政策のために打撃を受けたことは第九表及び第十表によつて推測し得る。第十表において關稅引上の翌月から日本品輸出の減少した状態が視はれるのである。但し濠洲政府もその後關稅政策を根本的に調査する必要を認め、所謂「學術及び産業調査會」を設け、關稅の効果と産業發達の可能性を詳細に研究することゝなつた。その結果専門家の忠告を得て一九三二年來幾分關稅の引下を行つたのである。吾人から見れば元來人口僅かに六百四十萬の小國が、その自然的狀態を無視して工業品の自給を計らんとするは甚だ無

謀なることゝいはねばならぬ。純農業國において都市の産業發達を奨勵するは文化的意義あること、昔米國獨立の當時ハミルトンの看破したる眞理であるけれども、それには自ら順序あることにて、決して急進政策を採るべきものではない。然るに濠洲においては全く方針を誤つたのであつて、その極端なる一例として砂糖政策が擧げられる。濠洲ではその熱帶地方に甘蔗栽培を起し、しかもそれを白人勞働によつて開發せんと企てた。その結果生産費が非常に高くなり、その生産費を償ふために砂糖の輸入禁止を行つた。而して現在砂糖の生産高は自國の需要を滿して餘りある故に、剩餘を外國に向つて投賣してゐるのである。砂糖政策については我が日本も全く同一の經驗を有するのであるが、濠洲は國が小さいだけに一層奇怪に見える。

第九表 濠洲の對日主要輸入品 (價額單位千磅)

年次	總額	總輸入に對する割合(%)	綿布		絹		動物質商品(主として生絲)	
			價額	割合(%)	價額	割合(%)	價額	割合(%)
一九二〇	四、二六二	二・二	五二二・〇	一二・二	一、四四四・〇	三五・九		
一九二一	五、三四八	四・三	八九三・〇	一六・七	一、五八二・〇	二九・六		
一九二二	三、五八二	二・二	四〇九・〇	一一・四	二、〇四〇・〇	五六・二		
一九二三	三、九三六	二・七	六一二・六	一五・六	一、九二七・一	四九・〇		
一九二四	三、五五八	二・〇	四九〇・一	一三・八	一、九一八・六	五三・九		
一九二五	四、一四六	一・八	七〇八・〇	一七・一	二、二四一・二	五四・一		
一九二六	四、三七二	二・一	六六三・一	一五・二	二、四二八・六	五五・六		
一九二七	五、一八三	二・六	五九六・〇	一一・五	三、一六三・二	六一・〇		一一二・四・二
一九二八	四、二八三	二・二	三五〇・七	八・二	二、七二九・一	六三・七		二二六・四 五・三

年次	陶磁器		魚類		木材		關稅
	價額	割合(%)	價額	割合(%)	百萬立方呎	價額	
一九二〇	三二八・八	七・七	二・三	〇・一	六・四	一八八・六	四・四
一九二一	六二〇・〇	一一・六	二・四	〇・一	五・七	二二〇・一	三・九
一九二二	二〇二・三	五・六	五・九	〇・二	三・九	八六・七	二・四
一九二三	二二一・二	五・六	八・九	〇・二	六・一	一三〇・五	三・三
一九二四	一八一・七	五・一	九・二	〇・三	五・一	一一三・二	三・二
一九二五	一四七・二	三・六	一五・四	〇・四	七・九	一九七・九	四・八
一九二六	一五六・〇	三・六	二四・四	〇・六	六・八	一三五・五	三・一
一九二七	一五五・三	三・〇	五二・四	〇・〇	八・三	一七六・二	三・四
一九二八	一二六・五	三・〇	五四・三	一・三	七・五	一六五・一	三・九
一九二九	一四八・六	三・二	八九・〇	一・九	七・五	一四六・六	三・一
一九三〇	四、一八二	二・八	二九一・三	七・〇	二、三八七・二	五七・一	三四二・四
一九三一	二、三八〇	二・一	一三四・八	五・二	一、二五九・九	五二・九	三三七・〇
一九二九	四、七〇七	二・二	二七七・三	五・九	三、〇二四・五	六四・三	二二九・〇
一九三〇	四、一八二	二・八	二九一・三	七・〇	二、三八七・二	五七・一	三四二・四
一九三一	二、三八〇	二・一	一三四・八	五・二	一、二五九・九	五二・九	三三七・〇
一九二一	一七〇	一七%	一七%	一〇%平均	一〇%平均	一〇%平均	一〇%
一九二六	一五〇	一五%	一五%	一二・五%	一二・五%	一二・五%	無稅
一九二九	一五〇	一五%	一五%	三〇%	三〇%	三〇%	無稅
一九三〇	一五〇	一五%	一五%	三〇%	三〇%	三〇%	無稅
一九三一	一五〇	一五%	一五%	三〇%	三〇%	三〇%	無稅
一九三二	一五〇	一五%	一五%	三〇%	三〇%	三〇%	無稅

一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九	七四・九
三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一
五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三	五九・三
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三	七・三
一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六

Philip G. Wright, Trade and Tariffs of Certain Pacific Countries. による。各商品の輸入價額割合(%)は同種商品輸入總額に對する割合。

第十表 我國對濠輸出貿易最近月別表 (單位千圓)

月別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一月	二、二八二	二、七六一	二、三二六	一、四九七	一、一六五	三、〇一四
二月	二、五三〇	二、四三一	一、九〇七	九一三	一、五五四	三、三一五
三月	二、二八八	二、七〇三	一、八一九	一、一八四	二、一六三	三、六二二
四月	二、五六四	二、六五〇	一、五六二	一、〇八七	二、二七二	三、四四一
五月	三、〇七三	四、四一〇	二、〇三〇	一、〇〇一	二、四四一	四、八七一
六月	四、五五五	五、三五〇	二、八九〇	一、四二三	三、二七七	四、八八七
			第四次關稅引上			布類關稅引下
			第三次關稅引上			
			第六次關稅引上 (六二品目)			
			關稅引上十項目 引下六十九項目			
			關稅引上八項目 引下五一項目			

七月	五、二四三	五、五四二	三、四〇七	一、七二一	四、二一一	五、五三七
八月	五、〇七一	五、六九九	特別附加稅新設 二、八五〇	二、一六四	四、〇八四	五、三九九
九月	三、七七四	絹物關稅引上 三、九四九	一、八八二	二、二八五	三、八六一 關稅引下(數品目)	四、四二九
十月	四、八一八	三、三〇三	靴紐輸入稅引上 一、七六六	二、一七五	四、四七二	關稅附加稅引下 四、三六七
十一月	三、七〇九	第一次關稅引上 二、五九四	第五次關稅引上 一、三九五	一、四八一	三、五二二	四、三五三
十二月	三、〇八九	第一次關稅引上 一、六七六	一、六五八	一、四六九	三、八八四	四、一七七
全年	四三、〇〇〇	四四、〇七五	二五、四八六	一八、四〇六	三六、八九五	五一、四一六

大藏省『大日本外國貿易月表』及『自由通商』關稅日誌に據る。

然るに濠洲の關稅政策は單なる濠洲だけの政策でなくして英帝國の特惠政策を含むものである。一九三一年のオッタワ會議以來この政策は著しく進捗し、近く第二のオッタワ會議を濠洲において開催し、一層の進展を計らんとする計畫あるやに聞いてゐる。英帝國を一團として自給的ブロックを作り、特に濠洲と英本國との間に地方的分業組織を固めんとする企ては濠洲だけの保護政策に比すれば有望であらうけれども、それにも大なる無理の存在することはオッタワ會議に先つて英國經濟學者の一團が發表した意見によつても明かである。實際英帝國の羊毛生産は帝國內の消費を充して遙かに餘りがあるので、その餘りだけは何うしても外國へ賣らねばならぬ。しかもその最上最大の買手は日本である。この現状は日濠兩國の自然的及び文化的條件の然らしめたものである。而して日本が將來益々多くの羊毛消費者となり、やがて十年の間に英本國を凌いで第一位の買手となるべきことは既に論じた所である。併しながら

日本をしてかゝる有望なる買手たらしむるには日本の輸出品に對して販路を與へなければならぬ。現在日本から賣れる絹物が同國の絹物輸入總額の五二%を占めるはまづよいとして、木綿製品に至つては僅かに5%に過ぎないことは不審である。英帝國もまた米國と同じく外國から買ふことなくしてたゞ賣つてばかりゐることは出來ない。もしウォーレス氏の指摘せる如く、米國があくまで工業品自給を企てる場合に棉花及び小麥の大々の減反を遂行せねばならぬとするならば、英帝國と雖もやはり羊毛生産を縮小するの外あるまい。

余は英國及び濠洲の政治家がこの問題について常識ある方針を採用するだらうと信ずる。同時に日本の政治家や實業家が國際協調の精神を失はないことを信ずる。第六十五議會は所謂通商擁護法案を通過し、外國の排日政策に對抗する用意を固めたやうであるが、かゝる法律の實際に運用さるゝことなきを切望する。外國もまた日本國民を刺戟しにかゝる非常手段に出でしめないことを切望する。何となればこれが人類の平和を維持する唯一の途であるのみならず、世界經濟の現狀に即した常識的結論である。濠洲の一部において日本の軍事的進出の原因となるべしと懸念されてゐる我國の人口増加は、事實においては濠洲の羊毛その他の原料品生産の發展を促すべき一原因であることは看過し得ない重要な點である。

三三三 ヨセミテ會議に於ける通商問題

ヨセミテ會議は日本がすべての國際關係において孤立の状態になつた時期に開催されたので、經濟問題のみならず思想問題でも日本に對する種々の誤解が起つてゐた。特に日本國內には今や極端なる排外思想が充満し、西洋風の民主主義、議會主義、自由主義、社會主義等を一括して外來思想として排撃し、専ら東洋固有の王道に還らんとする運動が全國民を風靡してゐるとなし、又この運動は單に西洋の勢力を自國から逐出だけでなく他の東洋諸國からも逐出して、諸國をして東洋本來の傳統に還らしむることを日本帝國の使命としてゐるので、そのために兵馬を動かすを辭せざる勢であると説くものもあつた。即ち日本は昔のアラビア人の如く左にコーランを捧げ右に劔を揮つて世界征服の夢を遂ふものと見るやうなことにもなり兼ねないのである。もし外國人の日本觀がかやうな推定に基くやうになれば、これ即ち一種の黃禍論となるので、かくては日本の爲すところ悉く疑惑の目標とならざるを得ない。それ故に日本側委員は現代の日本精神について正しき理解を得しめ、この種の誤解を一掃することを努めたのであつた。而して日本の通商問題を議するにもかやうな空想でなく、東西共通の常識に基いた取扱をなさしむるやう誘導したのであつた。

特に通商問題についていへば、吾々の主張は二つの點に重きを置いたといふことが出来る。即ち第一には日本が今日世界貿易上に進出することは日本の國勢上人口の激増、資源の不足から見て當然のことであり、國民生活上絕對の必要條件であること、第二は現在日本品は種々の好運に乗じて外國市場に進出し外國の競争者からは嫉視を受け、又

高率關稅や輸入割當等の方法によつて妨害されてゐるが、日本側は必ずしも外國の市場を荒さうとするのではなく、夫々の場合の必要に應じて自ら調節するを辭せないものであること、この二點を正式の會議の席上においても、又個人的談論の際にも力説したのである。又吾々はこの目的のために多數のパンフレットを印刷して外國委員に配布したのである。概して日本人は外國語を以つてする演説討論に得意でないから文書を與へてその足らざるところを補ふことは非常に有效なりと信ずる。

第一の點は從來幾多の國際會議において日本代表の強調したところであるが、太平洋會議においては前回から引つづいてこの主張の根底となる具體的事實を擧ぐるに努めてゐるのである。人口に關しては一九三三年パンフの會議に上田の提出した日本人口論の趣旨が可なり多方面の人々によつて理解せられ、外國側から意外の援兵の現はれるやうなこともあつた。總じて日本人口の年齢構成が歐洲のそれとは非常に異り、現に龐大なる兒童人口を擁するが故に、來るべき二三十年間に職業を求むところの青壯年者の數が激増すべきは否定すべからざる事實であり、そのために日本の土地資源が現在の状態である限り輸出産業の發展を見るべきことも避けんとして避くべからざる國民生活上の必要條件であるといふことは、少くとも太平洋會議においてはよく認められたやうである。しかし亞米利加や露西亞の如き廣大な國土に住む國民は自國內で農工商の分業を取り揃へることが出来る故に、彼等をして日本の國勢を理解せしむることは此上にも相當の努力を要すると考へる次第である。尙又前記の黃禍論の如きものが盛になれば、日本人は元來國民生活の安定などは求めてゐないので、國威國權の宣揚のみを目掛けて一切の犠牲を甘んじて受けることろの國民であるから、外國が日本産業の發展のために讓歩をしても、しなくても、その領土擴張運動を止めることはいふに非常識な結論を生ましめるであらう。然るに日本國內において大陸政策や南進政策につき不謹慎な言論が行はれれば、それが忽ち海外の恐日心理に反映して日本の通商發展を妨害することになるのである。

しかしながらヨセミテ會議においては多くの外國委員が日本の國勢上通商發展の止むべからざることを理解してゐたから、吾々は前記の第二の點について充分討議することが出来たのである。日本の通商發展の競争者となるものは主として英國であるから英國委員との交渉が特に多くあつた。彼等のいふところを綜合すれば自分共は日本の輸出入の發展は當然と思ふけれども、その近年の發展はあまりに急激なるため、又あまりに無統制なるために他國の産業にデスロケイション（混亂）を惹起することを恐れるのである。例へば爲替安等の原因により日本品が外國品に比して非常に安く賣られる場合に日本人は日本人同志競争して極度まで値を落してしまふ。そのために日本品は急激に販路を擴張するけれども、日本の生産者及商人の得る利益は少いであらう。しかもそのために外國の同業者は意外の打撃を受けて困惑せざるを得ない。かゝる弊害を矯正することは出来ないものかといふのであつた。

右の説に對し日本側は次の如く答へた。日本品の海外市場に對する進出を爲替安の好條件のみに歸せられるのは迷惑なこと、實際日本の工業家は一九三〇年前後のデフレイション時代に無配當を忍んで思ひ切つた整理を行ひ、經營の合理化を實行してゐる。その効果が爲替安時代に現はれ來つたのである。しかるに諸外國は殆ど一の例外もなく高率關稅又は輸入割當を用ひて日本品防遏を行つたから、日本品は到る處に出身を挫かれ今年の如きは既に發展の歩調を停止する恐がある（この事實は日本側提出のペーパーに詳細に記してある）。日本の政府及當業者は既に濫賣の不得策なることをよく承知してゐるので、輸出統制のために輸出組合、工業組合を結成することは近年の風潮となつてゐる。外國の政府又は當業者との協定によつて日本の組合が自ら統制料を徴收し又は輸出量を制限した實例もある（この事實もまた日本側のペーパーに明かに記してある）。

かやうな問答が度々行はれた後に、英國委員は日本當業者の自發的統制に望を囑し、今後英國では日本品に對し課稅又は割當を行はんとする場合には先づ日本の組合の意向を質すやう勸説すべきに付、日本でも組合中心にて外國側

と協調することを遊説せられたいとの申出があり、吾々日本側委員の大部分はそれこそ日本の營業者一般が希望するところであろうと答へた。尙嘗て貿易商なりし英國の一委員は協定の條件として割當と統制料とを結合したなら妥當な案を作り得るのではないかとの意見を述べた。それは或種の日本品の輸入數量何程に達するときは統制料を何程増すとといふ一種のスライディング・スケールを設けることである。これに對しても吾々は異議をいはなかつた。それは爲し得るところである。しかし實際問題は統制數量及統制料の金額である。日本品の發展を禁止しないやうな妥當な數量と妥當な金額を以つてするに非ざれば協定は出來ない。例へば日濠通商協定の交渉中に日本の人絹は自ら高率の統制料を定めてこれを実施したに拘らず、濠洲では數量の大々的切下げを要求したために協定が不成立になつたのであると答へた。かやうにして日英委員間には兩國の通商協定の必要を感じずると共に協調の方法を考究することを申合せたのである。

通商問題について英國の次に重要な討議を期待されたのは濠洲であつた。會議直前に濠洲の日米兩國品に對する關稅引上が行はれ、日本では報復關稅を行ひ、濠毛不買を行つた際であつたから、日本委員は濠洲側の態度に注意してゐたのである。しかしヨセミテ會議に來たところの濠洲委員は一致して同政府の關稅政策に對し不贊成を唱へ、それは羊毛の好得意たる日本に報ゆる所にあらざることを卒直に言明したので議論にはならなかつた。或席では濠洲の一委員は英國がこのやうな問題に容喙することを非難したので討論は却て英濠間に移るの奇觀を呈した。勿論英帝國のドミニオンは本國から獨立した經濟政策を行ふのであるが、それを誤認して英帝國の通商政策が専ら英本國の要求により動かさるゝものと考へてゐたところの一部日本側委員に意外の感を抱かしめた。

和蘭委員は蘭領印度における日本品及日本商人の地位につき説明した。その說によれば蘭領政府は日本の安價良質の商品を排斥せんとする方針は取つてゐない。たゞ日本政府が蘭領内に自由な販路を要求しながら自國の砂糖を保護

するに熱心にして、そのために蘭領の最重要産業を不振に陥れたことを不満とする旨を強調した。日本の糖業政策については日本側はよき反撃の材料をもたないので日本と同様の糖業保護を行つてゐる國は英、濠、印度等いくらでもあることを指摘する位に止まつた。和蘭委員との會談により明かになし得たことは、蘭人の恐るゝところは日本品の侵入よりも寧ろ日本小賣商の侵入であるとの一事である。日本の輸出商が蘭印に赴くのみならず日本の問屋及小賣商までが蘭領内に販賣網を張るときは商品配給に伴ふ金融もまた日本商人の掌握するところとなり、和蘭銀行は打撃を受けるばかりでなく、一朝日本人が手を引いた場合には蘭領經濟界の根本が動搖するに至るであらう。そのやうな販賣網及金融網の出来ることは政府としても看過し得ざるところだといふのである。その間日本の軍事的南進を恐れる心理の働いてゐることも蔽ふべからざることであつた。

日米通商に關しては日本委員は今日の日米貿易が既に日本側の巨額の買越しになつてゐるに拘らず、米國側の實業界が瑣細なる日本品の進出に對して一々苦情を申立てゝ統制を迫り或は關稅増徴を以つて脅かすことの不當なるを訴へた。これに對し英國委員は全く同情的態度を示した。而して米國には自國當業者のこのやうな態度が日本の輿論を刺戟することなきやを恐るゝ空氣が少くとも同國の識者間には起つてゐるやうに見えた。日本が現に米國からの輸入によつて滿してゐるところの莫大なる棉花の需要を他の諸國に分散せしめるやうにならないだらうかといふことは彼等の問題とするところであらう。例へば支那、ブラジル等の棉花に對し日本人の買付が多くなることは彼等の注目を怠らないところである。日本が棉花の供給を現在以上に分散させるか否かは日本自身に取つて頗る重要な問題であるがそれは又日本の對米通商協定の一の武器となるやうに思はれる。

最後に日支の通商關係については經濟問題として頗る活潑なる討議が屢々展開せられ日本委員が窮地に陥つたことは蔽ふべからざるところであつた。それは申すまでもなく北支特殊貿易即ち所謂スマグリングに關してである。支那

委員は日本軍の後援の下に成立した冀東政權が南京政府所定の關稅を四分一に引下げて日本品を北支に亂入せしめたために北支市場は一大混亂に陥つたばかりでなく、南京の關稅收入は過去一年間に三千萬圓を減じ、政府の改革事業を非常に阻害したと稱し、これは支那の通貨改革に日本が協力を拒んだことと並べて日本の支那に對する強壓政策の證左なりとした。他の外國委員もこのスマグリングに關しては支那に同情してゐたことは明かである。かくの如き常軌を逸した政策が東亞の安定勢力としての日本の權威を維持する所以でないといふ意見は日本の同情者からも唱へられたのである。

一九三六年の太平洋會議はかくの如くにして終つた。諸外國の委員は日本の國情について新に理解を深めその産業の進歩を讚嘆しつつ一面にはその大陸政策に對して大なる疑念を拭ふこと能はずして散會したと思はれる。翻つて其後の通商關係を見るに年末には日濠協定が成立し、新年に入つて日米綿業協定が成立した。前者は決して日本輸出産業に取つて有利ではないけれども、關稅戰爭の繼續を免れしめたものである。後者は米國當業者の賞讃すべき遠大な思慮に發したものであつて、日本綿業者の少くとも一部のものが意外とするほど有利な條件を提供した。日本の貿易は毫も悲觀するに及ばない。世界の景氣が恢復するにつれて各國の競争者は必ずしも排外的政策を用ひずとも自國品の販路を保つことは出来るはずである。而して日本の國民生活安定の根本はこの世界の好潮に乗じて外國貿易を發展せしめることである。

三四 東亞の自由通商

近頃日本全國の小學校を卒業するものゝ數は毎年百四十萬人位であつて、この數は近き將來において尙幾分増加する見込である。尋常小學を出てから高等小學又は中等學校に入るものが百萬以上あるだらうが、しかしこれ等のものゝ大部分は間もなく學校を去つて勞働市場に出なければならぬ。つまり約百四十萬から五十萬の青年男女は毎年就職線に現はれる。女は必ずしも職に就かぬとしても家庭で働かねばならぬ。他の一方において現に農工商等の職業に働いてゐるものが一部は老年になつたり、又は不幸にして若死するので、差引五十萬人位が新に求職者の列に加はつて行くことになる。何處でそれだけの職業が増加するかといふと殆んどすべてが都市においてである。農地は擴張の餘地なく、農家に生れたものは父祖の業を繼ぐものゝ外は悉く都市に出る。農業に従事して食糧や原料を作るもの數は増加せずして、都市にあつてそれを需要するものゝ數は殖える。何うしても日本は食糧原料を他に求めて、自己の工業を賣らなければならぬ國柄である。これ程簡單明白な道理はない。それ故に吾々は自由通商論者である。日本の國策は全體として通商の發達から割出すべきだと信ずる。

そこで通商の相手は世界中にあるので、吾人の着眼も世界的でなければならず、今日でも棉花がアメリカから來り羊毛が濠洲から來る等のことを考へれば、日本の生命線はアメリカにも濠洲にもあるといへる。けれども手近のところでは支那がそれである。日支の關係は相互の自由通商が無事に行はれ得るやうな状態であるや否やである。然るに今日北支事變は局部的解決が出來ないで、全面的衝突となつてしまつた。なつたらなつたで致方はない。大にやるべ

したが、さて結末は何處へもつて行くのであるか。願はくはこれを通商障害撤廢の方向に導きたいのである。

滿洲事件の前に或外人は次のやうな觀測を述べた。日支の關係は南と北とで相異つた形態を呈してゐる。北の方、

滿洲では日本が政治的利害を痛切に感じてゐるのに對し、支那は國權恢復に身を入れてゐるから衝突の危險がある。南の方、支那本部では日本の通商が發達しつゝあり、揚子江流域は日本品の大販路たらんとするが、支那人の抗日意識が旺盛で、日貨排斥などをやるから油斷出來ない。日本は政治的勢力と直接の利益たる通商關係との何れに重きを置くか。二つを共に取ることは恐らく不可能であらうと。然るに實際にはその後一年ばかりにして滿洲事件が起りやがて滿洲國獨立となつた。而して南方は如何といふに、一時は排日運動の上に一般の不景氣が加はつて通商は縮小したが、景氣が直れば通商も有望となつて來た。いはゞ日本は二つを共に取つた形であつた。しかし南京政府としては支離滅裂の中華を統一するには抗日を旗幟として人心を引立てなければならなかつた。その結果が今日の事態に至つたものと思はれる。通商障害は關稅や割當ばかりでない。國民的反感がより以上の障害である。

今の世界で自由通商の途は二つある。一は世界中を平等に取扱ふやり方で昔からの自由通商の行き方であるが、これは世界經濟機構の崩壞と國民主義の勃興、國際政治の不安のために絶えず脅かされる。それ故世界經濟は頼むに足らずとして一のブロック内に自由通商の安全なる範圍を作らんとする。これが第二の途である。しかしブロックは如何に大きくあつても、やはりブロックに過ぎないから完全にその中へたてこもるわけに行かない。そこで大國は皆この二の途を何とかして組合はせやうとしてゐる。日本も臺灣朝鮮を完全に帝國ブロックに入れ、滿洲にも共通の貨幣を行つたり、資本を入れたりしてこれを仲間に入れつゝある。しかしこのブロックだけでは日本の力を伸ばすに足らない。たとへ支那全土を入れるとしてもまだ自足自給は出來ない。

支那が眞の統一を完成するのは何時のことであるかわからない。しかし近代の技術たる鐵道、自動車、飛行機、ラ

チオと小學教育の普及、國語の統一は悉く支那民族の國家的統一を助けるところの力である。南京政府の抗日宣傳以上の力である。この力は過去四五十年間に既に大なる變化を支那の政治上に現はしたものであるが、今後十年間には益大なる變化を生ぜしめるであらう。一の中央政府が倒れても又次の中央政府を成立せしめるであらう。

幸にして日本人は支那人を憎んでゐない。支那に在留する日本人が虐待を受けることはあつても、日本の何れの地でも支那人が虐待されたことを聞いたことがない。以前にあつた支那輕蔑の氣風も少くなつてゐる。日本政府も支那民衆を敵としないことを明言してゐる。願くは今度の事件の速かなる結末により兩國民の感情を更に悪化させることなく、兩降つて地固まるやうにさせたい。而して東亞の自由通商が促進せられ、それが更に政治上にもよき反響をもつに至らしめたい。